

みんなの幸せづくり計画

牛久市地域福祉計画 地域福祉活動計画

人はひとりでは生きていけない。
だれもが幸せに暮らせるまちをつくる。

平成28年度～33年度

牛久市

は じ め に

本市では、平成 22 年 3 月に「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画」を策定し地域福祉を進めてまいりました。

平成 28 年 3 月には、人口減少、少子高齢化、核家族化、地域の繋がり希薄化など、変わりゆく地域の在り方に、より適切に対応すべく、市の行政計画である地域福祉計画と、市民の行動計画である地域福祉活動計画を一体化し、新たに「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。



策定以降、市民の皆様のご協力により一定の成果をあげることができましたが、自殺、虐待、DV等の問題の深刻化など、各世帯が抱える課題は一層複雑化・多様化し、従来のような分野別の縦割りの対応では行き届かなくなってきています。そのため、こうした問題を「丸ごと」受け止めて解決していくことが求められています。

また市民の皆様に、他人事を「我が事」と捉えて地域で暮らしていただくことで、課題の早期発見や解決へと繋げることが可能です。より一層の地域福祉の推進のために、市民の皆様と共に支え合いのまちづくりを進めていけたら幸いです。

今後は、これまで推進してきた「自助」「近助（互助）」「共助」「公助」の4つの視点での支え合いを軸として、本計画の基本理念である「人はひとりでは生きていけない。だれもが幸せに暮らせるまちをつくる。」の実現に取り組んでまいります。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活していくためには、市民、地域、行政の全てが手を取り合って計画の推進を図っていくことが必要です。それぞれの特徴を生かしながら、各々が地域福祉の担い手となって地域で活躍することができるよう、市として環境整備等に取り組んでまいります。

結びに、計画を策定するにあたり、御指導、御尽力いただきました牛久市地域福祉計画審議会及び牛久市地域福祉活動計画策定委員会の皆様や市内8小学校区での地域支え合い懇談会に出席いただいた各地区社協の皆様、市民満足度調査やパブリックコメント等で貴重な御意見をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

牛久市長 根 本 洋 治

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 地域福祉計画に関する法律制度や制度の動向	4
3 計画の位置づけ	6
4 地域福祉における役割	8
5 計画の期間	9
6 計画策定過程での市民参加	10
(1) 地域福祉審議会	10
(2) 地域支え合い懇談会の実施	10
(3) 市民満足度調査	10
(4) パブリックコメントの実施	10
第2章 計画策定の考え方	15
1 基本理念	17
2 基本的視点	18
3 基本目標	19
4 施策体系	20
第3章 地域福祉をめぐる状況	23
1 市の状況	25
2 市民アンケート	52
3 地域支え合い懇談会	54
第4章 施策の展開	61
基本目標 1	64
基本目標 2	70
基本目標 3	84
基本目標 4	109
第5章 地区社協の取組	123
第6章 計画の推進	143
1 市民、地域、事業者、社協、行政の協働で計画を進めます	145
2 新たな地域課題への対応を検討します	147
資料編	149

第 1 章

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成28年3月、自治体の地域福祉計画と市民の行動計画である地域福祉活動計画を一体化し、新たに「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、自助・近助（互助）・共助、公助の4つの視点に立った地域福祉を推進してきました。

この間、少子高齢化、単身世帯の増加、さらには自殺、虐待、DV等の問題がさらに深刻化しています。これらを背景として、自助のみで日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大するとともに、複雑化・多様化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における助け合いの力も弱まりつつあります。

今後の少子高齢化等の状況を見据え、個別制度の見直しに留まらない、自助・近助（互助）・共助・公助全体のより適切なあり方の再構築が求められています。

近年、社会福祉法の改正が行われるなど、地域福祉を取り巻く環境は変化しており、「地域共生社会」や「我が事・丸ごと」といった新たな国の考え方やビジョンを、現在の市の実情と絡めて計画に反映していくことが必要です。

こうした国の制度改革や社会情勢、地域の現状を踏まえ、今回計画の中間見直しを行い、「人はひとりでは生きていけない。だれもが幸せに暮らせるまちをつくる。」を基本理念とした本市の地域福祉をより一層充実させていきます。

2. 地域福祉に関する法律や制度の動向

(1) 社会福祉法の改正

さまざまに複合した課題を抱える個人・世帯に対する支援や「制度の狭間」に該当する問題など、既存の制度では対応が困難な課題の解決を図るため、国は、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に関連して、社会福祉法が改正されました（平成 29 年 6 月 2 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行）。

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現による「我が事・丸ごと」の地域づくりが求められています。住民相互の支え合い機能を強化し、地域課題の解決を試みる体制を整備することが必要です。

(2) 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

現在、従来の制度では対象としていない地域の課題や複合的な課題を抱える世帯への対応など、対応が困難なケースが浮き彫りになっています。

一億総活躍社会づくりが進められる中、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があります。

「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要があります。

これらの具体策の検討を加速化するため、平成 28 年 7 月厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。その後、平成 29 年度予算において、地域課題の把握・解決のための体制構築、世帯の課題に対応する包括的相談支援体制整備のための事業費 20 億円が確保され、全国 85 の自治体で事業が実施されています。

(3) 成年後見制度利用促進法の成立

平成 28 年 5 月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」がポイントとなっています。

(4) 自殺総合対策大綱の見直し

平成 29 年 7 月 25 日、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。新たな大綱では、基本理念として、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進することが新たに掲げられました。

基本方針としては、自殺対策は「生きることの包括的な支援として推進する」、「関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」、「対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる」こと等が掲げられました。

また、重点施策として、新たに、「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」、「勤務問題による自殺対策を更に推進する」等が盛り込まれ、推進体制については、「地域における計画的な自殺対策の推進」が盛り込まれました。

(5) 防災基本計画の修正

防災基本計画は、災害対策基本法の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画です。

平成 30 年 6 月 29 日に修正が行われ、「『逃げ遅れゼロ』の実現」等が追加され、要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務化されました。

(6) 再犯防止推進計画の策定

平成 19 年版犯罪白書では、全検挙者のうちの約 3 割に当たる再犯者によって約 6 割の犯罪が行われていることが公表されました。また、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は上昇し続けています。

こうした状況を受け、平成 24 年 7 月には、再犯の防止は政府一丸となって取り組むべき喫緊の課題という認識の下、犯罪対策閣僚会議において、我が国の刑事政策に初めて数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」が決定されました。

平成 28 年 12 月には、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されました。この法律において、政府は、再犯の防止等に関する施策の、総合的かつ計画的な推進を図るため「再犯防止推進計画」を策定するとされており、平成 29 年 12 月に同計画が閣議決定されました。

3. 計画の位置づけ

- ① 「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進の理念や方向性を明らかにするものです。
- ② 「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、市民の行動計画である地域福祉活動計画の内容を含むものとします。
- ③ 「茨城県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに、「牛久市総合計画」を上位計画とし、その基本構想に掲げる目指すまちの姿「笑顔があふれ やすらぎのあるまち うしく」を実現するため、地域福祉の将来像や基本方針を定めるものです。
- ④ 「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、「牛久市第3次総合計画」の重要な柱である「すべての人が安心して暮らし続けられるまち」の方向性と対応する内容となっています。
- ⑤ 本計画は、高齢者、障がいのある方、児童等（以下「要配慮者」という。）といった分野の視点を大切にしながら、市民、行政、地域みんなが主役となって、自分の住む地域を住みやすくするために、福祉、保健、防災等の多様な地域の課題の解決に向けて、取り組んでいくものです。

（参考）社会福祉法より抜粋

（地域福祉の推進）

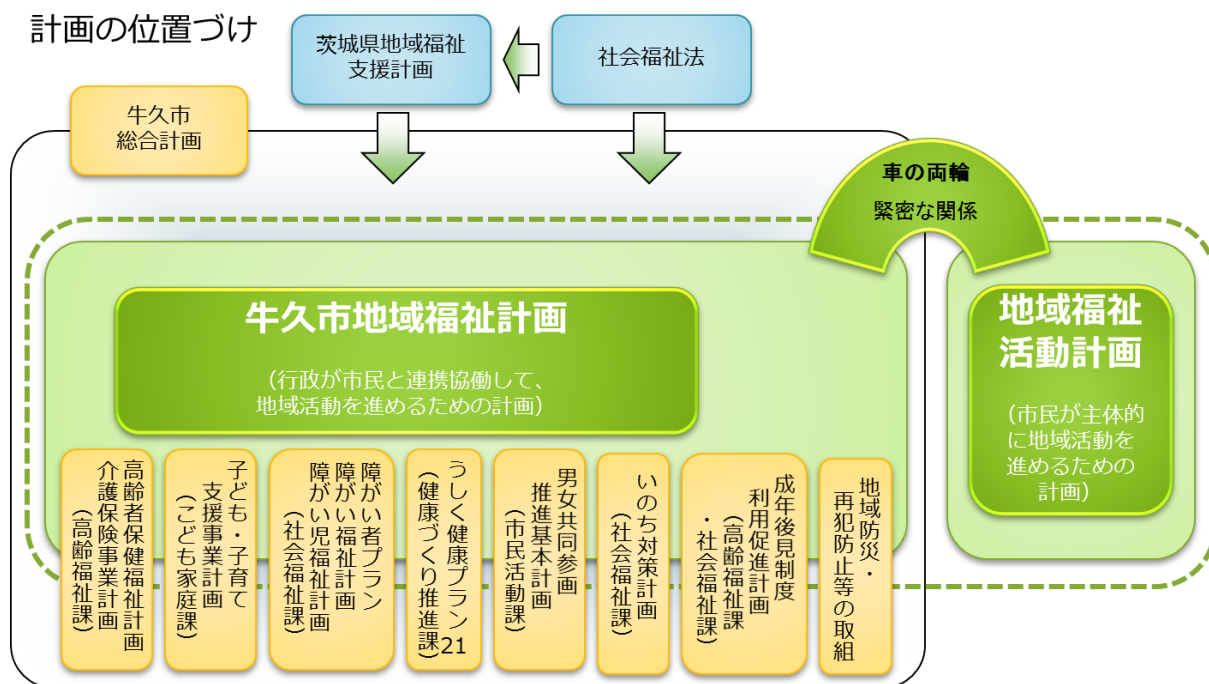
第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

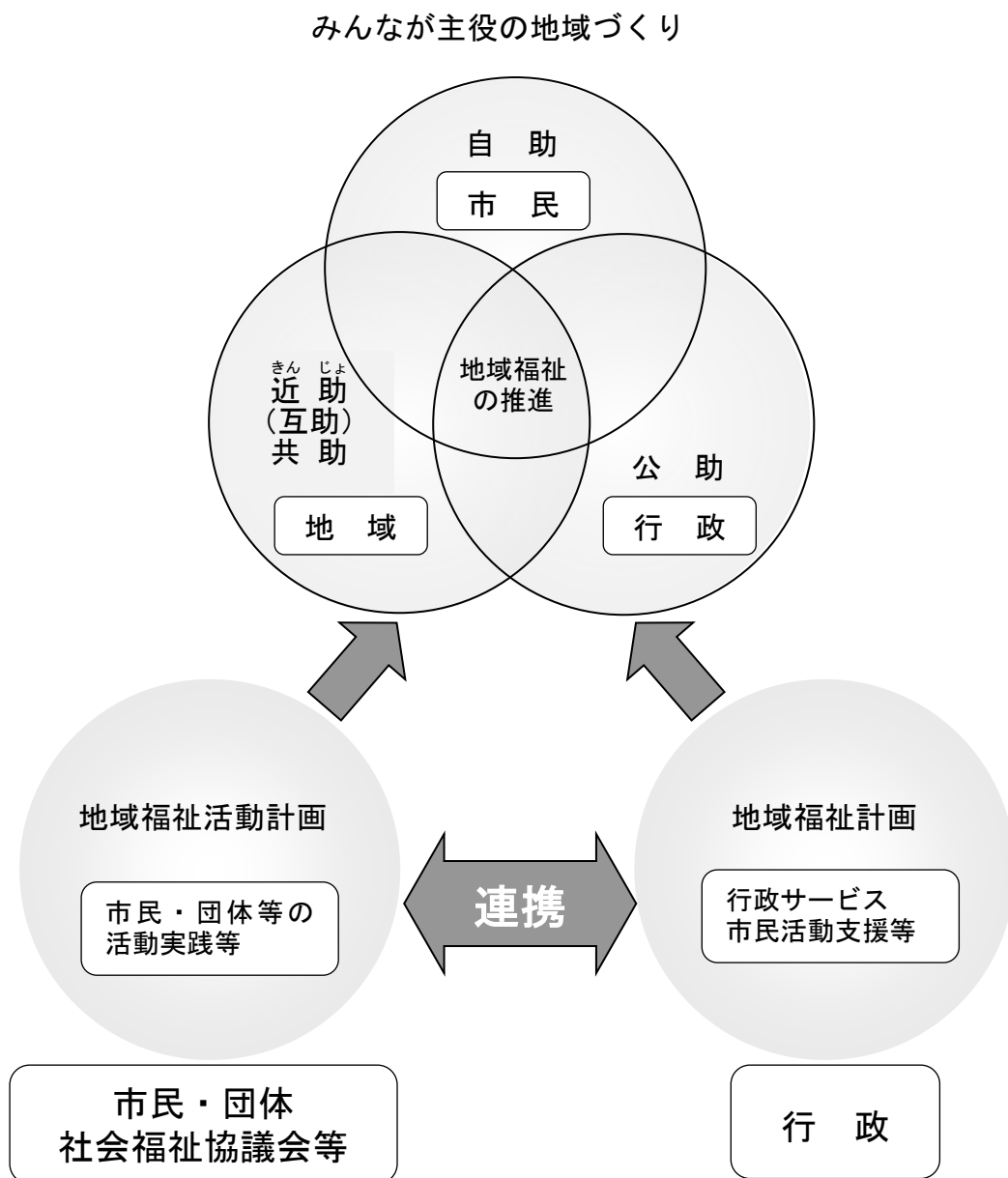
計画の位置づけのイメージ



4. 地域福祉における役割

地域福祉計画は、行政計画として、行政が地域福祉のためのしくみづくりや環境づくり、市民や民間事業者等への活動支援などの役割を担うものです。

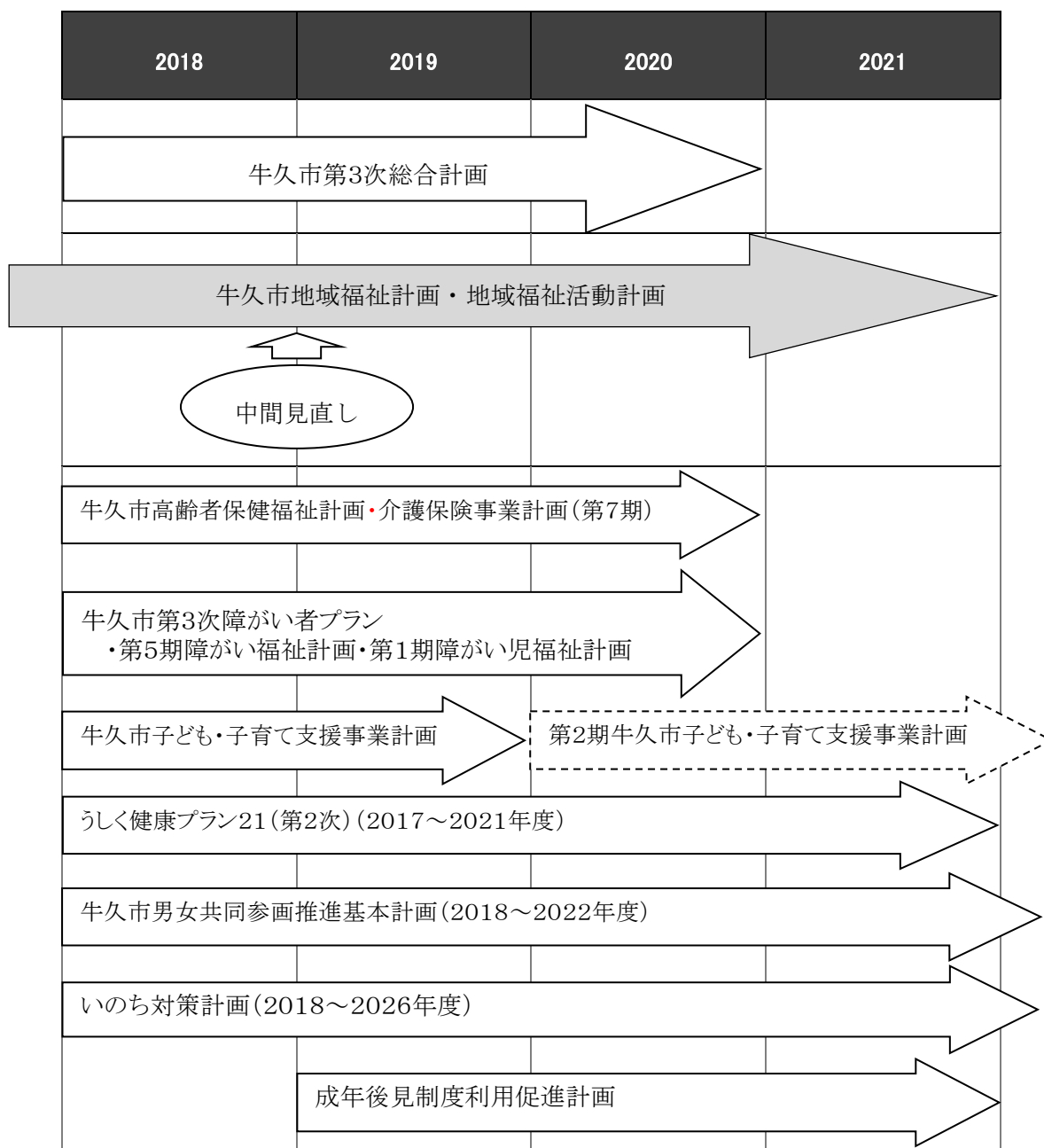
また、地域福祉活動計画は、地域福祉活動を推進するための住民主体の活動計画です。ともに地域福祉を推進するために両輪となる計画です。



5. 計画の期間

「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、2016年度（平成28年度）から2021年度までの6か年を計画期間としていますが、法改正等の状況を踏まえ中間年である平成30年度に見直しを行い、2019年度から2021年度までの計画を策定するものです。

なお、計画期間中は、牛久市総合計画との整合性を図りながら、社会経済状況の変化に応じて見直していくものとします。



6. 計画策定過程での市民参加

(1) 地域福祉審議会

この計画の策定のため、平成 29 年 12 月から「牛久市地域福祉計画審議会・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、審議を進めてきました。

この審議会は、市民代表 4 名、福祉団体関係者 6 名、保健医療関係者 2 名、学識経験者 1 名、学校 2 名、行政 2 名の計 17 名の委員で構成されています。(平成 30 年度)

審議会では、会議形式で地域福祉計画及び地域福祉活動計画の審議を進めるほか、「地域支え合い懇談会」を、市社協及び地区社協と協働で開催しました。

【地域支え合い懇談会】

平成 30 年 6 月から 7 月にかけて、市内 8 会場で開催しました。これは、地域福祉活動等の現状を把握するため、懇談会形式で、地区社協の皆さんの意見や要望を聴き取り、まとめていくものです。開催後、市でまとめた資料を基に、本計画に掲載される内容が検討されています。

(2) 地域支え合い懇談会の実施

平成 30 年 6 月 25 日から 7 月 21 日までの期間中、小学校区ごとに市内 8 会場で「地域支え合い懇談会」を開催し、延べ約 200 名の地区社協関係者・行政区長・民生委員児童委員の方にお集りいただきました。

今回は、懇談会の手法により、地域の人々の課題、地域の支え合いを進めていく上での課題、今後の地区社協の取り組みの方向性等、幅広い分野について、掘り下げた意見を聴き取ることができました。運営は、牛久市社会福祉課・高齢福祉課、牛久市社会福祉協議会により行いました。

(3) 市民満足度調査

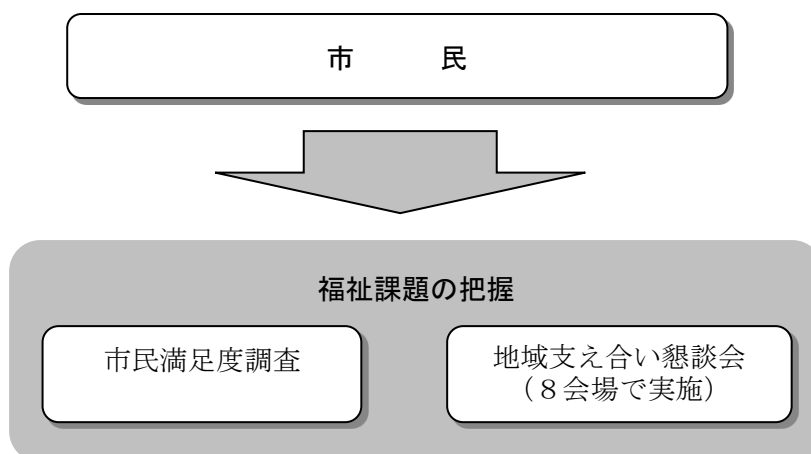
牛久市では、住みごこちや行政に対してのご意見を市民の皆さんからいただくため、市民満足度調査を毎年実施しています。この調査のうち、地域福祉に関わる設問について、その結果を地域福祉計画を策定するうえでの参考にしています。

(4) パブリックコメントの実施

平成31年1月8日から1月29日まで、地域福祉計画の素案についてご意見を募集したところ、30件の意見が市民の皆さんから寄せられました。これらの意見についても、地域福祉計画策定の参考にしています。

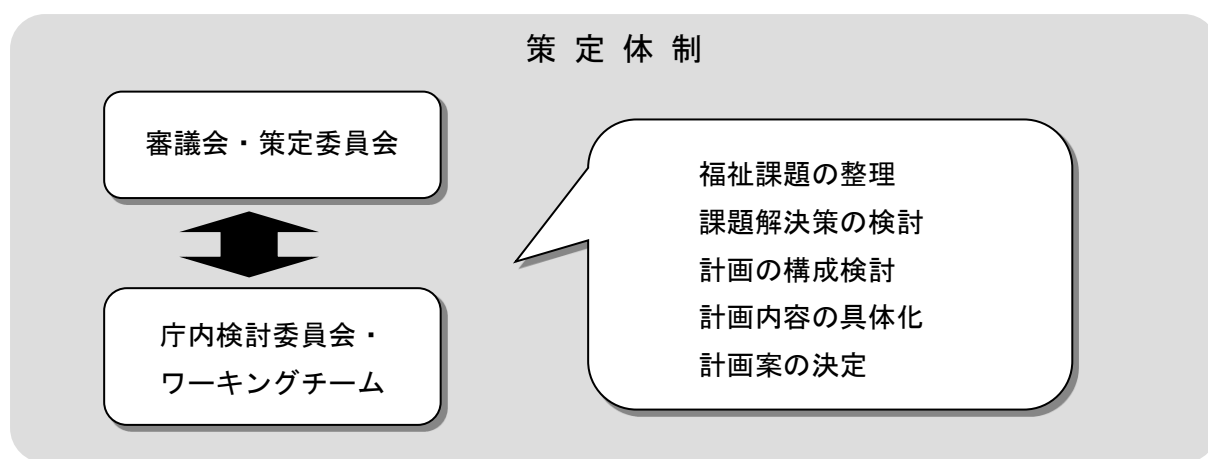
福祉課題の把握

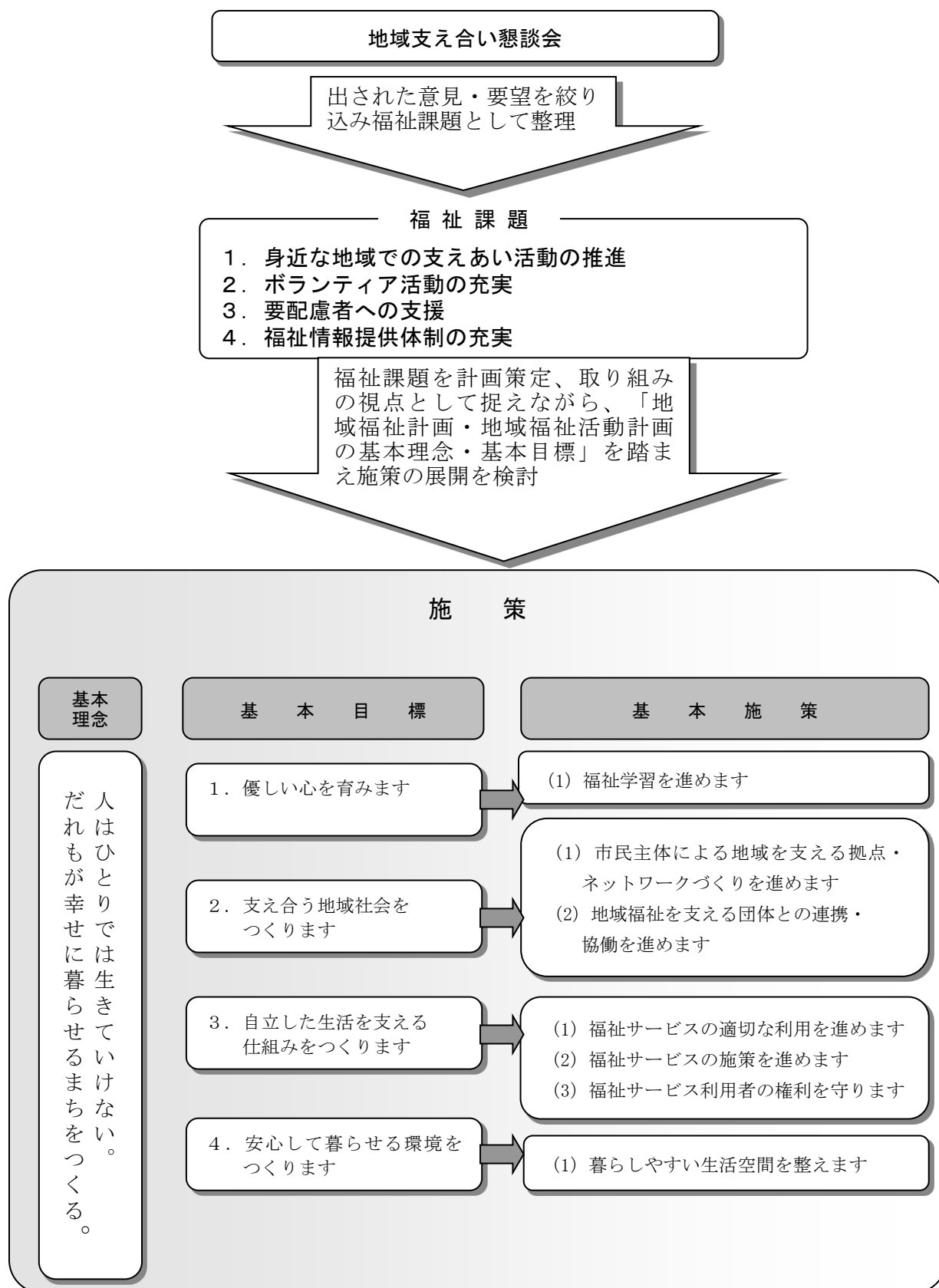
計画の策定にあたり、市民の福祉に関するニーズや福祉課題を明らかにするために、市内8会場で地域支え合い懇談会を開催しました。その他、牛久市が「市民満足度調査」など、いくつかの方法で現状と課題の把握に努め整理を行いました。



計画の策定にあたり、「牛久市地域福祉計画審議会及び地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、行政区・地区社会福祉協議会・福祉関係者・当事者団体・学識経験者など、市民の代表からご意見をいただきました。

また、「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の庁内検討委員会・ワーキングチームにおいて、計画に関する福祉課題の整理、解決策の検討、関連計画との連携など検討しました。





第2章

計画策定の考え方

1. 基本理念

「人はひとりでは生きていけない。だれもが幸せに暮らせるまちをつくる。」

市内には、子どもから高齢者まで、健常者も障がい者も、多くの人々がさまざまな環境下で生活をしています。生活スタイルの多様化に伴い地域の課題も多様化し、ひとりが抱える課題も複合的になってきています。現代においては、こうした課題を地域で「丸ごと」受け止めて解決していくことが重要です。

また、多くの人々が何かしらの課題を抱える現代においては、課題の種類に限らず、全ての課題に対して、地域での助け合いが必要です。そのためには、市民一人ひとりが担い手となり、地域の人々の抱えるさまざまな課題を、「我が事」として捉え、さまざまな活動に参加し、いきいきと地域で活躍することが求められます。

今後、地域福祉をより一層充実させるためには、地域の実情を理解している市民一人ひとりが、住み慣れた地域において、地域福祉の主役として地域の活動に積極的に参加していくことが重要です。

市内に暮らす一人ひとりが自分らしく輝けるまちづくりのために、牛久市では、4つの基本視点に取り組んでいます。

2. 基本的視点

前述の基本理念を実現するため、本市では、次の4つの視点に立って本計画を推進します。

視点1 自 助

一人ひとりが地域の中で、自分でできることを積極的にしていきます。

視点2 きん 近 じょ 助（互 助）

向こう三軒両隣の近所の人たちの中で、困ったときはお互いに助け合える関係づくりを進めます。

視点3 共 助

地域の中で、人と人との心の絆を強め、助け合い、支え合いの輪を広げていきます。

視点4 公 助

地域福祉の基盤づくりをするとともに、市民協働を推進します。

3. 基本目標

目標1 優しい心を育みます

みんなが幸せな気持ちで住み慣れた地域で暮らすためには、一人ひとりが優しい心を持ち、まわりの人たちとあたたかな交流を深めることが大切です。牛久市では、市民の誰もが地域の課題を我が事として捉えられるようにするために、福祉について学ぶ機会、多くの人と交流する機会づくりを進めます。すべての市民が「お互い様」の心を持ち、市民全員が手を取り合った大きな輪で、地域全体が包み込まれるようなまちづくりを進めます。

目標2 支え合う地域社会をつくります

みんなで互いに支え合う地域づくりのためには、身近な地域で、誰もが我が事としてさまざまな活動に参加し、いきいきと担えるまちづくりが大切です。牛久市では、市民が地域で活動しやすい環境を整え、地域を支える活動の輪づくりを進めます。

目標3 自立した生活を支える仕組みをつくります

自分らしく自立した生活を地域で送るためには、それぞれの人が適切な福祉サービスを利用できることが大切です。牛久市では、市民の方が抱えるさまざまな課題を丸ごと受け止め、市民一人ひとりのニーズに適切に対応した福祉サービスを総合的に提供し、自立を支えるための仕組みづくりを進めます。

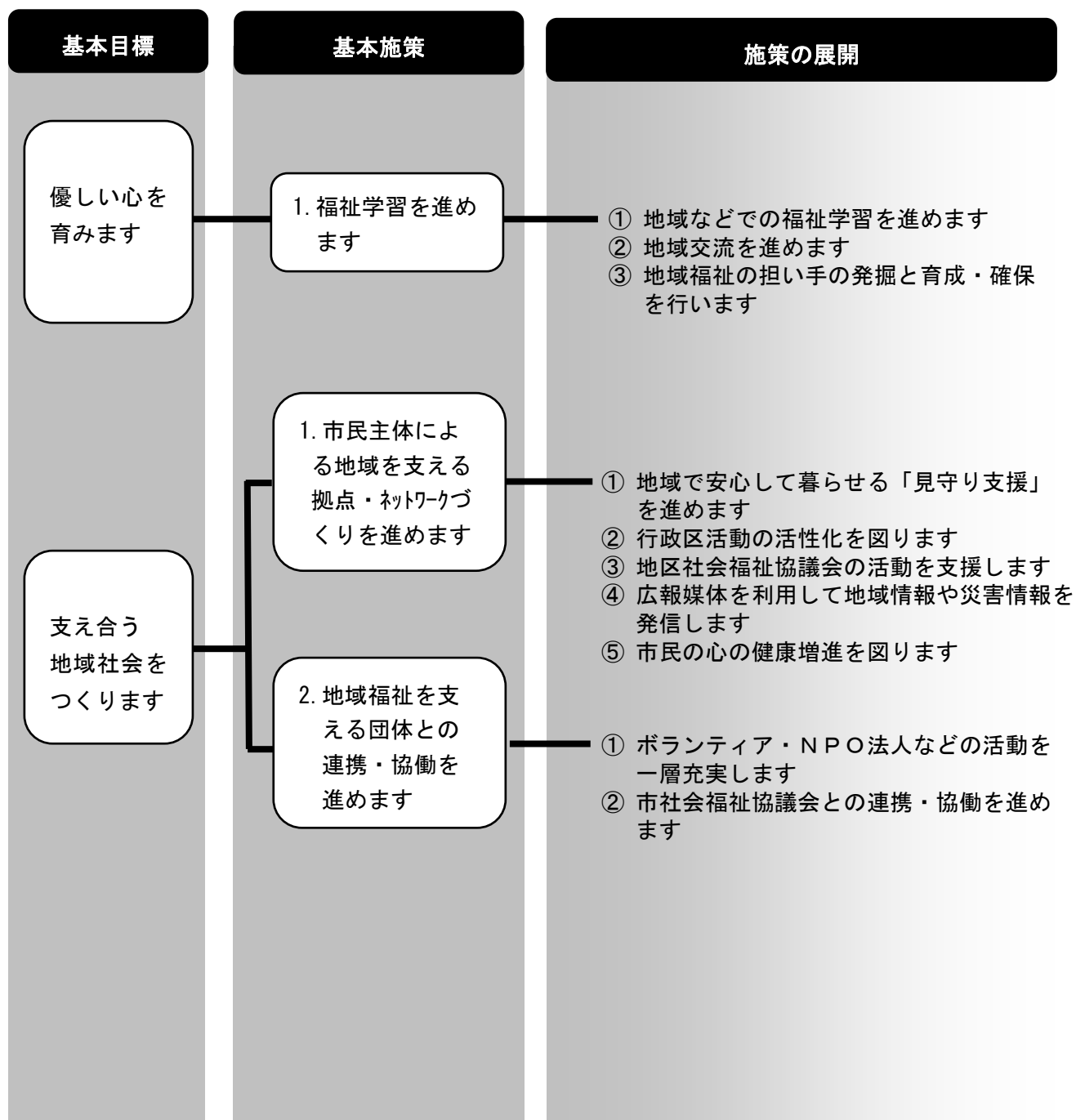
目標4 安心して暮らせる環境をつくります

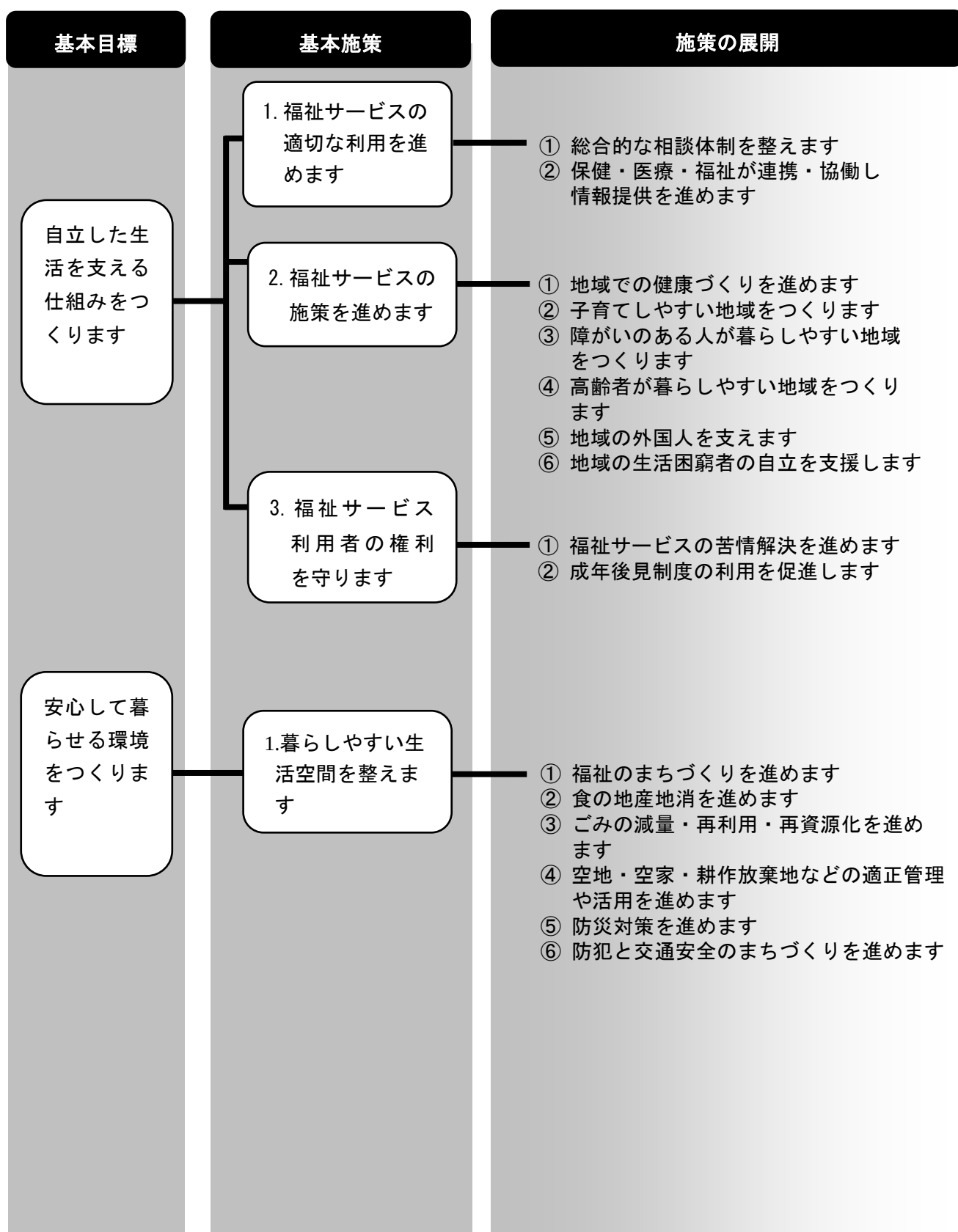
安全で安心して暮らせる地域をつくるためには、道路や公共交通などのハード面での整備だけではなく、災害や急病などの緊急時には地域の中で連携の取れた対応が必要です。牛久市では、日ごろから、安全安心の確保のための仕組みづくりを進めます。

4. 施策体系

基本理念

人はひとりでは生きていけない。だれもが幸せに暮らせるまちをつくる。





第3章

地域福祉をめぐる状況

1. 市の状況

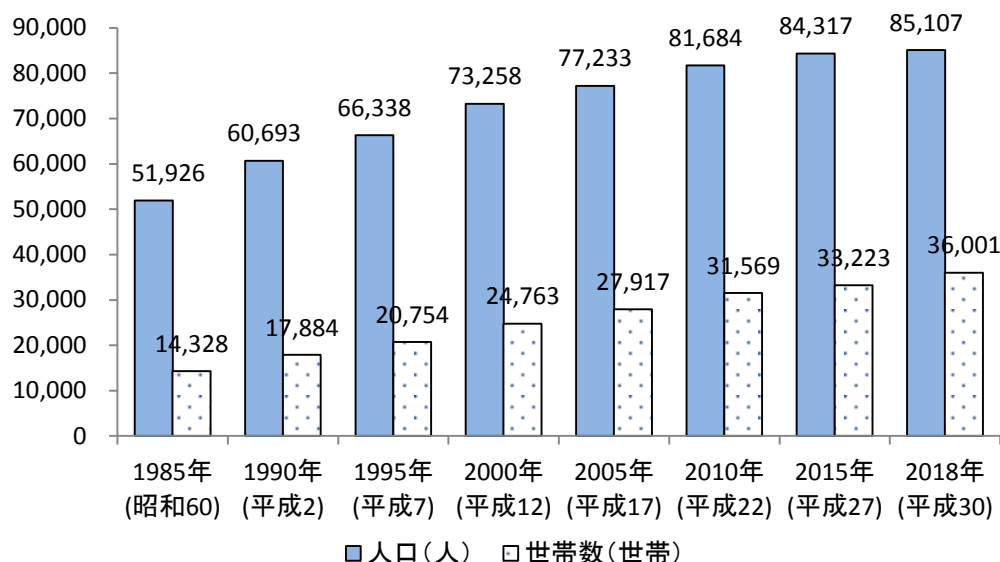
1. 地域福祉の現状

(1) 牛久市の人口と世帯数、人口構造の推移

①人口の推移

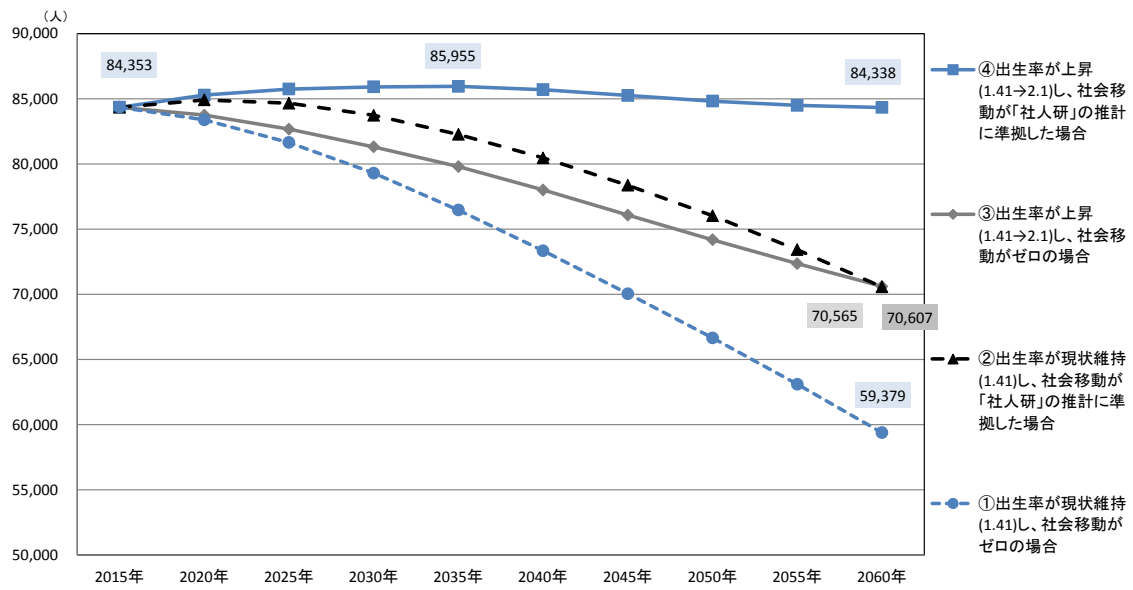
牛久市の人口および世帯数は増加を続け、2010年（平成22年）以降、人口で8万人、世帯数で3万世帯を超えており、2018年（平成30年）3月末現在では人口85,107人、36,001世帯となっています。

図. 人口・世帯数の推移



資料：国勢調査（昭和60～平成27、各年10月1日現在）
住民基本台帳（平成30年3月31日現在）

図. 人口推計



資料：牛久市人口ビジョン

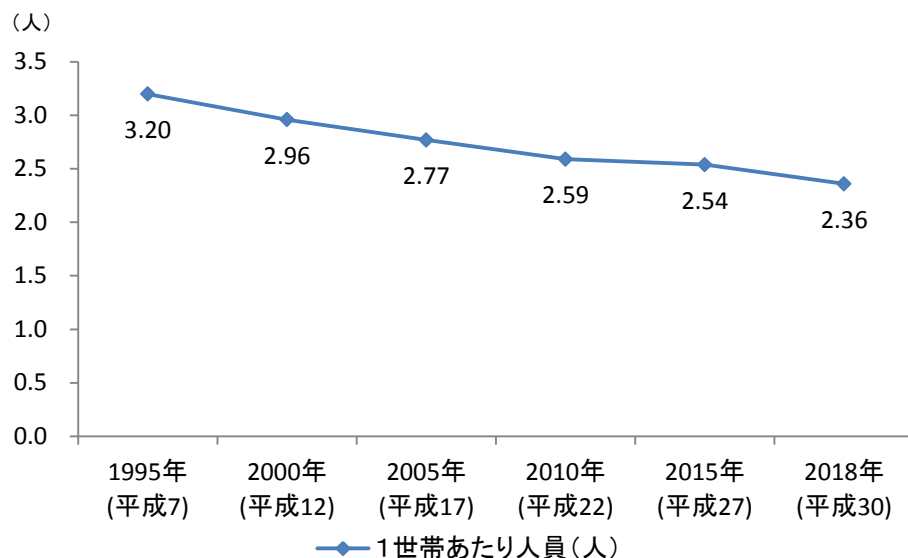
※「社人研」国立社会保障・人口問題研究所

②世帯人員の推移

【1世帯あたり人員】

1世帯あたりの世帯人員は、人口の増加率を世帯数の増加率が上回っているため、減少傾向となっています。1995年（平成7年）には3.20人でしたが、その後3人を下回り、2018年（平成30年）3月末には2.36人となっています。

図. 1世帯あたり人員の推移

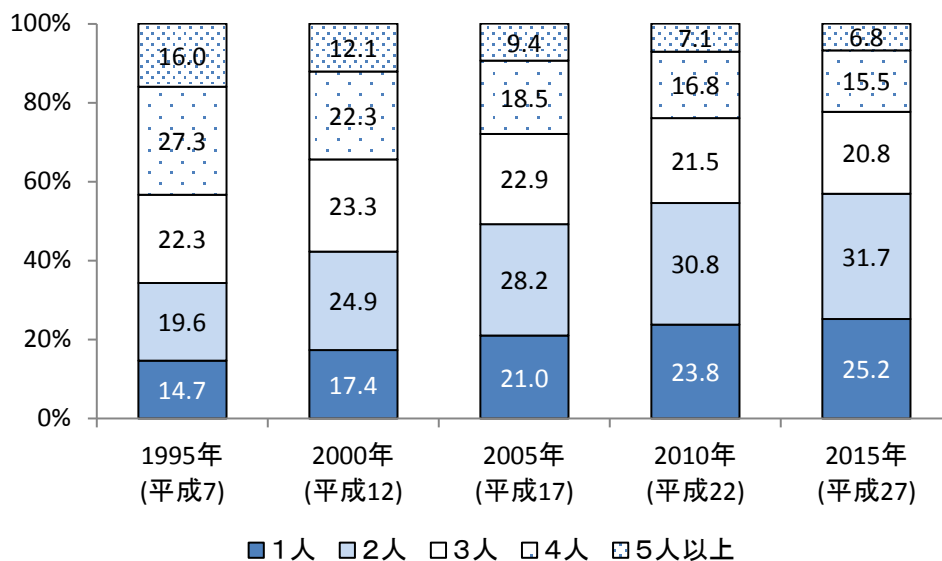


資料：国勢調査（昭和60～平成27、各年10月1日現在）
住民基本台帳（平成30年3月31日現在）

【世帯人員構成】

1人および2人の世帯は増加傾向、3人以上の世帯は減少傾向にあります。

図. 世帯人員構成の推移

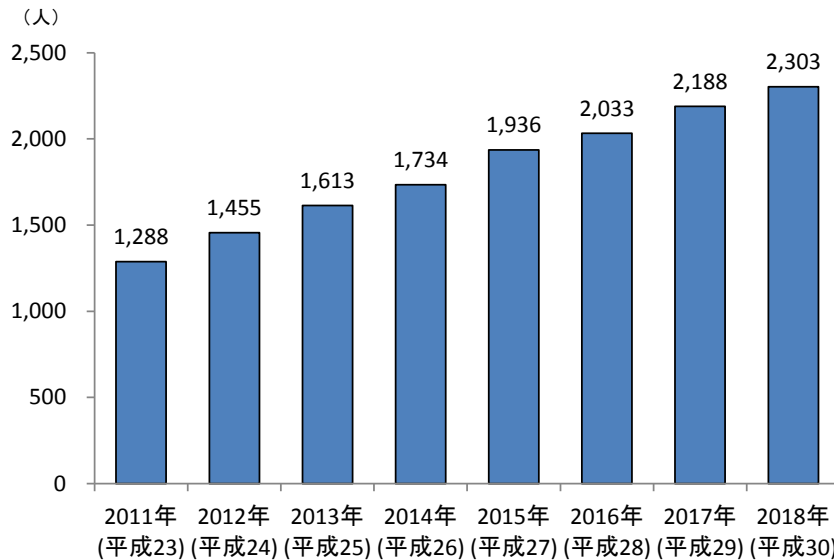


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【65歳以上のひとり暮らし】

ひとり暮らしの高齢者は、2007年（平成19年）4月に1,000人を超えて以降も増加が続き、2018年（平成30年）4月は2,303人で、約10年間で2倍以上となっています。

図. 65歳以上のひとり暮らし人数の推移

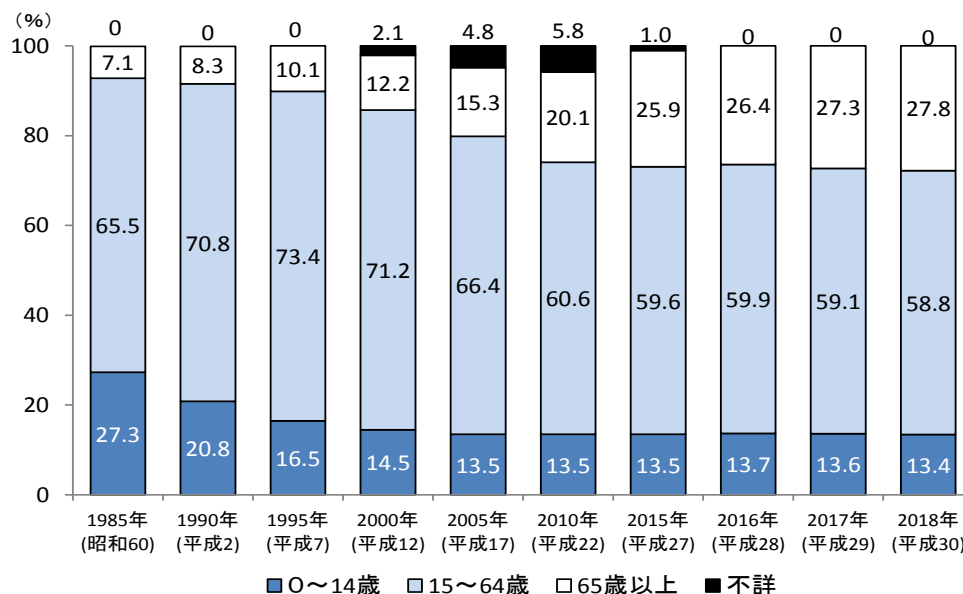


資料：高齢福祉課 各年4月1日現在

③人口構造の推移（少子化高齢社会の進展）

65歳以上の人口は増加を続け、2015年（平成27年）10月には4人に1人の割合となっています。一方、0～14歳は平成12年以降、横ばいで推移しています。

図. 年齢3区分 人口割合の推移



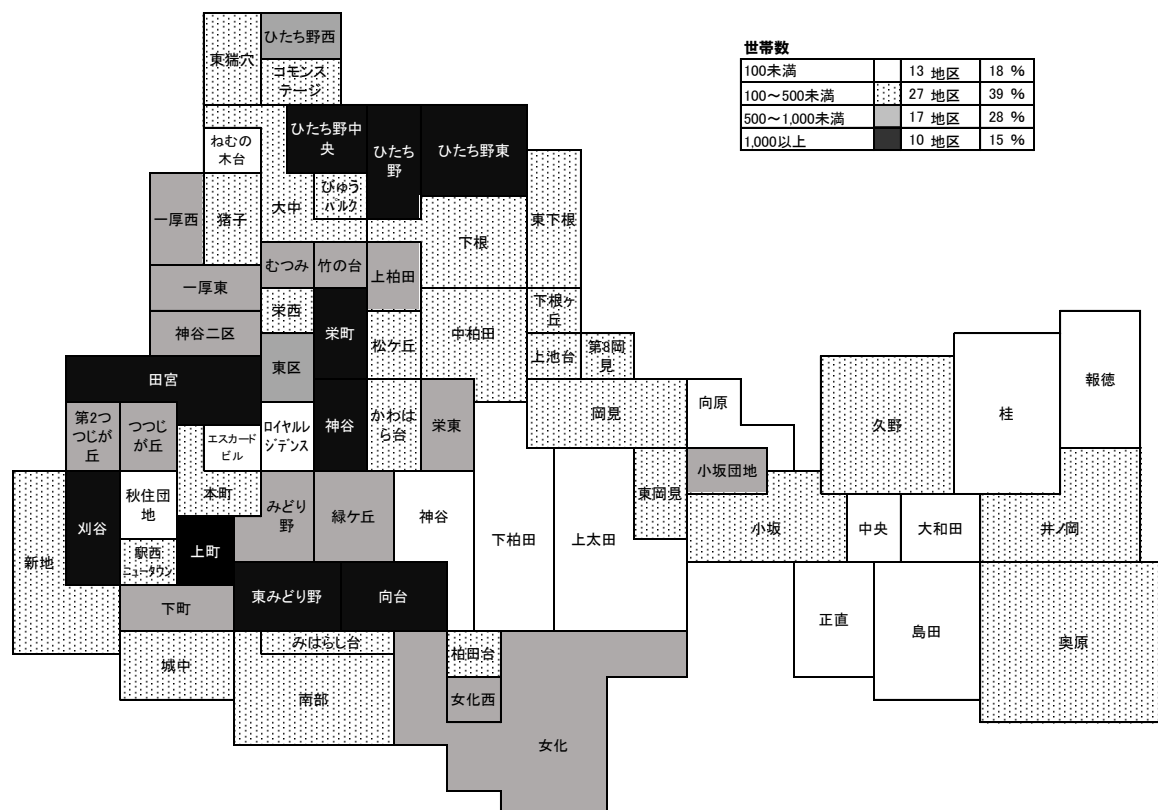
資料：国勢調査（昭和60～平成27、各年10月1日現在）

住民基本台帳（平成28～平成30、各年10月1日現在）

④行政区ごとの世帯数と人口構造の特徴

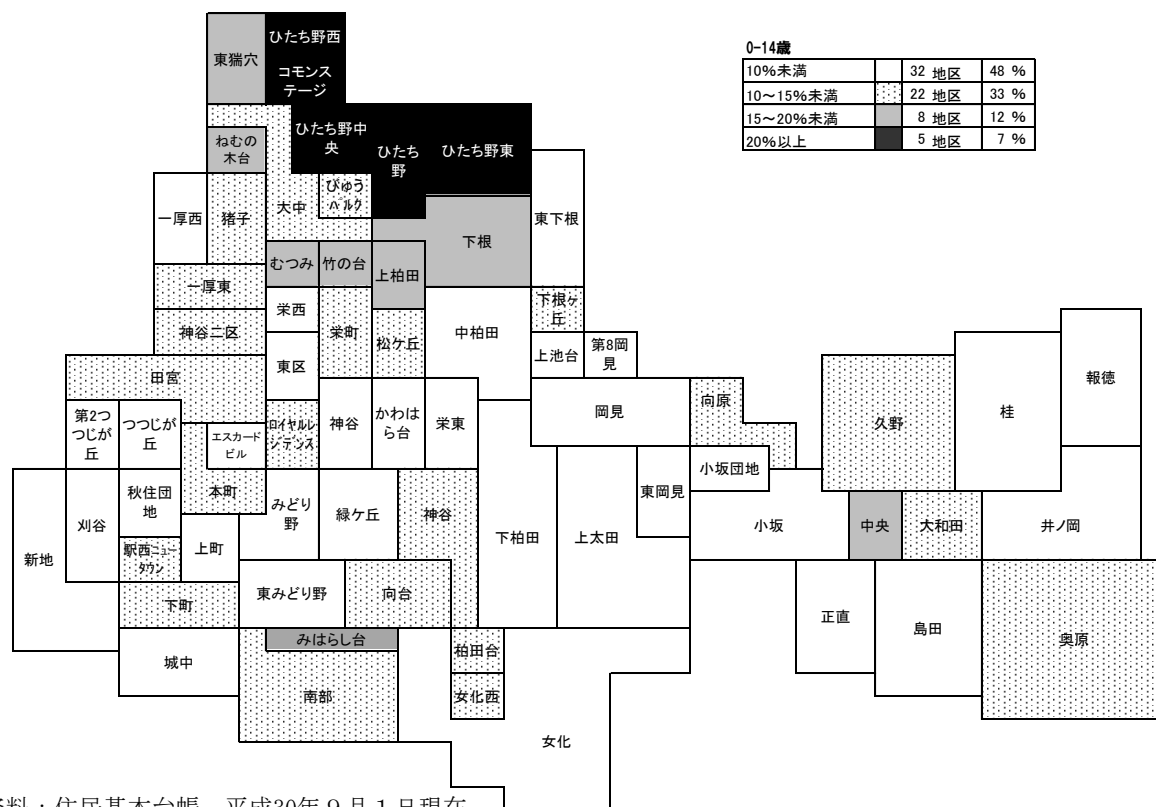
世帯数、年少人口割合、高齢人口割合は、地域により特徴があります。行政区単位の地域間で比較してみると、同じ牛久市でも一様でないことがわかります。これは、市街地か農村部か、住宅団地の造成時期など、それぞれの地域の成り立ちによって、世帯数や人口構造に地域の特徴が現れたものと考えられます。

図．行政区の世帯数



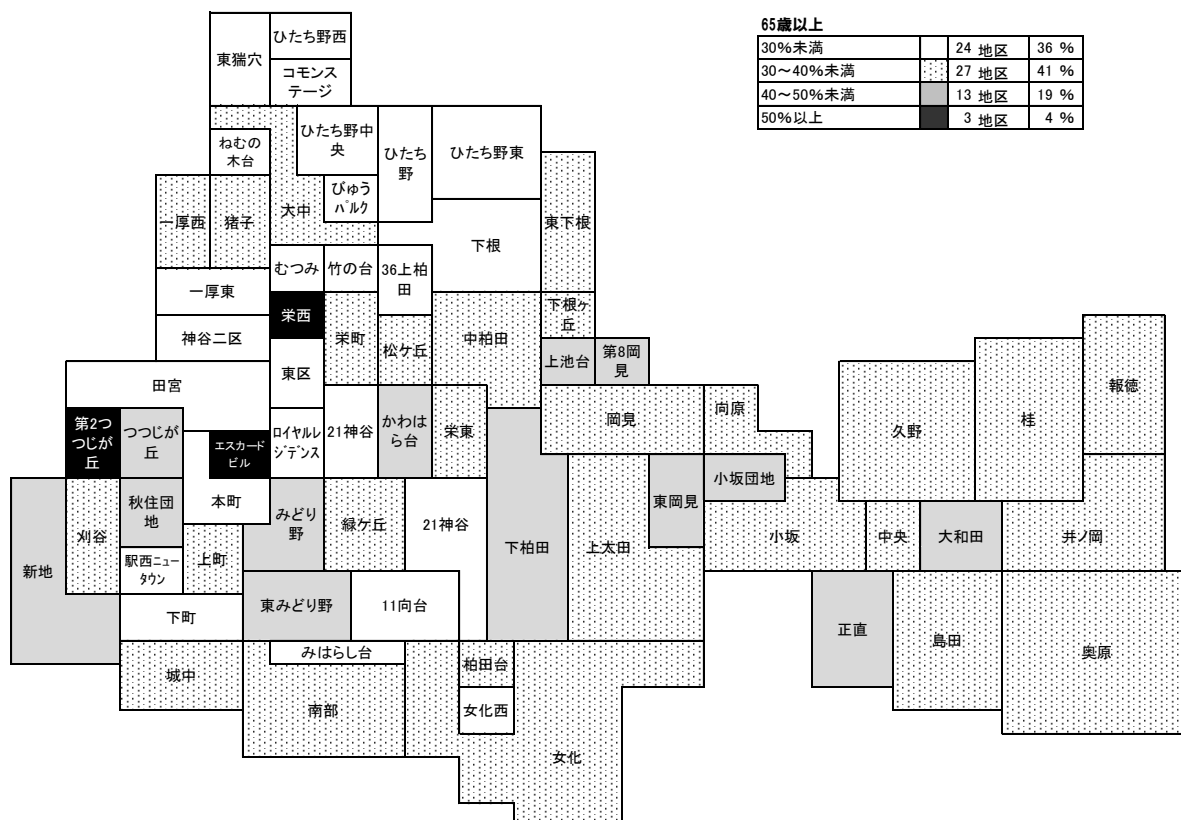
資料：住民基本台帳 平成30年9月1日現在

図. 行政区の年少人口割合



資料：住民基本台帳 平成30年 9 月 1 日現在

図. 行政区の高齢人口割合



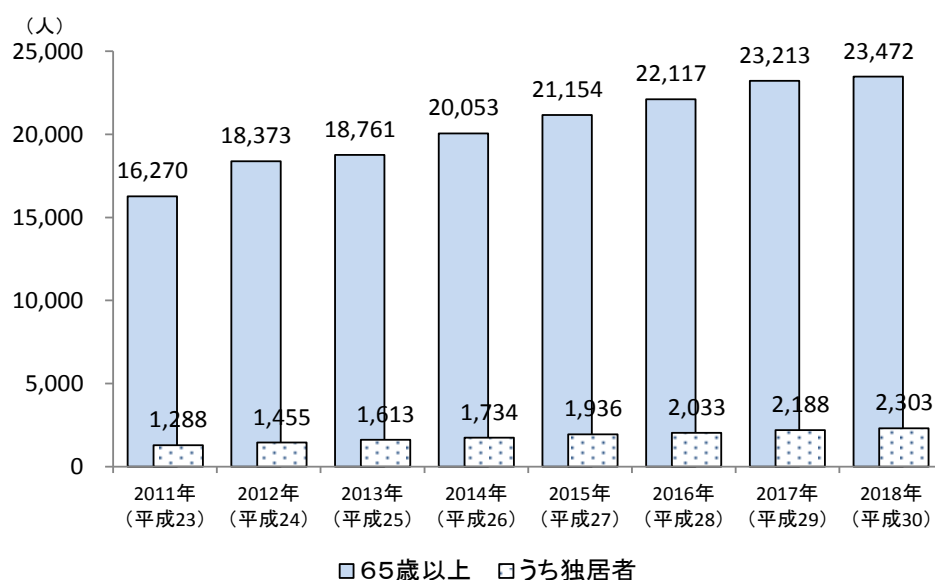
資料：住民基本台帳 平成30年 9 月 1 日現在

(2) 地域で支援を必要とする人の状況

①高齢者（65歳以上）

65歳以上の人口は2014年（平成26年）に20,000人を超え、2018年（平成30年）4月には23,472人、うち独居者数は2,303人となっています。

図. 65歳以上の人口と独居者の推移

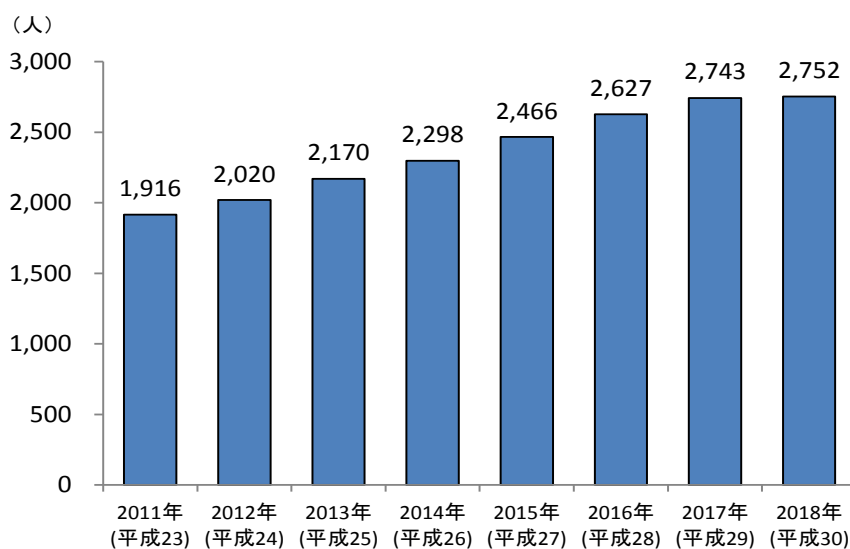


資料：高齢福祉課 各年4月1日現在

【介護認定者数】

介護認定者数は2012年（平成24年）に2,000人を超えて、増加傾向にあり、2018年（平成30年）4月には2,752人となっています。

図. 介護認定者数の推移

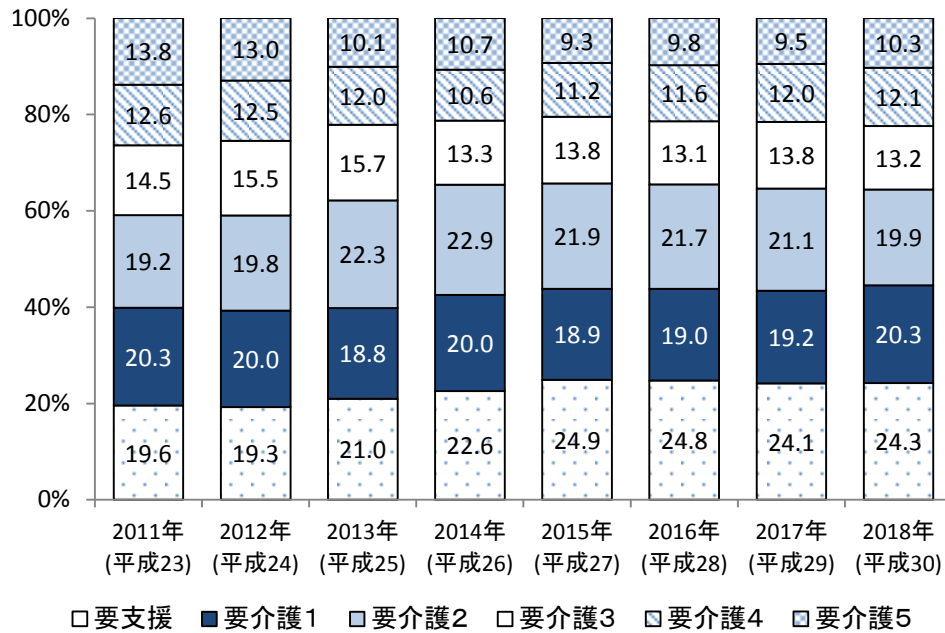


資料：高齢福祉課 各年4月1日現在

【介護認定区分】

介護認定状況は、要支援（要支援 1 および 2）の割合が 2 割前後となっています。

図. 要介護認定区分の推移

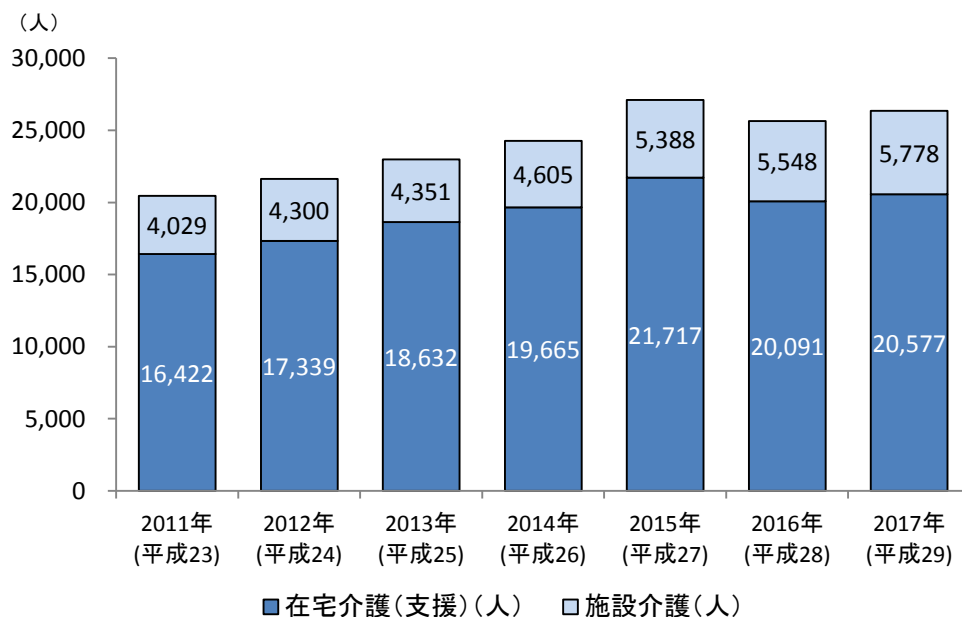


資料：高齢福祉課 各年 3 月末現在

【介護（支援）サービス受給者数】

在宅介護、施設介護ともに増加の傾向にあり、2017年（平成29年）には年間累計で延べ26,355人です。

図. 介護（支援）サービス受給者数（累計）の推移



資料：高齢福祉課（3月～翌2月の各月集計の累積）

②障がい者

障害者手帳所持者は、2018年（平成30年）3月末現在で2,998人（身体1,959人、知的521人、精神518人）です。ほかに、精神疾患での通院などによる自立支援医療受給者が1,305人います。

表 1. 障害者手帳所持者数と自立支援医療受給者数の推移(人)

年	合計				自 立 支 援 医 療 受 給 者
		身体 (身体障害者 手帳)	知的 (療養手帳)	精神 (精神障害者 保健福祉手帳)	
2014年(平成26)	3,216	2,414	450	352	1,010
2015年(平成27)	3,291	2,469	471	351	1,077
2016年(平成28)	2,873	1,956	487	430	1,151
2017年(平成29)	2,940	1,962	503	475	1,210
2018年(平成30)	2,998	1,959	521	518	1,305

※平成27年度、県からの権限移譲に伴い、身体障害者手帳所持者台帳の整備を行い件数を改めています。

資料：社会福祉課 各年3月末現在

障がい福祉サービスの受給者（実利用者）を年齢別にみると、18歳以上、18歳未満ともに増加傾向にあり、2018年（平成30年）3月には698人となっています。

表 2. 障がい福祉サービス受給者数（実利用者数）

年	合計		
		障がい者 (18歳以上)	障がい児 (18歳未満)
2014年(平成26)	441	321	120
2015年(平成27)	472	350	122
2016年(平成28)	553	384	169
2017年(平成29)	614	404	210
2018年(平成30)	698	425	273

資料：社会福祉課 各年3月末現在

③子ども（15歳未満）

表 3. 子育て支援の状況

事業	2018年度 (平成30年)
ファミリーサポートセンター	1 箇所
子育て広場	常設 3 箇所 出張 3 箇所
通常保育事業の規模拡大	定員2,033人
延長保育の充実	20箇所
休日保育の拡充	7 箇所
一時保育事業の拡充	14箇所
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	29クラス

資料：こども家庭課、保育課、放課後対策課 平成30年4月1日現在

④外国人

外国人登録者数は2018年（平成30年）3月末現在で1,195人であり、国籍別にみるとブラジル、中国、フィリピンの上位3か国で742人（62%）になります。

表 4. 外国人登録者数

国籍名	2014年3月 (平成26)	2015年3月 (平成27)	2016年3月 (平成28)	2017年3月 (平成29)	2018年3月 (平成30)
ブラジル	334	303	301	306	329
中国	215	219	237	250	230
フィリピン	139	139	149	164	183
韓国	86	80	75	81	81
タイ	80	70	69	76	86
その他	208	225	218	233	286
(合計)	1,062	1,036	1,049	1,110	1,195

資料：総合窓口課 各月末現在

表 5. 牛久市国際交流協会による日本語教室開催と学習状況

項目	2013年3月 (平成25)	2014年3月 (平成26)	2015年3月 (平成27)	2016年3月 (平成28)	2017年3月 (平成29)
学習者数（延べ）	125	124	63	111	116
開催回数	3	3	2	3	3

資料：市民活動課

⑤生活保護受給者

生活保護の受給者および受給世帯は増加傾向にありますが、2013年（平成25年）以降の増加率は低くなっています。

表 5. 生活保護受給者の推移

項 目	2013年 (平成25)	2014年 (平成26)	2015年 (平成27)	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)
受給世帯（世帯）	328	333	344	367	377	395
受給人員（人）	460	470	477	497	519	540
保護受給率（‰）	5.5	5.6	5.7	5.9	6.2	6.4

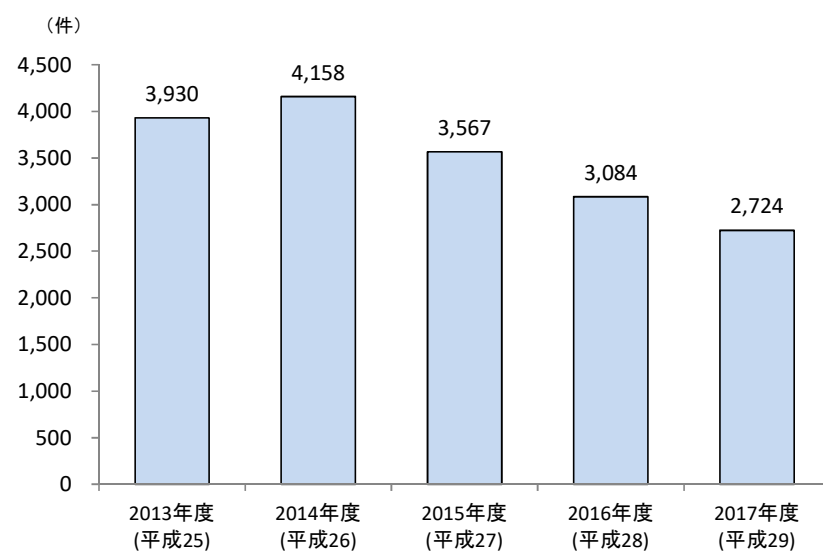
資料：社会福祉課 単位：‰（パーミル、1／1000） 各年4月1日現在

(3) 地域福祉の担い手の状況

民生委員児童委員の状況

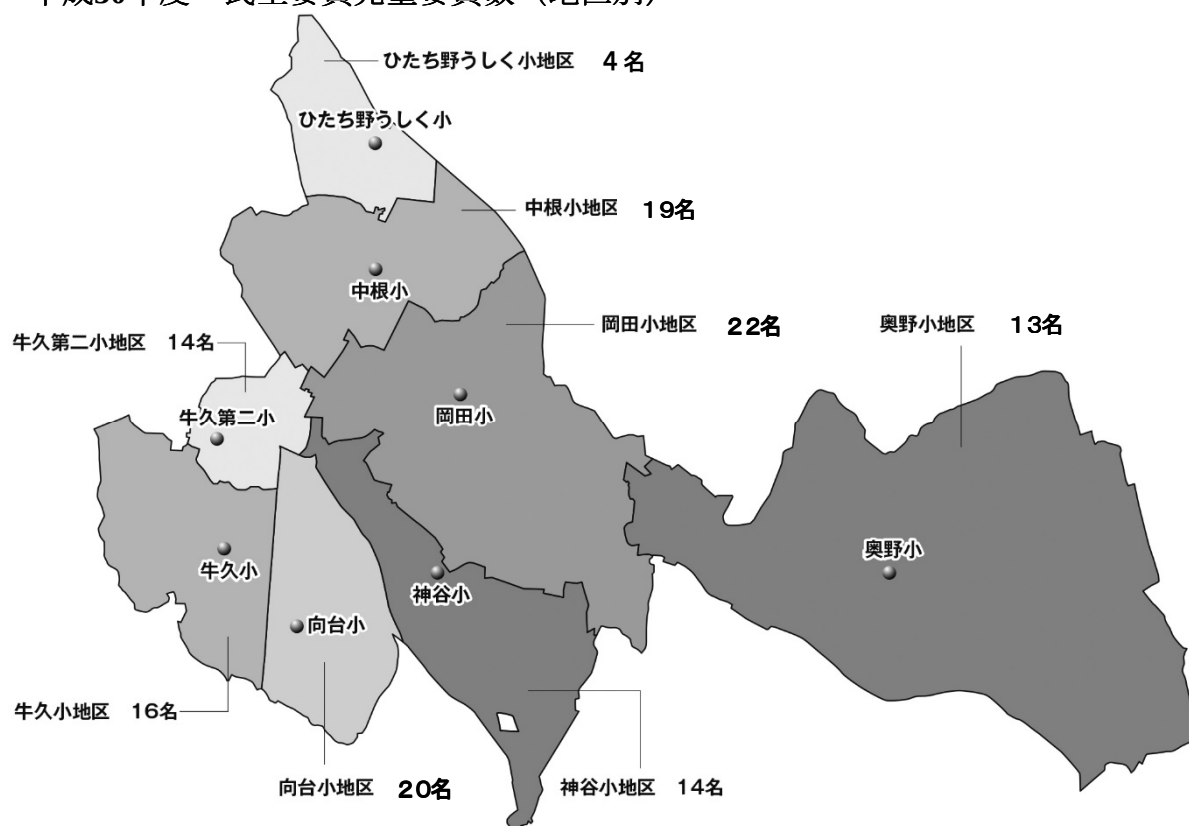
民生委員児童委員は、身近な地域で、さまざまな相談や援助活動を行っています。近年の相談・支援件数は3～4,000件前後で推移しています。

図. 民生委員児童委員の延べ相談・支援件数



資料：社会福祉課

平成30年度 民生委員児童委員数（地区別）



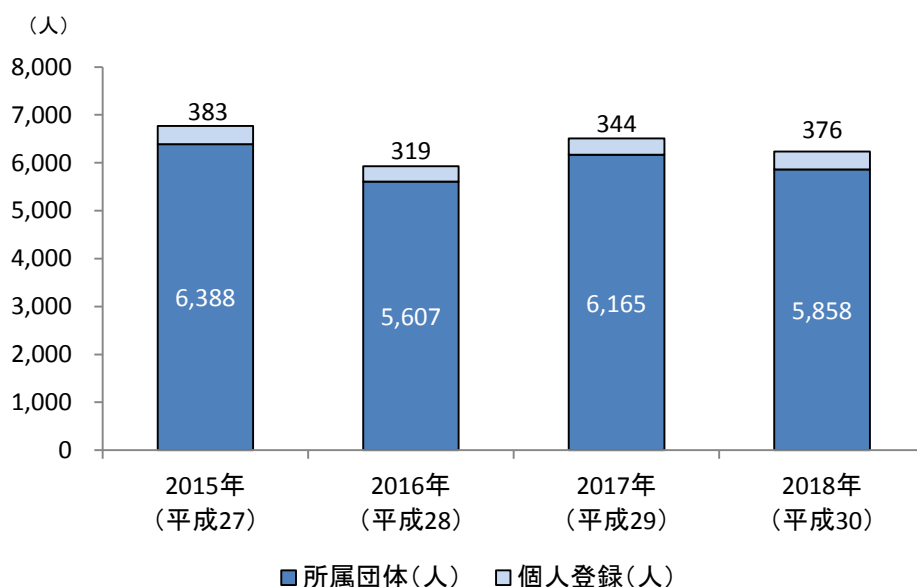
資料：社会福祉課

②ボランティア活動の状況

牛久市では、市役所敷地内に「牛久市ボランティア・市民活動センター」が設置されています。ボランティア・市民活動センターは、ボランティア活動の登録や活動場所を提供するほか、ボランティアを必要とする人とボランティアをしたい人とのコーディネートをしています。

ボランティア団体の登録状況は、2018年（平成30年）9月末現在で261団体（5,858人）、個人登録376人で、合わせて6,234人がボランティア活動をしています。

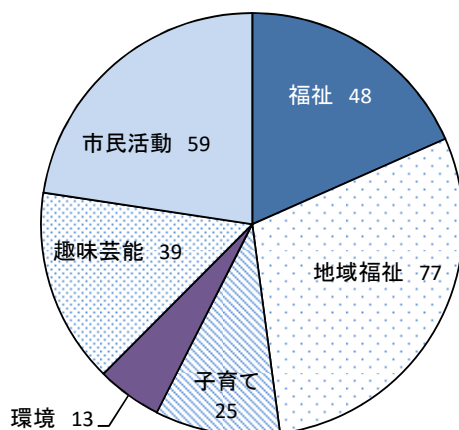
図. ボランティア活動の状況



資料：牛久市社会福祉協議会（各年9月末日現在）

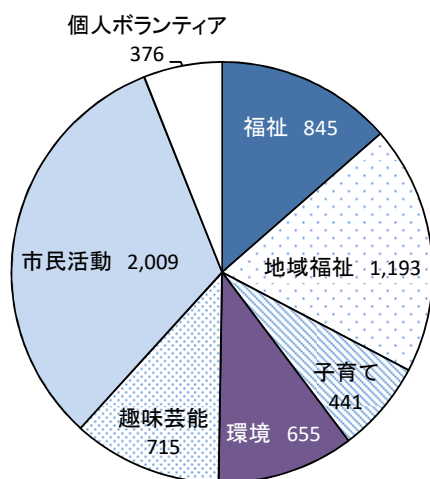
③ボランティア登録状況

図．登録団体数



分野	登録団体数
福祉	48
地域福祉	77
子育て	25
環境	13
趣味芸能	39
市民活動	59
計	261

図．登録人数



分野	登録人数
福祉	845
地域福祉	1,193
子育て	441
環境	655
趣味芸能	715
市民活動	2,009
個人ボランティア	376
計	6,234

資料：社会福祉協議会 平成30年9月末現在

④牛久市ボランティア・市民活動ネットワーク「ゆめまちネット」

ゆめまちネットは、2005年（平成17年）10月に、市内を拠点に活動しているさまざまな分野のボランティア・市民活動団体等の有志で発足し、ゆるやかなネットワークをつくり、市民参画のまちづくりを目指し、お互いに活性化し合い、協働活動を進めています。

「楽しくなるまち・ふるさと牛久」を目指して、中心市街地の賑わいづくりを定着させるためエスカードシネマクラブやエスカードシネマたまり場の運営、研修及び情報交換などさまざまな活動を展開しています。

⑤行政区の活動

行政区は、一定の地域に住む人たちが、地域におけるいろいろな問題解決に取り組むとともに、住民の連帯意識の向上に努めている自主的な団体です。牛久市では、行政区に加入していただき、住民主体によるさまざまなコミュニティ活動を推進しています。

行政区・自治会では、住みよい豊かなまちづくりのために、次のような活動を行っています。

○広報紙等の配布

広報紙のほか、市や行政区などからのお知らせを、皆さんに配布・回覧しています。

○自主防災・互助活動

いつ来るか分からない災害（地震、火事、水害）や不幸に見舞われた時のお互いの助け合いなどは、行政区の大きな役割です。

○交通安全・防犯活動

交通事故の防止と犯罪のない、安心して住める地域づくりのために、見守りやパトロール等に取り組んでいます。

○福祉を支えるまちづくり

うしくかっぱ体操（転倒予防体操）の普及や社会福祉協議会への協力を通して、健康寿命の延伸や、ひとり暮らしのお年寄りの見守りなど、地域の福祉向上のための活動を行っています。

また、赤い羽根共同募金・日赤社資募集などの取りまとめを行っています。

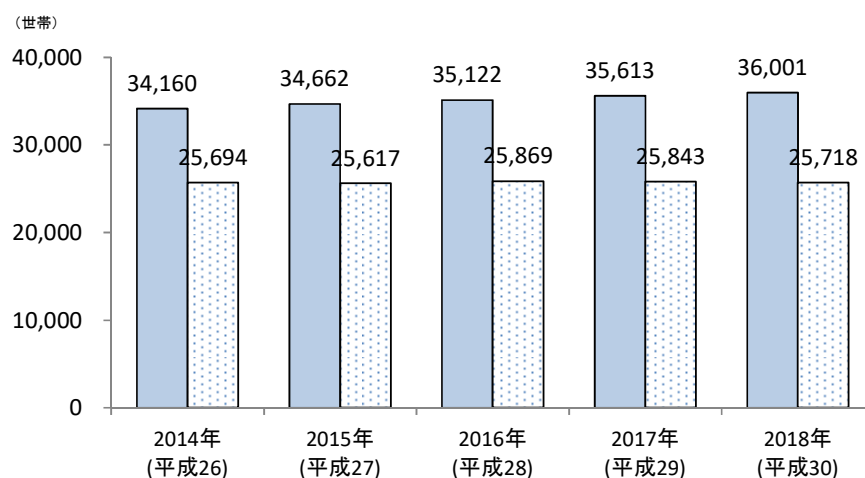
○レクリエーションなどの地域での親睦行事

交流と親睦を目的に、運動会、文化祭、ふれあい祭り、敬老大会など、だれでも気軽に参加できる各種行事を行っています。

○環境整備・ごみ置き場の管理

日常出されるゴミの収集場所の設置や掃除を行うとともに、地域の環境美化活動を推進しています。

図．行政区加入世帯数の状況



■住民基本台帳世帯数(3月31日現在) □行政加入世帯数(4月1日現在)

資料：市民活動課

⑥地区社会福祉協議会の活動

地区社会福祉協議会（略称：地区社協）は、一人の不幸も見逃さない地域づくりを目指して、小学校区を単位（8 地区）に、住民同士が助け合い、力を合わせて地域福祉活動を行う、新たな支え合いの活動基盤です。

地域の特徴を踏まえ、各地域の福祉課題や生活課題を解決するため、さまざまな活動が活発に行われています。

＊各地区社会福祉協議会の活動内容（2018 年（平成 30 年）4 月 1 日現在）

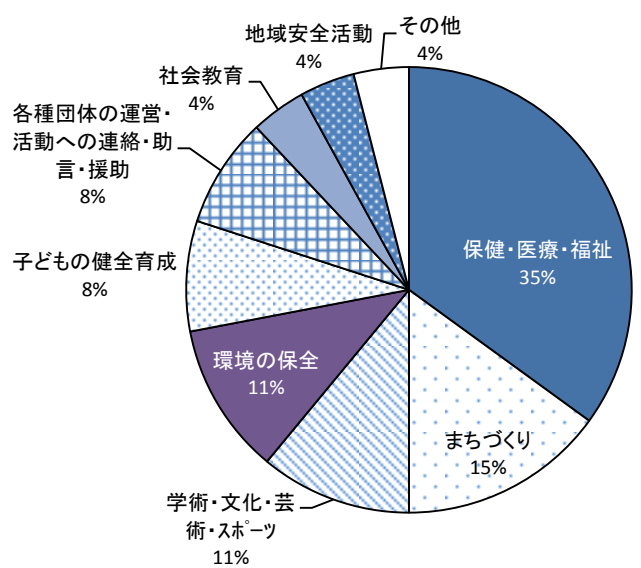
地区社協名	主な活動内容
牛久小学区地区社協	・見守り支援体制の確立及び充実 ・地域住民、団体等との交流 ・防犯防災組織の支援 ・サロンとまり木、たまり場の提供 ・小中学校との交流、連携 ・広報体制づくり - 他
二小学区地区社協	・生きがいサポート協働事業の運営（外出サポートなど） ・子育てサロンの充実 ・合同防災訓練の実施 ・小中学校と連携 ・サロンむつわ・たまり場の運営 - 他
奥野小地区社協	・耕作放棄地の活用 ・秋そば収穫祭の開催 ・結婚サポート事業の運営 ・見守り支援の充実 ・事務所を活用したたまり場の充実 - 他
神谷小学校区地区社協	・グラウンドゴルフによる親善交流会の実施 ・餅つき大会の実施 ・小学校との交流会活動の推進 ・要援護者支援体制の充実強化 - 他
向台小学校区地区社協	・ふれあい青空市の開催 ・ふれあいカフェの開催 ・交流行事運営（地区内の小中学校・保育園等との交流） ・広報活動の充実 - 他
岡田小学校区地区社協	・1 対 1 見守り体制の推進 ・交通移動支援体制の整備 ・日常生活支援体制の整備 ・子育て支援データベースの充実 ・小中学校との協働 - 他
中根小学校区地区社協	・行政区を横断した交流 ・小中学校と連携した児童サポート ・支援を必要とされている方への支え合い活動の充実 ・ホームページの運営、会報の発行 - 他
ひたち野うしく小学校区地区社協	・ひたち野ふれあいまつりの開催 ・合同防災訓練の実施 ・情報交換等座談会の実施 - 他

⑦NPO法人の活動

特定非営利活動計画の資格を持つ団体のうち、保健・医療・福祉分野を中心に活動している団体が35%を占めています。次いで、「まちづくり」が15%となっています。

市民ならではの視点から、地域の課題やニーズに対応し、地域福祉の担い手として活動しています。

図．市内NPO法人の活動分野



資料：市民活動課 平成31年4月1日現在

⑧市社会福祉協議会

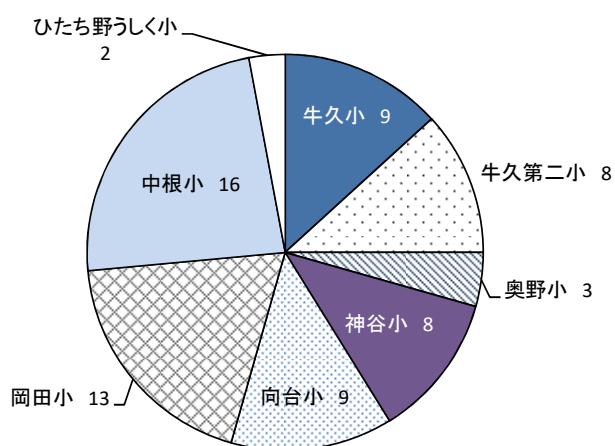
社会福祉協議会は、市民の地域福祉活動の行動計画である「牛久市地域福祉活動計画」を実現するため、それらと共に進める「牛久市社会福祉協議会発展・強化計画」を策定し、「人（地域）をつなぎ、自立した生活を支える、役に立つ社協」を基本理念として掲げ、4つの基本目標を軸に、市民・行政・関係機関との連携を図りながら、地域に密着した活動を積極的に展開しています。

- ・その人らしい生き方を支援する
 - I. 人が出会い、ふれあえる場の提供
介護サロンぬくもり、介護者リフレッシュ 他
 - II. 自分自身の表現する場と社会貢献につなげる場の提供
高齢者いきがい活動、一家にひとり地域ヘルパー養成研修 他
- ・地域住民の生活課題を解決する
 - I. 総合相談機能の充実
総合相談「あんしんホットライン」、専門相談 他
 - II. 福祉サービス利用支援の充実
地域包括支援センター事業、障害者相談支援事業、成年後見サポートセンター事業、自立相談支援事業 他
 - III. ニーズにあったサービスの開発と実施
介護保険事業、身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業、放課後等デイサービス事業、こども発達支援センター事業、保育園事業 他
- ・地域の福祉力を高める
 - I. 支えあう心を養う
地域かわら版促進事業、福祉教育の推進 他
 - II. 小地域福祉活動の推進
地区社会福祉協議会の推進、ふれあいサロン活動の推進、在宅福祉サービス事業 他
 - III. ボランティア・市民活動の活性化
ボランティア・市民活動センター 他
- ・役に立つ組織に再構築する
 - I. 職員教育の徹底
 - II. 安定した財源の確保
 - III. 計画の進行管理
 - IV. 適切な法人運営、事務局運営

⑨ふれあいサロン

ふれあいサロンは、皆さんの住む身近な地域で、おしゃべりや健康づくりなど、気軽に参加できる場です。地域の皆さんが主役となって自由な発想のもと、仲間づくり・居場所づくり・生きがいくりにつながる活動を行っています。

ふれあいサロンの活動状況は、2018年（平成30年）9月末現在で、地域サロンが60箇所、子育てサロンが8箇所、合わせて68箇所のふれあいサロンが活発に活動しています。（牛久市社会福祉協議会に登録）



学校区	サロン数
牛久小	9
牛久第二小	8
奥野小	3
神谷小	8
向台小	9
岡田小	13
中根小	16
ひたち野うしく小	2
計	68

資料：社会福祉協議会 平成30年9月末現在

⑩牛久市地域包括支援センターの活動

地域包括支援センターは、地域での高齢者の生活を支援するため、次の 4 つの業務を柱に事業を展開しています。

○ 総合相談業務

高齢者のさまざまなご相談をお受けし、関係機関と連携を取りながら支援します。また、高齢者が尊厳ある生活を送るために、必要な制度につなぎ、権利や財産が守られるように支援します。

(2017 年（平成 29 年）度：相談件数 768 件、延べ対応数 3,836 件)

○ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるように、高齢者や家族が課題に応じた社会資源を適切に活用できるように支援するほか、地域包括ケアを実現するために、地域における連携・協働体制づくりや居宅介護支援事業所の介護支援専門員への支援を実施します。

○ 指定介護予防支援事業

要支援 1、2 の認定を受けた方について、介護予防のためのケアマネジメントを実施します。対象者の介護予防と、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるように支援します。

(2017 年（平成 29 年）度：介護予防ケアマネジメント実施数 2,317 件)

○ 介護予防・日常生活支援総合事業

基本チェックリストで事業対象者に該当となった方、要支援 1、2 の認定を受けた方の一部の介護予防ケアマネジメントを実施し、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう支援します。対象者自らが必要な情報を集め、介護予防を主体的に進められるよう情報提供等を行います。

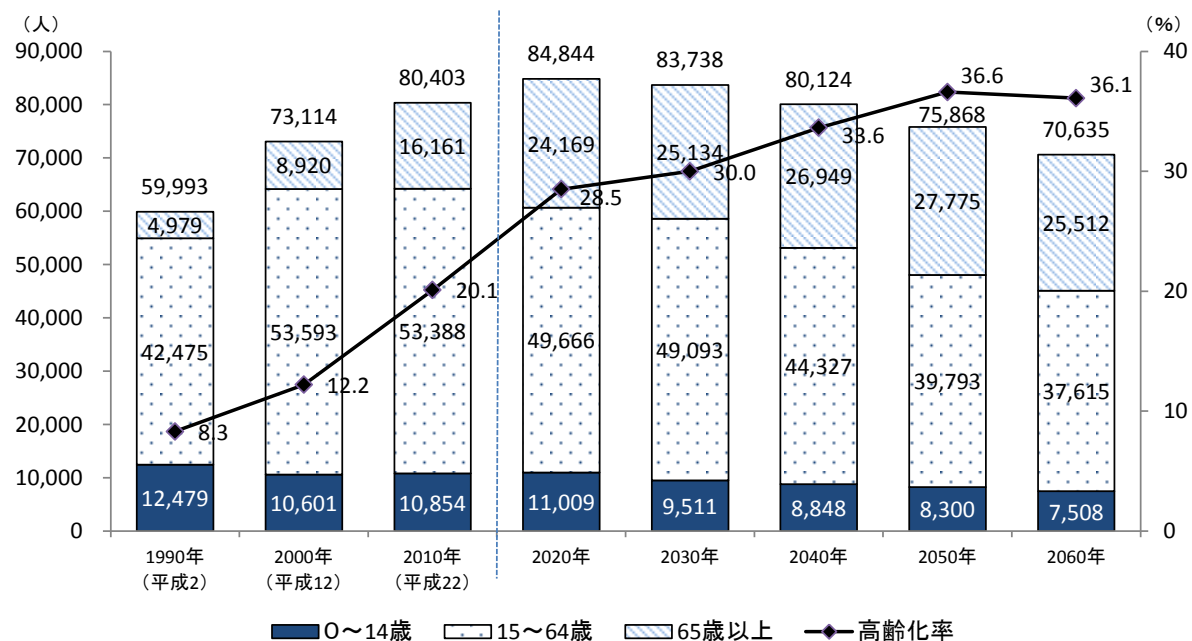
(2017 年（平成 29 年）度：介護予防ケアマネジメント実施数 3,633 件)

（４）福祉サービス利用者の権利擁護

①高齢者数の現状と推計

牛久市の人口は、2020年ごろをピークとして下降傾向へ転ずると予測されていますが、高齢者人口は2050年ごろまで増加が続くと見込まれています。

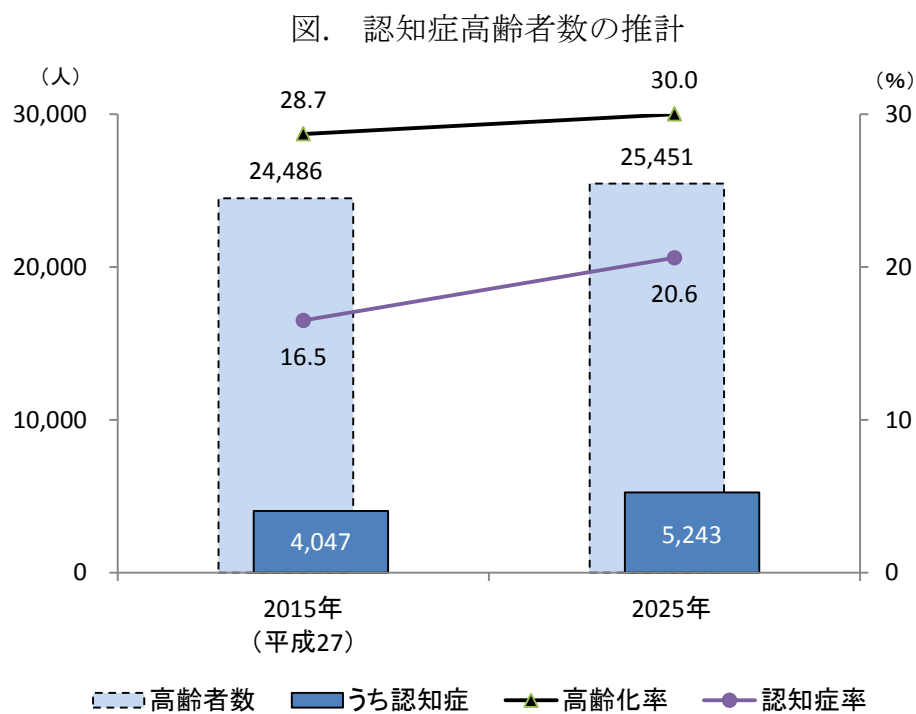
図. 人口と高齢化率の現状と推計



資料：2010年までは住民基本台帳人口
2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

②認知症高齢者数の推計

2025年には認知症の高齢者は約5,300人となり、高齢者に占める割合は2割を超えると予測されています。

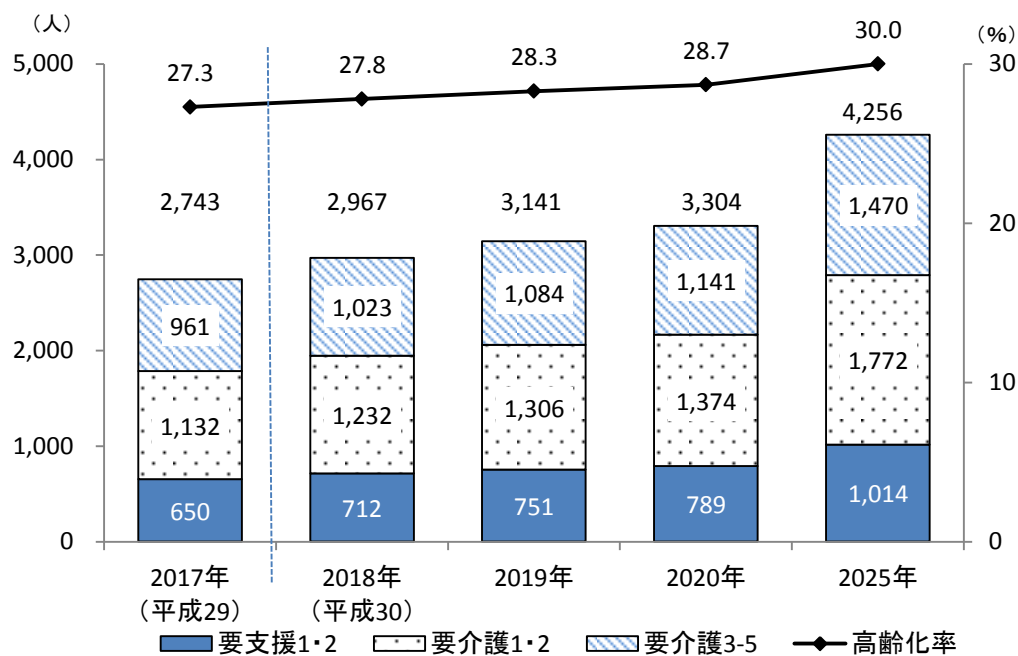


資料：健康づくり推進課

③要介護（要支援）認定者数の推計

2019年に要介護（要支援）者の数は3,000人を超えると予測されています。また、高齢化率は2025年には3割に達すると見込まれています。

図. 要介護（要支援）認定者数の推計

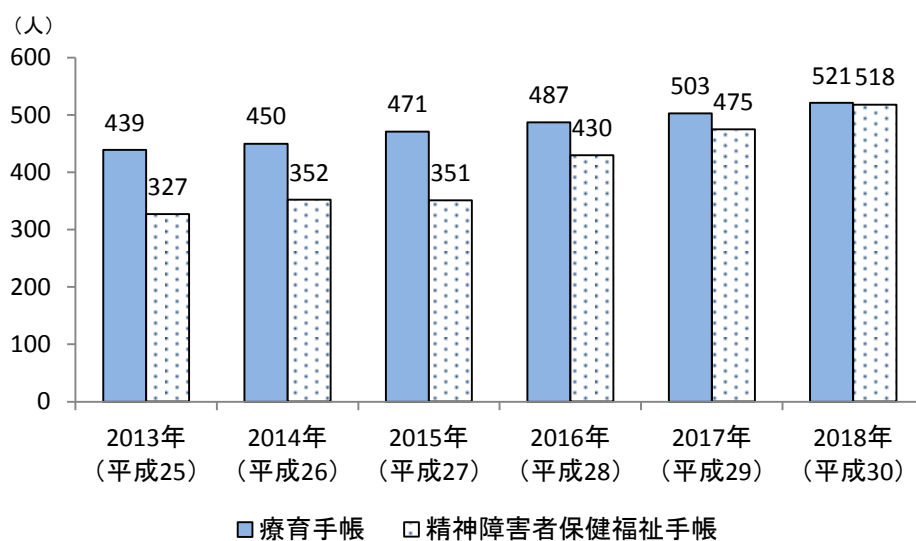


資料：牛久市高齢者保健福祉計画・牛久市介護保険事業計画（平成30年）

④知的・精神障がい者手帳交付数の推移

両手帳とも交付数は増加を続けています。

図. 知的・精神障がい者手帳交付数

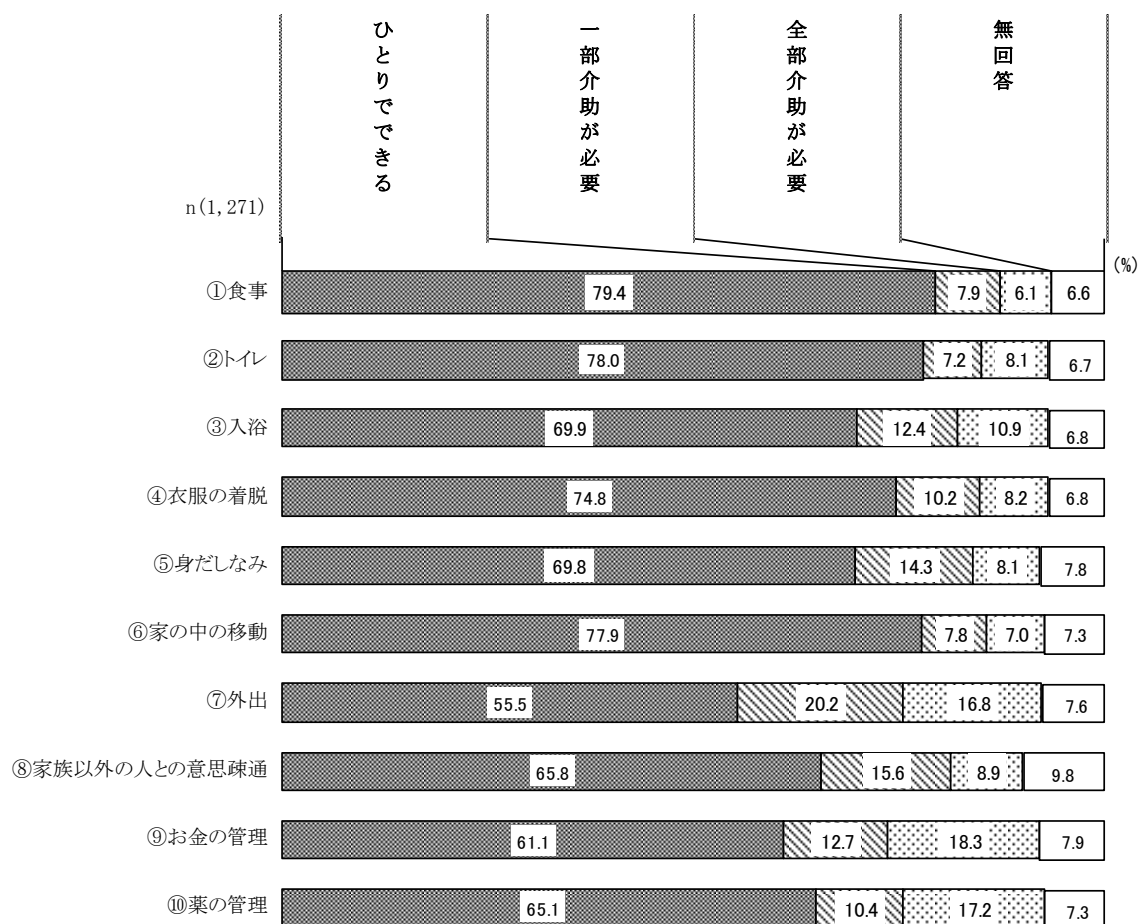


資料：社会福祉課、各年3月31日現在

⑤介助（手助け）について

「全部介助が必要」とする割合の高い順でみると、〈お金の管理〉18.3%、〈薬の管理〉17.2%、〈外出〉16.8%と続いています。

図. 日常生活状況

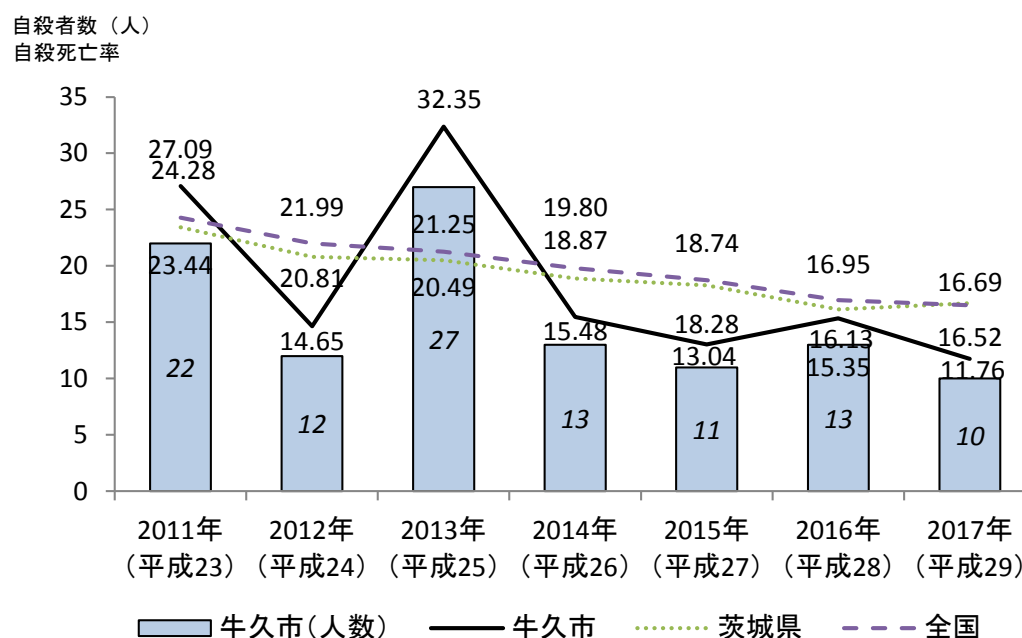


資料：牛久市 福祉に関するアンケート調査 平成29年

(5) 自殺をめぐる状況

① 自殺者数及び自殺死亡率の推移

茨城県および全国の自殺率は低下傾向ですが、牛久市は人口が少ないため変動が大きくなっています。



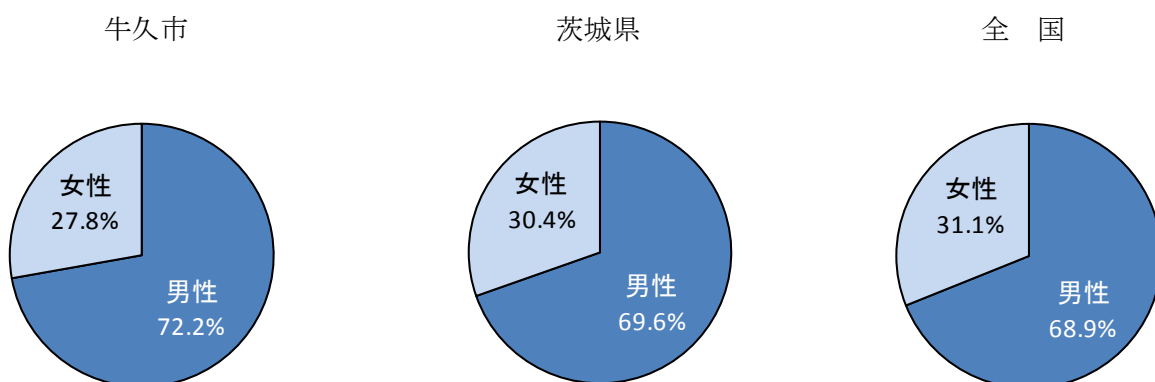
* 自殺死亡率は、人口 10 万人当たりの自殺者数

		2011 年 (平成23)	2012 年 (平成24)	2013 年 (平成25)	2014 年 (平成26)	2015 年 (平成27)	2016 年 (平成28)	2017 年 (平成29)
牛久市	自殺者数(人)	22	12	27	13	11	13	10
	自殺死亡率	27.09	14.65	32.35	15.48	13.04	15.35	11.76
茨城県	自殺者数(人)	697	616	614	565	545	479	494
	自殺死亡率	23.44	20.81	20.49	18.87	18.28	16.13	16.69
全国	自殺者数(人)	30,651	27,858	27,283	25,427	24,025	21,703	21,127
	自殺死亡率	24.28	21.99	21.25	19.80	18.74	16.95	16.52

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）各年

② 男女別割合（2012 年（平成 24 年）～2017 年（平成 29 年））

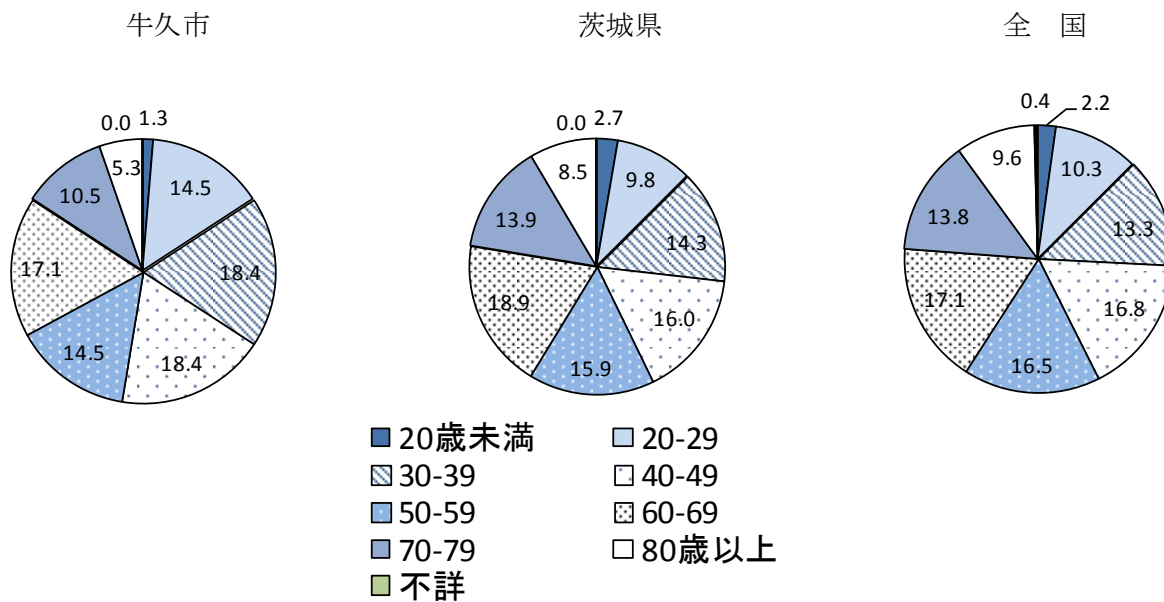
牛久市の自殺者は、男性の割合が7割を超えています。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）各年の合計

③ 年代別割合（2012 年（平成 24 年）～2016 年（平成 28 年））

本市の自殺者は、20代～40代の割合が茨城県や全国と比べて高くなっています。

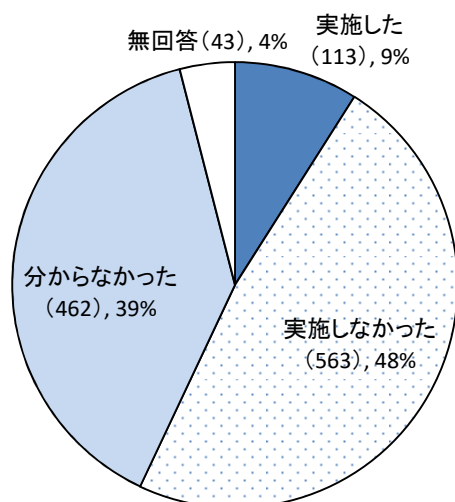


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）各年の合計

（６）防災をめぐる状況

① 初動訓練実施率（2017 年（平成 29 年）10 月 29 日、牛久市奥野地区防災訓練に合わせた全市民対象の初動訓練）

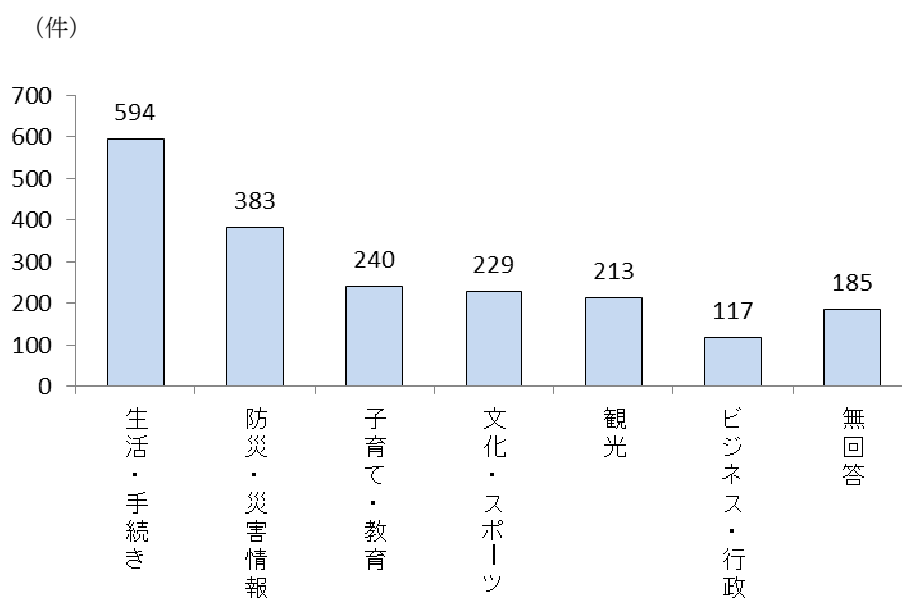
牛久市の初動訓練実施率は、全体的に 1 割程度に留まっています。



資料：牛久市の行政サービスに対する市民満足度調査 平成30年 3 月

② ホームページの防災・災害情報の充実化希望割合

ホームページで情報提供の充実の希望では、生活・手続き情報の次に、防災・災害情報の充実が希望されています。



資料：牛久市の行政サービスに対する市民満足度調査 平成30年 3 月

2. 市民アンケート

牛久市では、市の現状や、市民の皆さんが行政サービスをどのように感じているかを把握するため、市民アンケートを実施しています。

平成 29 年度に実施した市民満足度調査の結果から、地域福祉計画・地域福祉活動計画に関係の深い分野について、まとめると、次のようになります。

(1) 住み心地への評価

牛久市の住み心地については、「非常に満足」が 5.8%で、これに「満足」(41.1%)、「どちらかという満足」(43.3%)を合わせた《満足評価》は 90.3%となっています。一方、「どちらかという不満」(7.0%)、「不満」(1.4%)、「非常に不満」(0.8%)を合わせた《不満足評価》は 9.2%となっています。

市民全体の《満足評価》は9割を超え、平成 14 年度に市民満足度調査を始めてから、最も高い満足度となりました。

いずれの年代でも《満足評価》が8割を超えていますが、20代と50代では《不満足評価》が他の年代に比べ高くなっています。

また、地区別でみると、多くの地区で《満足評価》が8割台から9割台と高くなっています。その一方、東部地区(久野町、正直町、島田町、桂町、井ノ岡町、奥原町)では《満足評価》が67.9%と全地区中最も低くなっています。

(2) 各分野への施策への要望

市の施策の中で、「もっと充実させてほしいもの」を選択してもらったところ、「夜間や人通りの少ない地域における安全を確保する」が837件で最も多く、以下「牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり」(700件)、「交通事故の発生を防ぐ施設整備を推進する」(692件)、「緑を守り自然にやさしいまちづくりを推進する」(641件)、「生活環境を良好に保つための空家対策を推進する」(616件)の順となっています。

地域福祉の観点からみると、注目されるのは第7位となっている「だれもが快適に過ごせる「ひとにやさしいまち」をつくる」であり、市民と行政が連携し合いながら住み良いまちづくりを進めていくことへの期待が高くなっています。

また、上位10位には入らなかったものの、「市民みんなで支えあう意識を醸成する(地域や学校等における福祉学習促進など)」、「市民が必要とする福祉サービスを適切に提供する(社会福祉協議会との連携など)」、「障がいのある人もない人も共に生きる地域をつくる(市民団体の福祉活動交流など)」、「地域が防犯に取り組む意識を醸成する(高齢者向けの訪問指導や安全教室など)」、「市民協働による犯罪の起こらない地域づくりを推進する(市民による防犯パトロールな

ど)」、「市民・団体が活動しやすい環境を提供する(市民団体やボランティア団体の活動支援など)」、「市民による地域課題の解決を支援する(地区社会福祉協議会の支援など)」等は、いずれも地域福祉の推進のために重要な施策であり、地域の支え合いの輪を広げていくためにも、今後も一層の充実が求められます。

(3) 仕事・家庭生活と地域活動の両立について

家庭生活や仕事と地域活動等との両立がしやすいか聞いたところ、「そう思う」は4.1%で、これに「どちらかといえばそう思う」(31.8%)を合わせた《思う》は35.9%となっています。一方、「どちらかというともう思わない」(20.2%)と「そう思わない」(14.7%)を合わせた《思わない》は34.9%となっています。

地域の支え合いを広げていくためには、高齢者のみならず、若い世代、壮年の世代が地域に関心を持ち、地域の活動に積極的に参加していくことが大切です。しかしながら、市民の4割近くの人が「両立しにくい」と回答しており、地域活動に参加しやすい条件が十分に整っているとはいえない状況にあります。

今後は、仕事や子育てで忙しい世代でも参加しやすいよう、地域活動の内容や活動日、時間を配慮するとともに、社会全体でワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

(4) 地域住民の交流について

地域住民の交流の大切さについての認識をみると、「はい」が73.3%と、「いいえ」の5.3%を大きく上回っています。しかしながら、10地区のうち6地区では「はい」が7割を超えているものの、4地区では6割台となっており、地域差がみられます。

地域の住民同士の交流は、地域福祉を推進する上で重要な役割を果たすものであり、市内すべての地域において地域の人々の交流を促進していくことが重要です。

(5) 防災対策について

牛久市として防災訓練を平成25年度から実施していますが、平成29年のシェイクアウト訓練(初動対処訓練)の実施状況は、「実施した」が9.6%となっている。一方、「実施しなかった」は47.7%となっています。

また、「わからなかった」も39.1%となっています。

災害時の高齢者、障がい者、子ども等の要配慮者の支援においては、初動の対処が重要であり、とくに地域の住民の役割には大きなものがあります。各避難所で実施する避難所開設・運営訓練や、各自主防災組織が主催する地域での防災訓練、また、Jアラートの緊急地震速報のテストを利用したシェイクアウト訓練(初動対処訓練)の認知度を高め、参加者を増やすことにより、地域住民の防災意識を高めていくことが求められます。

3. 地域支え合い懇談会

市内の8会場で、「地域支え合い懇談会」が開催されました。（平成30年6月、7月）

懇談会形式で、地区社協の皆さんが、日ごろの活動の中で感じている地域の課題や地区社協の在り方について、意見や要望を出していただきました。主なテーマは、次の6つです。

【懇談会のテーマ】

① 前回計画作成時に立てた目標について（各地区社協で内容が異なる）

前回作成時に立てた目標の、現状と課題、今後の方向性についてどのように考えていますか？

② 高齢者・障がい者・子ども等の孤立防止と安全確保を趣旨とした「見守り活動」について

高齢者や障がい者、子どもとその家族など地域の人々が、安心・安全に地域で生活していくうえで、どのような支援が必要だと思いますか？

③ 地区社協全体としての課題について

地区社協で活動をしていくうえで、全体としてどのような課題があると思いますか？

④ 地区社協としてやりたいことについて

あなたは、地区社協で今後どのような活動に力を入れていきたいと思いますか？

⑤ 地区社協への協力について

地区社協が活動していくうえで、地域の人たちに、どのような協力や支援をしてほしいですか？

⑥ 市や市社会福祉協議会による地域活動への支援について

市や市社会福祉協議会に、地域活動のために特に充実させてほしい支援は何ですか？

会場では、事前に配布した懇談会シートを基に、多数の出席者から、地域福祉を巡るさまざまな意見が発表されていきました。その内容は、現在、注目されているひとり暮らし高齢者や生活困窮者への支援、個人情報保護の壁、地域での孤立等の課題から、それぞれの地域の特性を反映した問題、さらには新たな取り組みの提案まで、幅広い分野にわたっています。

以下、懇談会で出された意見のうちすべての地区に共通して行った、「見守り活動」、「地区社協全体としての課題」、「地区社協としてやりたいこと」、「地域の方々に求めること」、「市や市社会福祉協議会による地域活動への支援について」という5つの質問に対する回答を整理してみました。

(1) 見守り活動

① 現状と課題

ア) 全体を通して

- ・人や地域ごとに取り組み方が違うため、全体として取り組むのが難しい。
- ・全体的に担い手が不足しているが、特に若い世代で不足している。
- ・日々の日常の中での支援が不足している。
- ・見守りにあたっての知識が不足している。
- ・隣人間の見守りが不足している。

イ) 高齢者、障がい者の見守り活動

- ・民生委員児童委員が持つ情報を、どこまで地域に共有して良いか分からない。
- ・個人情報等の制約により、踏み込んだ見守り活動ができない。
- ・支援を受け入れてくれない方もいる。

ウ) 子どもの見守り活動

- ・下校時間に関する情報について、学校と情報共有をしている地区とできていない地区がある。
- ・高齢者の見守りに注力してしまい、子どもの見守りまで手が回っていない例もある。
- ・下級生だけが早く帰る日などに限定して活動を行っている例もある。
- ・共働きの影響もあり、親が見守り活動を行うことができないため、地域でカバーしていく必要がある。

② 今後の方向性

ア) 全体を通して

- ・行政との連携を深めていきたい。
- ・個人情報等の制約についての考え方を行政と話し合っていきたい。
- ・訪問などのアクションを起こす基準、ルールを明確にしていきたい。
- ・若い世代の担い手を増やしていきたい。

イ) 高齢者、障がい者の見守り活動

- ・すまいるサポーターにも加わっていただくなど活動支援者を増やしたい。
- ・認知症についての勉強会を行いたい。
- ・高齢者への日常的な支援（例：草むしりなど）を普及させていきたい。
- ・孤食や同居孤独という問題にも対応していきたい。

ウ) 子どもの見守り活動

- ・もともと子どもが少ない行政区における支援の在り方について検討していきたい。

(2) 地区社協全体としての課題

① 現状と課題

ア) 主な構成メンバーについて

- ・地区社協の取り組みを理解していない構成メンバーが増えている。
- ・地区にはさまざまな団体があるが、同じ顔ぶれの者で構成されている。
- ・民生委員児童委員一人ひとりの負担が大きい。

イ) 人材について

- ・いつまでも無償では人材が確保できない。
- ・買い物支援を行いたい、ドライバーの数が不足している。仮に本人がドライバーをやりたいと手を挙げてても家族が認めないケースがある。
- ・ボランティアの志を持った人の数が少ない。
- ・次世代の担い手不足・担い手の育成が深刻である。
- ・地区社協の主な構成メンバーになると「役職を背負わされてしまう」という思い込みをいかにして打破するかが課題である。

ウ) 活動について

- ・地区社協の活動よりも行政区の活動が優先されてしまう。
- ・各行政区で特色や地区社協に対する考え方が異なっているので足並みを揃えて活動を行うのが難しい。
- ・行政区の役割と地区社協の役割分担ができていない。
- ・各行政区の交流が乏しく、それぞれで何をやっているのかが分からない。
- ・地域全体のつながりの希薄化を感じる。
- ・地区社協事務所の交通の便が悪い。

エ) 広報について

- ・地区社協で作成しているホームページの更新が止まってしまっている。
- ・地域における地区社協の認知度向上に苦勞していて、特に高齢者について苦勞している。

② 今後の方向性

ア) 主な構成メンバー

地区社協の活動に関心を持つ人とそうでない人の二極化が進んでおり、今後は地域全体で活動を行っていく必要がある。

イ) 人材について

今後は、民生委員児童委員や区長といった一定の責任を伴う方法以外に、地域の方が気軽に社会の役に立つことができるような仕組みが必要がある。そうした取り組みを通じて、地域福祉の担い手の発掘と育成を進めていく必要がある。

ウ) 活動について

今後は行政区での活動を尊重しつつも、地区社協の役割を明確化し、地区社協だからこそできる活動を進めていく必要がある。そのためには各行政区で足並みを揃えた活動を行い、さまざまな機会を通じて地区社協の在り方について検討をする必要がある。

エ) 広報について

今後は、活動をより充実させるために、地域における地区社協の認知度向上を図っていく必要がある。

(3) 地区社協としてやりたいこと

ア) 知識・技術の習得

- ・認知症についての勉強会を開催し、認知症の方との触れ合いや認知症予防活動を充実させたい。
- ・災害発生時の動き方を身につけておきたい。

イ) 知識・技術の提供

- ・簡単な介護の仕方を地域の方に広めたいが、指導内容や参加者の募集方法が分からない。

ウ) 周知

- ・ホームページの充実化等を通して、地区社協の認知度を高めていきたい。
- ・火災予防や防災の徹底のために回覧を回して周知をしていきたい。
- ・対象を絞りピンポイントでの広報活動を行っていきたい。
- ・あいさつ運動を通じて、防犯対策や地区社協のPRを行いたい。

エ) 役割の明確化

- ・民生委員児童委員やすまいるサポーター等の各役割の活動内容や意義を明確にしていきたい。
- ・行政区と地区社協の役割を明確にしていきたい。

オ) 活動の充実・拡大

- ・高齢者に対して日常的な軽作業のサポートを行いたい。
- ・地域の人々の交流の輪を広げていきたい。
- ・国のサポートが行き届かない層の人への支援を行い、制度の隙間を埋める存在になりたい。
- ・民生委員児童委員が持っている高齢者や障がい者の情報の共有を検討したい。
- ・個人情報保護と開示のバランスや、その仕組みづくりを考えていきたい。
- ・夏休み期間は高齢者の熱中症防止活動を行っていきたい。
- ・ひとり暮らし高齢者の見守り活動を進めていきたい。
- ・交通支援と日常生活支援に集中して取り組んでいきたい。
- ・避難所の運営体制の更なる確立を図っていきたい。
- ・地域住民の協力により下校時の見守り活動を充実させていきたい。

カ) 地区社協のあり方について

- ・現在の活動内容が発足時の理念に合致しているかを検討したい。
- ・地域の行事の開催もいいことだが、地域福祉の支え合いの根本である「福祉」にも目を向けていきたい。
- ・個々の行政区での活動が活発ななかで、地区社協として何をやるべきかについて検討したい。
- ・行政区の枠を超えた交流、地区社協内での委員会の枠を超えた交流を進め、現在の地域の中での縦割り体制を変えて、横のつながりを持っていきたい。

(4) 地域の方々に求めること

ア) 活動支援

- ・地区社協で行う身近な地域での助け合い活動に、地域住民にも積極的に参加していただきたい。

イ) SOS の発信

- ・活動への参加を呼び掛けても、遠慮する高齢者が多い。もっと甘え上手になってもらって、気軽にいろいろと利用してほしい。
- ・いざという時のためにも SOS を発信する力を蓄えてほしい。

(5) 市や市社会福祉協議会による地域活動への支援について

ア) 資金面での支援

- ・無償ボランティアでは限界があるので、人件費の援助をしてほしい。

イ) 防災について

- ・新しいハザードマップを作成してほしい。可能なら要配慮者の情報も掲載してほしい。
- ・災害発生時、民生委員児童委員以外も要配慮支援に関わることができるように情報がほしい。

- ・地区社協の防災にもっと関心を持ってほしい。
- ・行政区や地区社協に何を期待するのか、こういったメニューを行うべきか教えてほしい。

ウ) 連携について

- ・市と地域包括支援センターと地域と民生委員児童委員の情報共有を徹底してほしい。
- ・市民と行政で協働して進めていくべきことがあれば、一緒に進めていきたいので教えてほしい。

エ) 活動について

- ・地区社協の存在意義を確認するための研修を継続して行ってほしい。
- ・市全体としてこうしたいというビジョンや、そのために地区社協がこういったことを担えばいいのかという点を明確にしてほしい。
- ・行政区の垣根を超えた活動を行うにあたり、市に支援いただきたい。
- ・ほかの地区社協の取り組み事例を知りたい。

オ) 拠点について

- ・拠点を設けてほしい。
- ・地区社協事務所への移送サービスを行ってほしい。

カ) アドバイスについて

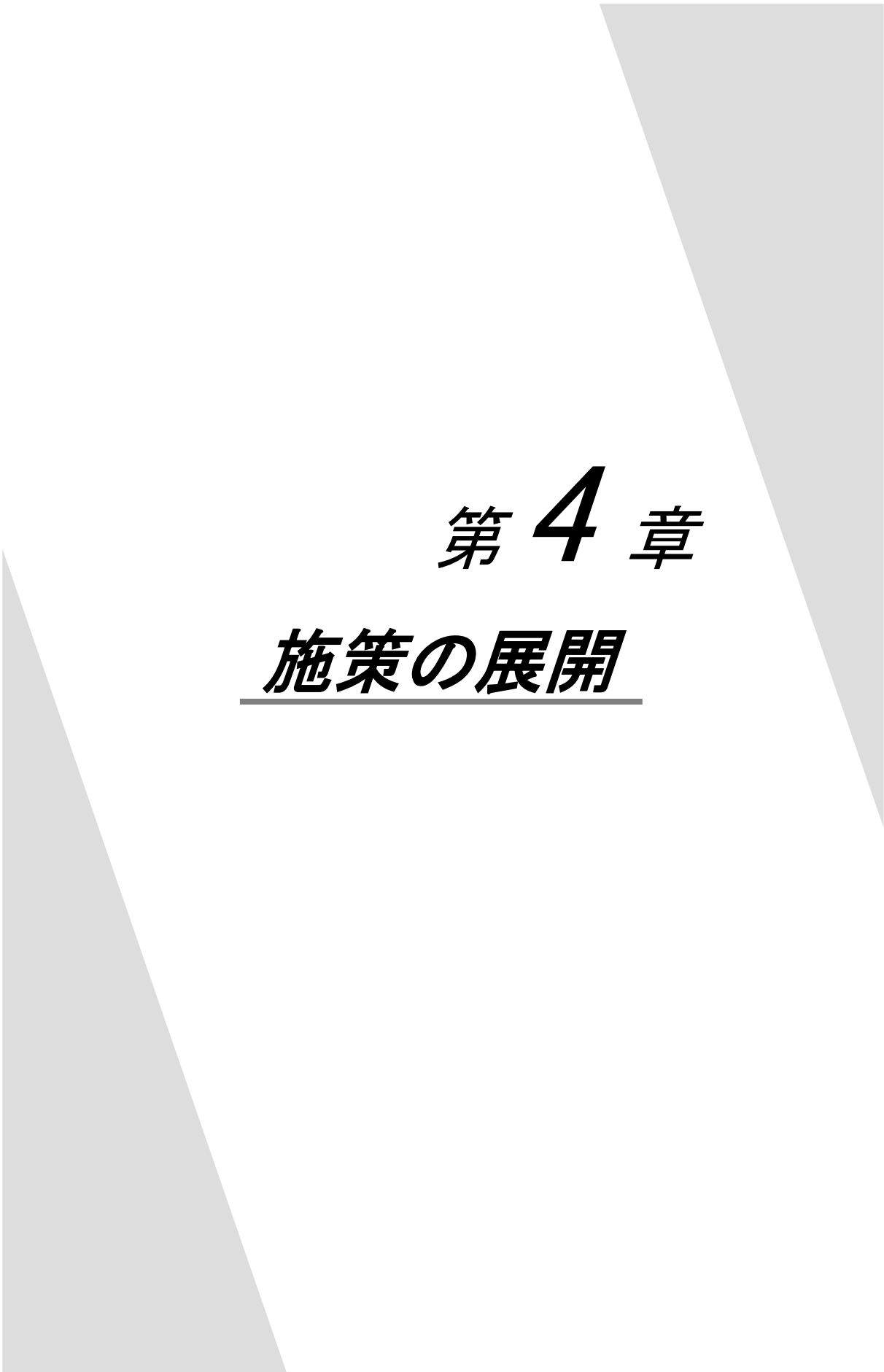
- ・地区社協独自のホームページを充実させるためのアドバイスがほしい。
- ・効果的な担い手募集の方法について教えてほしい。

キ) 制度について

- ・買い物支援制度を確立させてほしい。
- ・傾聴ボランティアを育成してほしい。
- ・民生委員児童委員を増員してほしい。
- ・民生委員児童委員の定年延長の検討をしてほしい。

ク) 見守り活動について

- ・障がい者や高齢者の見守り活動を充実させるために、情報提供をしてほしい。
- ・子どもの下校時の見守り活動を充実させるために、下校時間を教えてほしい。
- ・見守り活動に関して保護者に協力してもらえるように働きかけてもらいたい。

The page features two large, light gray triangles as background elements. One triangle is positioned in the top right corner, pointing downwards. The other is in the bottom left corner, pointing upwards. These triangles frame the central text.

第4章

施策の展開

行政区はまちづくりのパートナー

地域における課題は、核家族化や価値観の多様化により、交通安全や防犯活動、自主防災活動、環境美化活動、子どもたちの見守りなど広範囲にわたるようになってきております。これら地域の課題を解決するためには、行政と地域住民とが力を合わせることが大切です。この意味で、牛久市は、各地域で自治活動をしている行政区を、ともに地域づくりを担うパートナーと考えています。区長をはじめとする各種委員や自主防災組織などの必要性をご理解いただき、牛久市のまちづくりに参画していただいています。

今後、より一層、地域の課題を解決するためには、行政と地域住民とが力を合わせることが大切です。あなた自身の生活を守るために行政区があります。行政区では日ごろから、避難訓練、ひとり暮らし、介護や助けを必要とする方の見守り活動等を行っており、「自助・近助（互助）・共助・公助」の「近助（互助）」と「共助」の活動を行っています。

地区社協は新たな支え合いの基盤

牛久市は、比較的東西に長く、市の西部に市街地が集まり、東部には豊かな自然が多く残されています。市内には、代々牛久に住んでいる人、縁あって牛久に住むようになった人がモザイクのように混住しています。これらの特徴を踏まえ、子どもからシニア世代までさまざまな世代が安全に安心して暮らし、日頃のコミュニティ活動や地域の活発な交流を生み出すため、気軽に行き来できる小学校区を範囲とした、新たな支え合いの基盤「地区社協（地区社会福祉協議会）」活動を進めています。

各小学校区において、それぞれの特性を活かした地区社協活動が盛んになることによって、行政区による近助（互助）と共助の輪から、さらに広い共助の輪へと住民の支え合い活動が広がっています。



基本目標 1 優しい心を育みます

基本施策 1 福祉学習を進めます

(1) 地域などでの福祉学習を進めます

現 状

学校と地域が連携し、子どもたちと地域住民との交流活動や、福祉学習などを行っています。また、学校と関係機関、ボランティア等が連携して、車イス体験などの福祉体験教室や、認知症の理解を深めるための福祉教育を進めています。こうした中で、学校では、子どもたちと障がいのある方との交流、子どもたちと市内の介護施設に入所している高齢者との交流なども行っています。

地区社会福祉協議会では、地域住民を対象とした福祉に関する研修会が行われています。

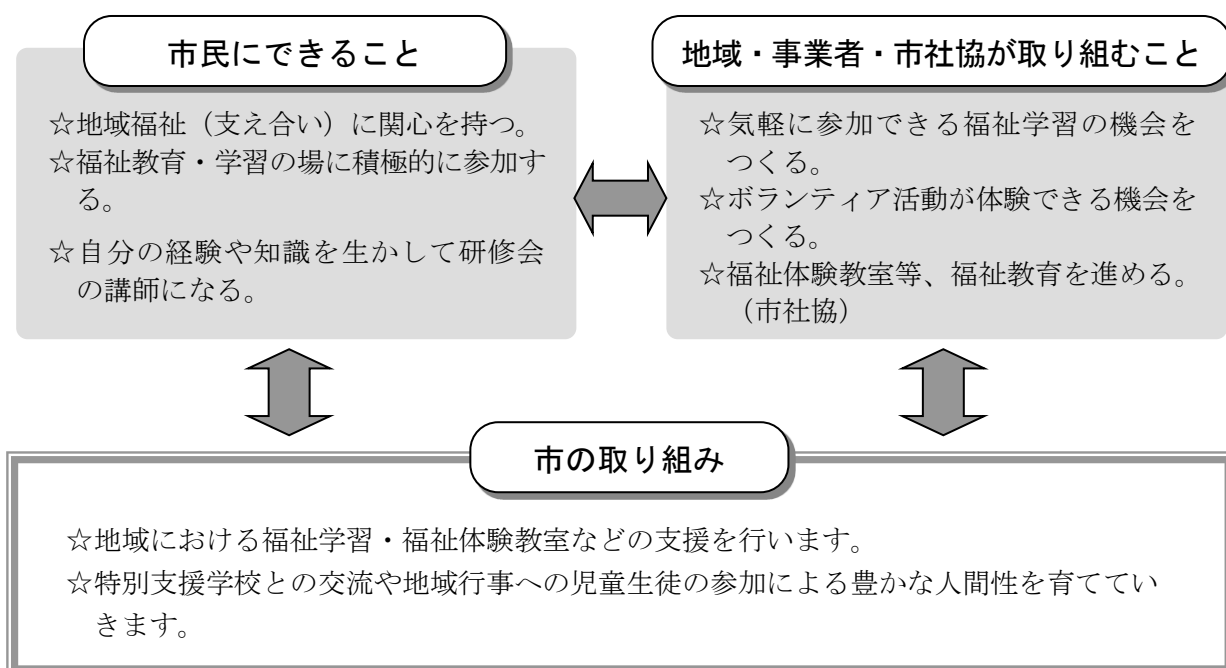
課 題

- ・住民の地域福祉に関する意識が薄れています。
- ・地域活動や福祉活動へ参加する人は多くありません。行政区、子ども会加入率が低下しています。
- ・福祉に関する意識を高めるため、民間事業所等での社会貢献活動を進める必要があります。

施策の展開方向

- ・「身近な地域で人と人が支え合う」という、地域福祉の考え方を、家庭と学校、地域が一体となって、福祉学習の取り組みとして進めます。
- ・地域では、一人ひとりが福祉に関心をもち、いつでも、誰でも、どこでも気軽に福祉を学ぶことができる機会をつくります。
- ・事業所においても福祉学習の機会を設け、ボランティア活動、社会貢献活動を進めます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
1 (1)	学校教育で福祉学習を進める	総合的な学習の時間などのさまざまな体験学習を通して、人々がともに個性を尊重し合う心や、多様な在り方を相互に認め合い助け合う心を育てます。 特別支援学校との交流や地域の行事への積極的な参加を通して、児童生徒の豊かな人間性を育てます。	指導課
2 (新)	地区社協で福祉学習を進める	地区社協における多様な福祉学習・研修等の実施を支援し、市民の福祉に対する意識の高揚と理解を深めていきます。	社会福祉課 市社会福祉協議会

※（ ）内の数字は、中間見直し前の計画「みんなの幸せづくり計画～牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成28年度～平成33年度）」中における事業番号。（新）は今回新たに追加された事業。以下同じ。

(2) 地域交流を進めます

現 状

個人の生き方や暮らし方が変化し、近所付き合いが希薄になっており、世代を問わず、引きこもったり、孤独を感じる人が増えています。一方で、生涯学習やスポーツに参加されている方は、市内にある公共施設を情報交換の場や交流の場として、活発に利用しています。また、子どもと地域の方々との世代間交流として、児童クラブでは「カップ塾」を地域の方々やボランティアの方々などの協力を得て開催し、さまざまな体験、交流活動を提供しています。

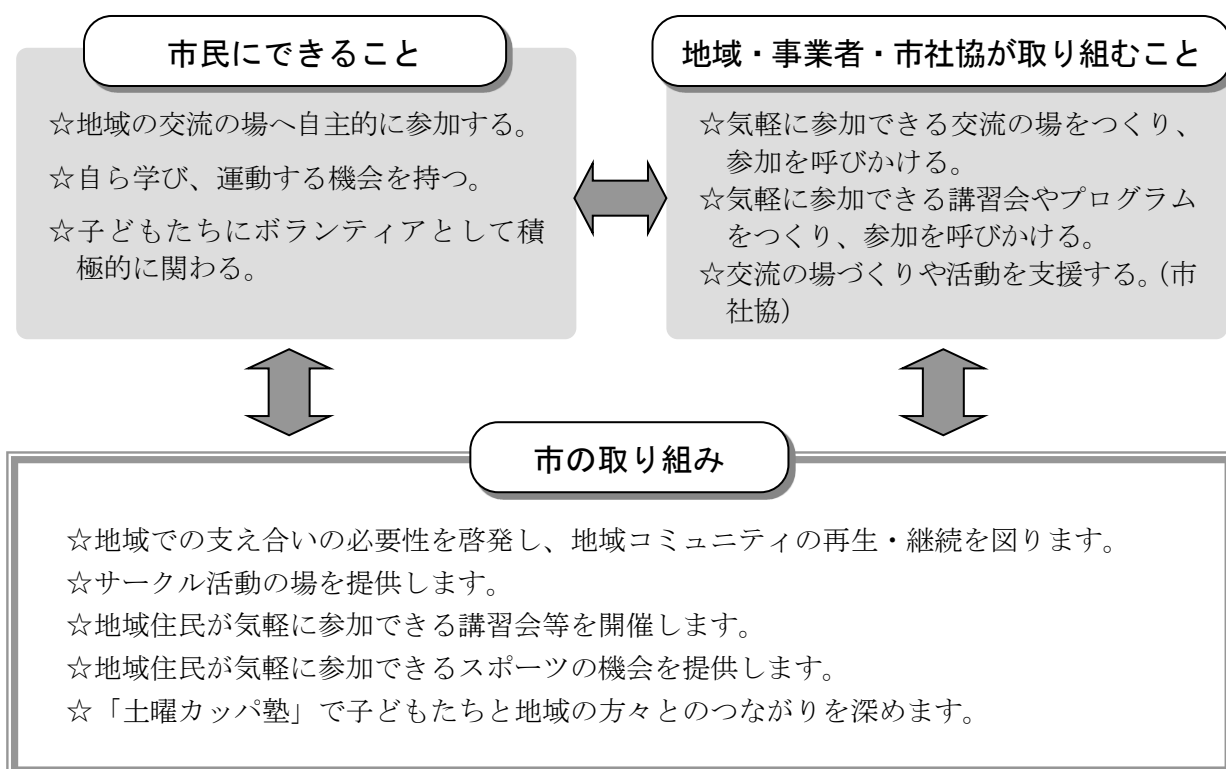
課 題

- ・住民同士の交流を深め、地域コミュニティの再生が必要です。
- ・身近な場所に集える場を設け、支え合いの意識を高める必要があります。
- ・既存の生涯学習施設や運動施設では、利用団体の増加により利用調整が難しくなりつつあります。また、建物本体や設備類の老朽化が進んでいます。
- ・「カップ塾」継続のための指導員、ボランティア、連絡調整を行うコーディネーターの育成や確保が必要です。

施策の展開方向

- ・子どもからシニア世代まで、人と人との絆が深まるように、さまざまな交流の機会を設け、多くの市民の参加を進めます。
- ・人と人との交流の輪を広げ、福祉意識の高揚を図り、お互いが支え合える関係へと発展させます。
- ・高齢の方や、障がいのある方など、誰もが利用しやすい施設になるよう整備してまいります。
- ・地域の方々やボランティアの方々などの協力を得ながら、子どもたちにさまざまな体験、交流活動を提供することで、地域とのつながりを深め、子どもも大人も充実した休日を過ごせるまちづくりを進めます。
- ・市民が持つ豊かな知識や経験を地域ボランティアへの参加へと繋ぎ、地域活動を活性化させます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
3 (2)	行政区活動を支援する	行政区活動が活発に行えるよう相談に応じたり、自主的な活動に対する補助を行います。	市民活動課
4 (3)	生涯学習講座を開催する	市民のニーズに合った生涯学習講座を開催します。	生涯学習課
5 (4)	中央生涯学習センターを管理運営する	誰もが利用しやすい生涯学習施設を目指し、中長期計画に基づき、中央生涯学習センターを計画的に修繕・改修していきます。	生涯学習課
6 (5)	運動施設を管理運営する	誰もが利用しやすいスポーツ施設を目指し、中長期計画に基づき、総合運動公園等を計画的に修繕・改修していきます。	スポーツ推進課
7 (6)	放課後カップパ塾の運営	放課後カップパ塾を開催し、市内全小中学校で基礎学力の向上や学習習慣の定着を目標に自主学習支援を行います。	生涯学習課
8 (7)	土曜カップパ塾の運営	市内全小学校で土曜カップパ塾を開催し、地域の方々の協力を得て英語、料理、音楽やスポーツ教室などさまざまな体験、交流の機会を提供し、地域とのつながりを深めていきます。	生涯学習課
9 (新)	地区社協活動を支援する	地区社協での住民交流活動を支援し、地域活動への参加の促進と、住民同士のつながりを深めていきます。	社会福祉課 市社会福祉協議会

(3) 地域福祉の担い手の発掘と育成・確保を行います

現 状

行政区、地区社会福祉協議会などで、人がつながるきっかけとして、さまざまな行事が行われています。一方、市では住民や事業所等を対象に、ボランティア入門や各福祉制度の説明など、牛久のことや福祉のことについて学ぶ牛久市行政情報出前講座「知って学んで！おしえ隊」を行うことで、福祉意識を高め、社会貢献活動への参加を促しています。地域の担い手は高齢者が中心となっています。若い世代は、仕事や子育てなど多忙であり地域活動への関心も低いことなどから、地域活動への参加者は減少しています。

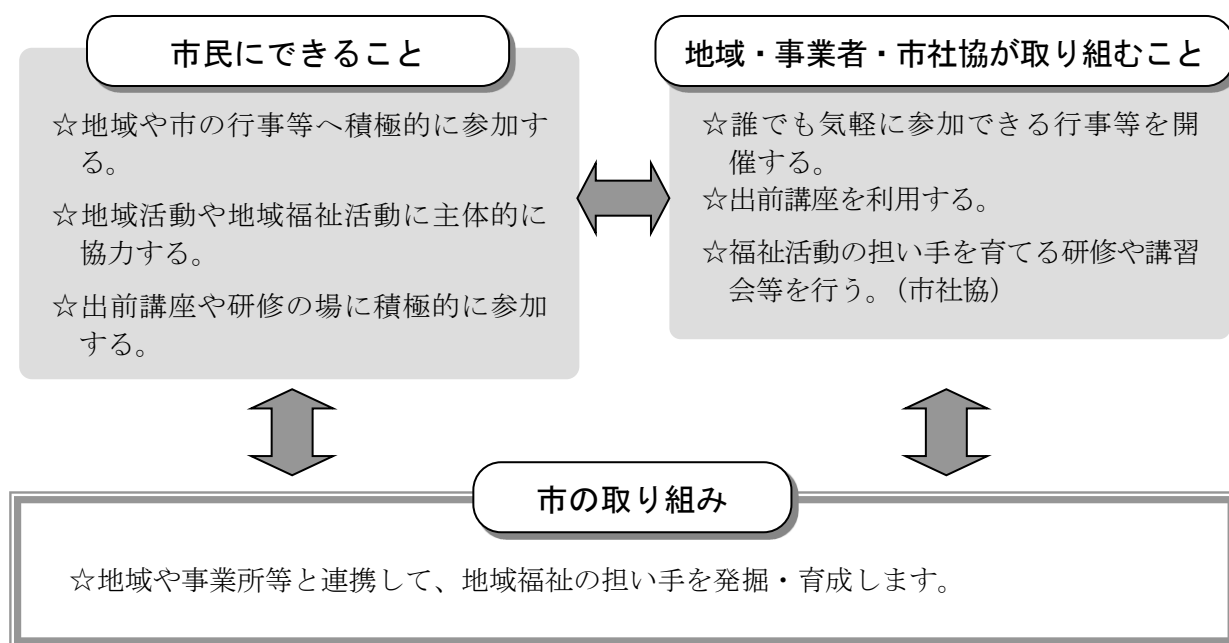
課 題

- ・地域福祉や地域活動を支える担い手は、年々高齢化しており、継続性が危ぶまれています。
- ・若い世代が地域活動へもっと参加できるようなきっかけをつくる必要があります。

施策の展開方向

- ・地域での支え合い活動を継続的に行うためには、身近な地域で福祉活動を担う人材を発掘または育成し、それぞれの活動につなげていくことが必要です。そのためには、地域や事業所、行政や関係機関等において、幅広い世代が地域福祉活動に参加できるきっかけづくりを進めます。
- ・市民一人ひとりが、地域福祉の担い手であるという意識を持ち、受け手だけに留まらない地域福祉を進めます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
10 (8)	牛久市行政情報出前講座	高齢者、障がい者の福祉制度のほか、まちづくりについての疑問や関心にお応えしていくため、担当の職員が会合や学習の場に出向いて説明します。	市民活動課
11 (新)	地区社協での担い手づくりを支援する	地区社協における行事や研修等の実施を支援し、地域福祉の担い手の発掘及び育成を進めます。	社会福祉課 市社会福祉協議会



基本目標2 支え合う地域社会をつくります

基本施策1 市民主体による地域を支える拠点・ネットワークづくりを進めます

(1) 地域で安心して暮らせる「見守り支援」を進めます

現 状

超高齢社会への突入により、高齢者世帯や、ひとり暮らし高齢者世帯が急増しています。また、ひとり暮らし高齢者などで、孤独死する方も増えています。日ごろから見守りの必要な方に対しては、手上げ方式の「見守り台帳」に登録していただき、地域において、行政区長や民生委員児童委員、地区社会福祉協議会等が連携して、見守り活動を行っています。さらに自主防災組織の活動が加わることにより、災害時を含めた「いざというとき」に対応できる体制づくりを進めています。

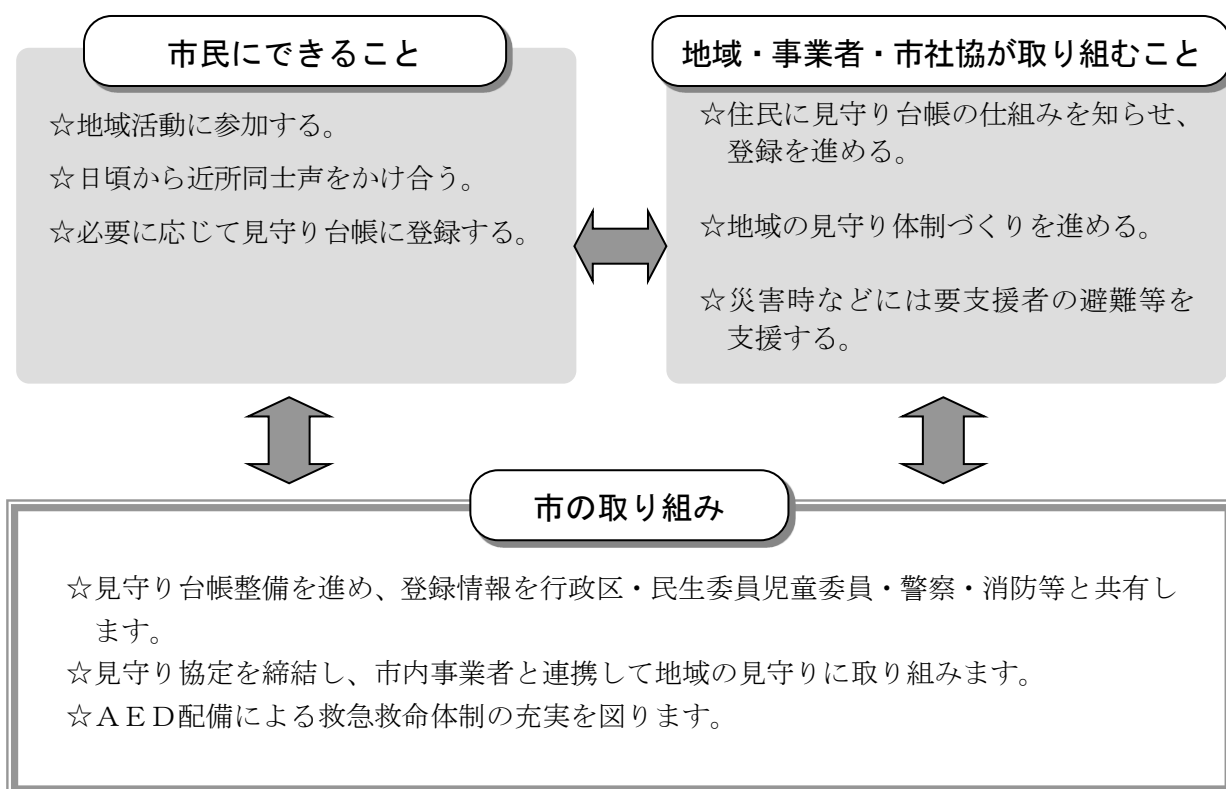
課 題

- ・見守りが必要な要支援者は増加していますが、周囲の支援を受け入れない方は、台帳の登録も難しい状況です。
- ・身近な地域での見守り体制づくりは、地域の住環境や支援の担い手の確保等の理由でなかなか進んでいません。
- ・40代から60代前半の単身男性は、地域で特に孤立しやすい傾向にあります。

施策の展開方向

- ・牛久市では、日頃からの地域での見守りがあってこそ、災害時の支援にも活かされると考えています。平時には見守りや声かけによる地域での良好な人間関係を築き、災害時や緊急時には地域単位で助け合いができる総合的な支援体制をつくるため、「見守り台帳」整備をさらに進めます。
- ・誰にもやってくる老後、誰にでも起こり得る障がい、また、子育て中など孤立しやすいときであっても、地域の見守りや助け合いで孤立せず豊かに安心して暮らせるようにしていきます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
12 (9)	見守り台帳を整備する	見守りの必要な高齢者や障がい者等の台帳を手上げ方式で整備し、登録者に関する情報を地域と共有します。	社会福祉課 市社会福祉協議会
13 (新)	見守り活動	民生委員児童委員、行政区、地区社会福祉協議会が連携して、要配慮者の見守り活動を行います。	社会福祉課 市社会福祉協議会
14 (新)	SOSネットワーク事業	要配慮者が行方不明の際に、早期に発見できるよう、地域の協力機関や協力者に日常生活の範囲内で捜索への協力をお願いします。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
15 (13)	AEDの配備	AEDを公共施設やコンビニエンスストア等へ配備し、救急救命体制を充実させます。	交通防災課

(2) 行政区活動の活性化を図ります

現 状

行政区の実情に合った地域活動や自主防災活動などが、「近助（互助）・共助」活動として活発に行われています。区民会館等を活用した「たまり場」を利用し、住民同士交流の輪が広がっています。区民会館等を年間3分の2以上開放し、「たまり場」を実施している行政区は、平成30年10月現在で30行政区あります。その一方で、行政区、子ども会等への加入率が低下しています。また、地域の高齢化や若い世代の共稼ぎ等の理由により、行政区の班長のなり手が不足しています。

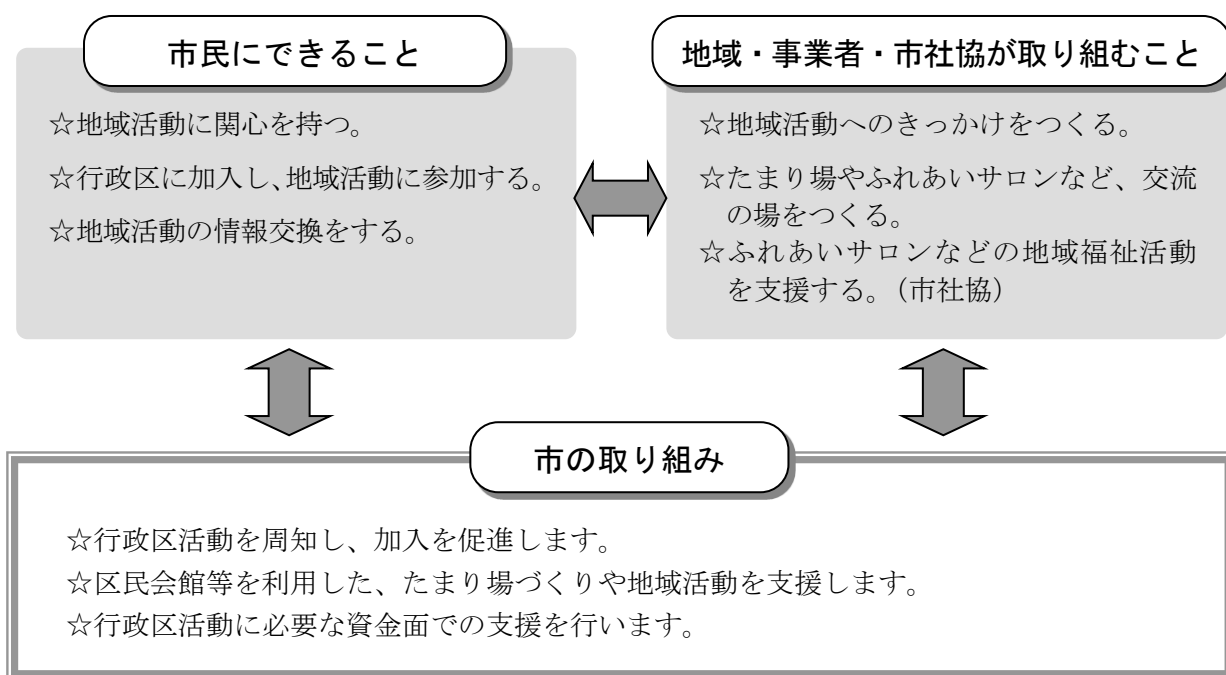
課 題

- ・区民会館等の利用を促進し、人が集う「たまり場」づくりを普及させる必要があります。
- ・住民同士のつながりを深め、啓発活動を活発に行い、行政区の加入を促進する必要があります。
- ・若い世代に地域活動へ参加してもらえるよう、各種イベントを開催するなど、積極的な働きかけが不可欠です。

施策の展開方向

- ・人がつながるきっかけづくりとして、行事やイベント等を行い、行政区への加入促進を図ります。
- ・転入や転居の際に、本人の承諾を得ての行政区への情報提供と、本人への行政区加入呼びかけを継続していきます。
- ・行政区等で、福祉活動やボランティア活動など、誰でも気軽に参加できる活動の場をつくります。
- ・区民会館を活用したたまり場やふれあいサロンなど、子どもからシニア世代まで、みんなが気軽に交流できる場をつくります。
- ・住民間の助け合いである「近助（互助）・共助」活動を進めます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
16 (14)	行政区による広報広聴活動を実施する	行政区及び準行政区へ、行政区の運営費用を補助金として交付します。	市民活動課
17 (15)	たまり場を開設する	行政区集会所を地域の人々の「たまり場」として、行政区の内外を問わず広く無償で開放し、市民活動の拠点として提供している行政区に対して、補助金を交付して支援しています。	市民活動課
18 (16)	行政区集会所施設の整備、管理	地域のコミュニティ活動の拠点とし、集会所・区民会館施設の整備及び管理（修理等）に補助金を交付して支援しています。	市民活動課

（３）地区社会福祉協議会の活動を支援します

現 状

自分から孤独を求め「一人であること」を望む方の増加など、近所のつながりが希薄化しているため、孤独な状況から抜け出したい方や困難を抱えて支援を必要とする方が、地域で気づかれないまま孤立しています。また、地域での支え合いの担い手は高齢化が進み、若い世代は仕事や子育てと地域活動へ参加できない状況です。

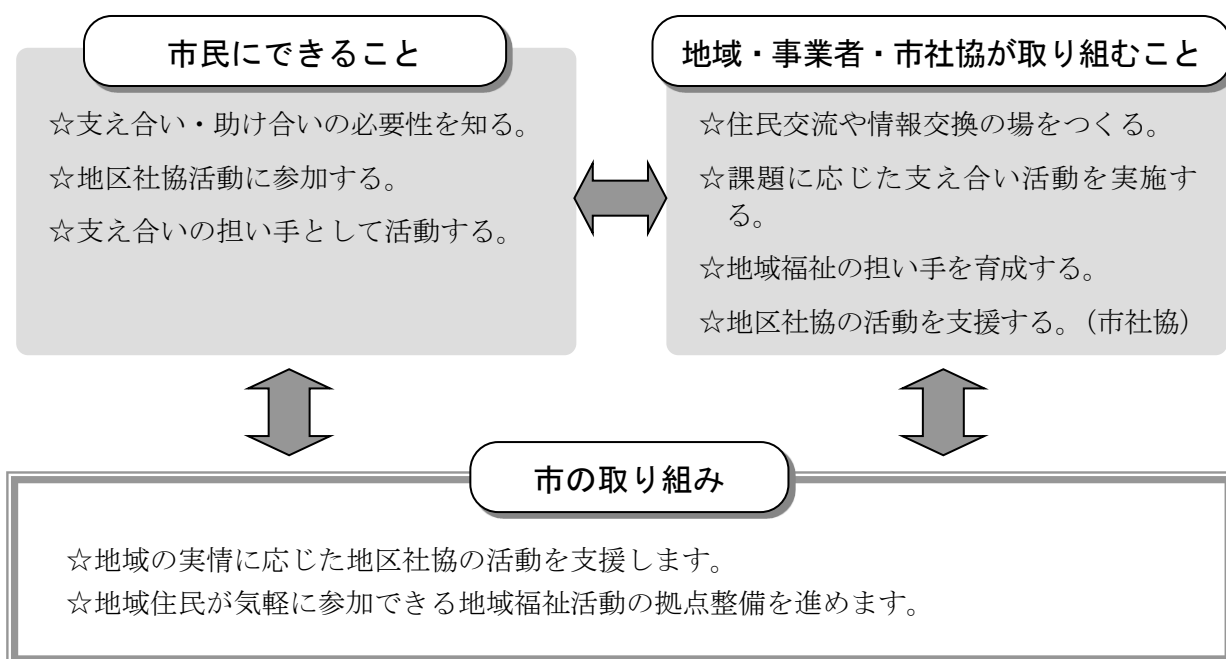
課 題

- ・ プライバシーの保護に十分配慮しつつも、住民同士の交流の場が必要です。
- ・ 困ったときには、自ら支援を求められるような地域づくりが必要です。
- ・ 支え合いの輪を広げ、誰でも気軽に地域福祉活動へ参加できる拠点づくりが必要です。

施策の展開方向

- ・ 子どもやシニア世代が気軽に行き来できる小学校区を単位に、住民同士が助け合い、力を合わせて地域福祉活動を進める新たな支え合いの活動基盤である「地区社会福祉協議会」の活動を支援します。
- ・ 地域福祉活動が継続的に発展するよう、住民が主体的に活動へ参加しやすく、いつでも気軽に情報交換等ができる活動拠点の整備を進めます。
- ・ 小学校区を範囲に、地域福祉を支える行政区や民生委員児童委員、ボランティアなどの活動を活性化し、地域と福祉・医療などの関係機関が連携することで、安心して暮らすことができる体制（地域包括ケア）をつくります。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
19 (17)	地区社協支援事業	地区社協の活動を支援するため助成金を交付し、地域の実情に合った地区社協活動の促進を図ります。	社会福祉課 市社会福祉協議会
20 (新)	地区社協の活動拠点の整備	空き公共施設の有効活用として、旧保育園等を地区社協の活動拠点として提供しています。	社会福祉課

(4) 広報媒体を利用して地域情報や災害情報を発信します

現 状

市では、広報紙、市公式ホームページ、SNS（フェイスブック、ツイッター、ライン）、かつぱメール、FMラジオなどで、行政情報やイベント案内、災害時の情報を発信しています。

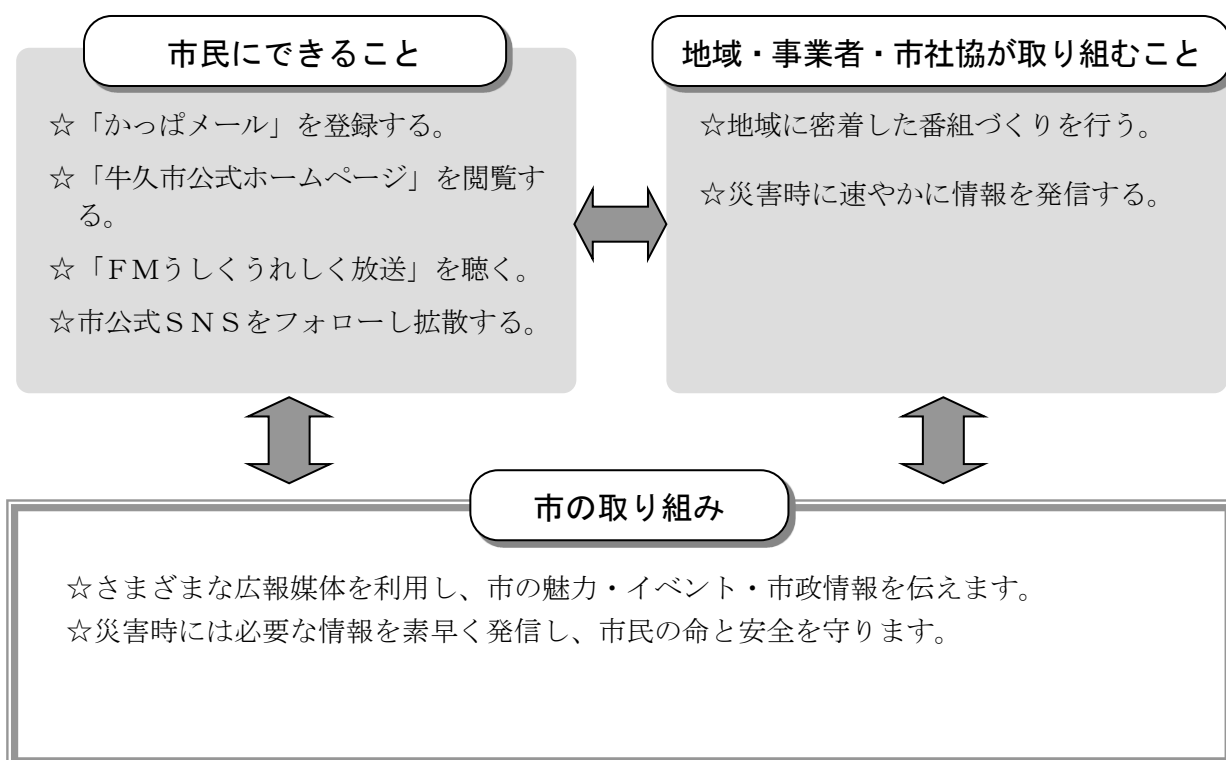
課 題

- ・ 全ての人に分かりやすく、読みやすく、効果的に、伝わりやすい広報物（広報、ポスター、チラシ）、ホームページを作成することを目指します。
- ・ 牛久の魅力をもっと多くの人に知ってもらえるよう活動していきます。

施策の展開方向

- ・ 地震、台風、大雨などの自然災害による被害情報や避難情報、停電や交通機関の情報なども素早く伝え、市民の命と安全を守ります。
- ・ 地域で行われているイベントや身近な話題、商業・観光情報、行政情報などを効果的に発信することにより、地域におけるコミュニケーションを向上させ、さらなる地域活性化を推進します。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
21 (18)	牛久市の行政情報を発信する	広報紙、ホームページ、かっぱメール、SNS、FMラジオを使用し行政情報を市民に発信するとともに、災害時の緊急情報手段として防災体制の強化を図ります。	広報政策課

(5) 市民の心の健康増進を図ります

現 状

全国の自殺者数は減少傾向にありますが、非常事態はいまだに続いています。また、牛久市の自殺者数は2017年（平成29年）は10名と、2016年（平成28年）の13名から減少しています。

牛久市では、ゲートキーパー養成研修を開催するなど、周囲の人の見守り等の支援体制づくりを進めています。

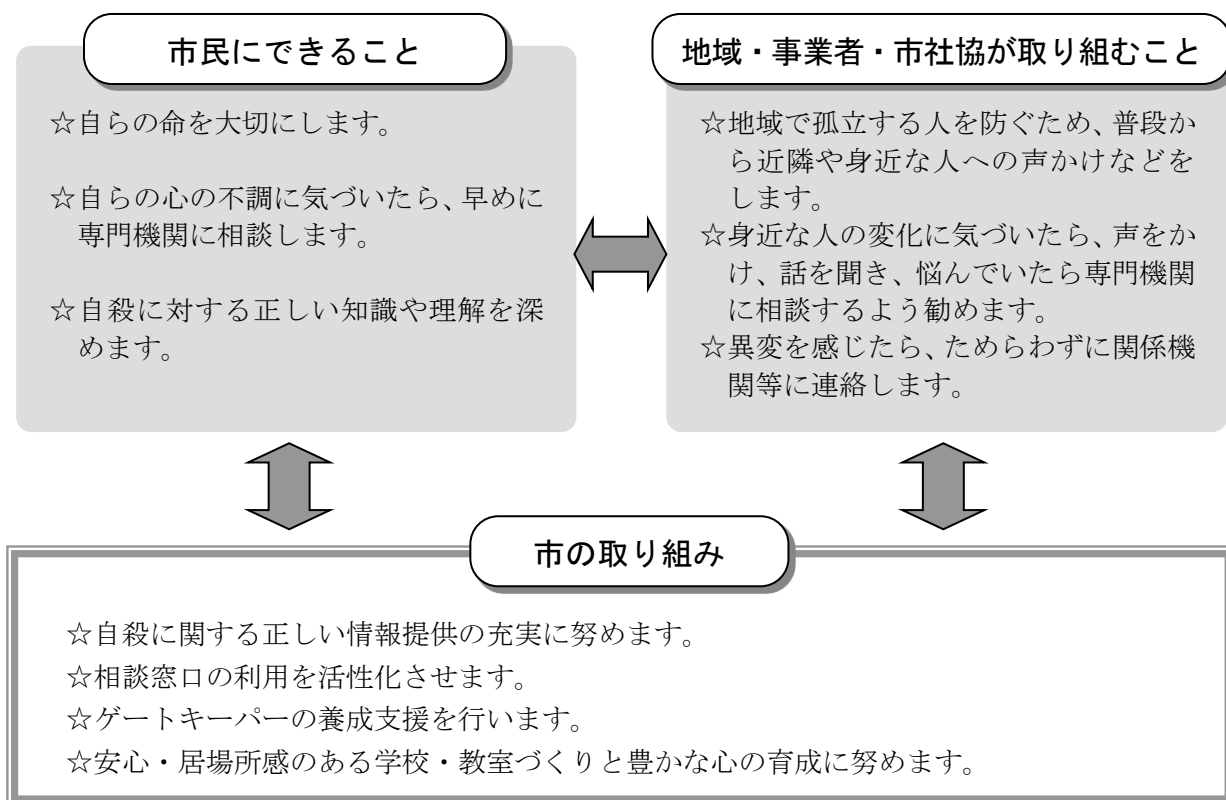
課 題

- ・「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を通して、「生きることの包括的な支援」として推進することが必要です。
- ・保健、医療、福祉、教育、労働などの関連施策との有機的連携が必要です。
- ・関係機関、民間団体、企業、市民等との幅広い協働が必要です。

施策の展開方向

- ・自殺対策として「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、両取り組みから地域の自殺リスクを低下させます。
- ・精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みを推進していきます。
- ・自殺に追い込まれる危険性の高い人や自殺に追い込まれようとしている人を支援するため、関係機関・団体等と連携して取り組みを進めていきます。
- ・自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には、誰かに支援を求めるという認識を市民一人ひとりが持つための施策を展開していきます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
22 (新)	道徳教育の推進	道徳科を要に道徳教育を充実させ、豊かな心を育む教育を推進します。	指導課
23 (58)	こころの健康に関する講演会	講演会を実施し、こころの健康に関する知識の普及啓発を行います。	社会福祉課
24 (新)	ゲートキーパー養成研修	悩みを抱えた人に早期に対応できるよう、ゲートキーパーの養成を行います。	社会福祉課
25 (新)	自殺相談窓口一覧の作成	相談窓口一覧を作成し、市民へ相談窓口の周知を図ります。	社会福祉課

基本施策2 地域福祉を支える団体との連携・協働を進めます (1) ボランティア・NPO法人などの活動を一層充実します

現 状

ボランティア活動は、地域の支え合い活動の柱の一つであり、福祉をはじめ、環境や教育、スポーツや文化など、さまざまな分野のボランティア・市民活動が活発に行われています。市役所内に「牛久市ボランティア・市民活動センター」が設置され、市内を拠点に活動するボランティア・市民活動を支援しています。

また、市内には平成30年10月現在で28の特定非営利活動法人(NPO法人)があり、福祉関係をはじめさまざまな活動を行っています。ボランティアやNPO法人の活動の場として市内の生涯学習センターや運動施設、学校体育施設を貸し出し、団体の活動に係るチラシ・ポスター等の掲示を行っています。

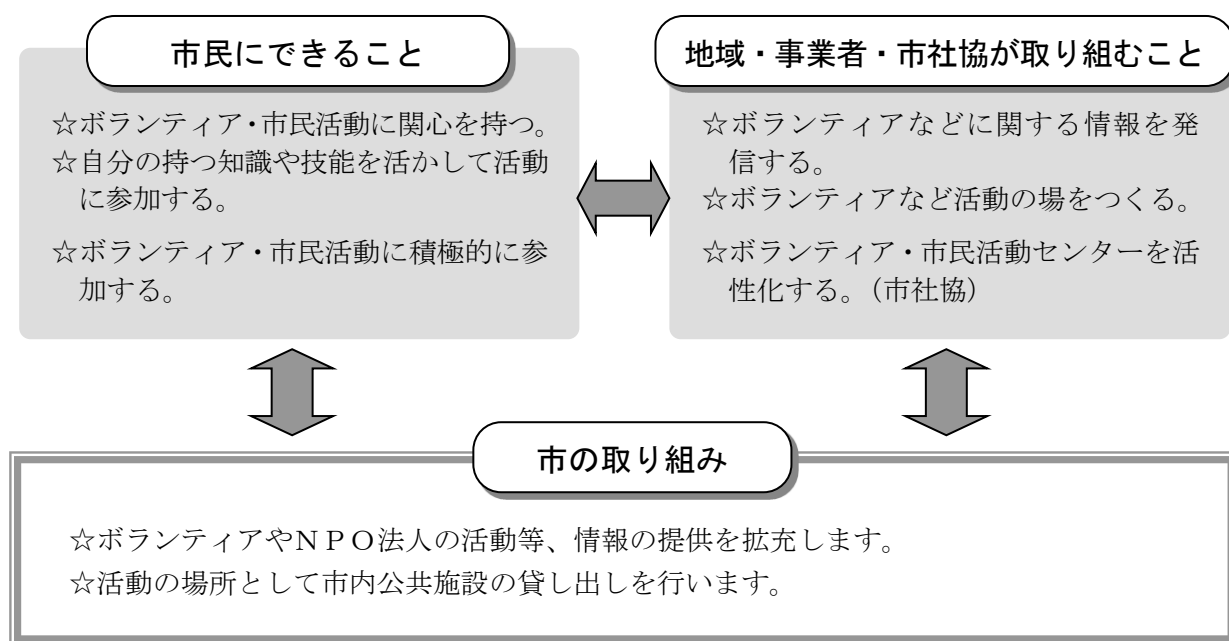
課 題

- ・多様化する市民の生活課題や福祉活動に対応できる、ボランティア・市民活動の育成支援が必要です。
- ・興味や関心のあること、また、自分の特技や技術を活かすことができる、ボランティア・市民活動、福祉活動等へ参加できる場づくりが必要です。
- ・ボランティア等の団体が増えることに伴い活動場所の確保や調整が必要になっています。

施策の展開方向

- ・ボランティアや市民活動は、住民の主体的な活動として、公的サービスだけでは補いきれないニーズに対応するため、さまざまな形で活動が展開されています。今後さらに多様化するニーズに応じるため、ボランティアやNPO法人は、地域や行政等と連携を強化し、協働のまちづくりを進めることが重要であり、それらを担う人材の育成や団体等を支援します。
- ・「牛久市ボランティア・市民活動センター」は、ボランティアや市民活動を通して、生きがいのある自分らしい生活が送れるよう、情報提供や活動支援等を行うとともに、地域活動と連携したより良いまちづくりを進めます。
- ・ボランティア団体、NPO法人などの各種団体が活動しやすいように支援していきます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
26 (19)	NPO法人認証事務	NPO法人の設立や運営に関する手続きの認証事務等を行っています。	市民活動課
27 (20)	生涯学習センターを管理運営する	ボランティアやNPO法人等の活動の場として、生涯学習センター施設を貸し出します。	生涯学習課
28 (21)	運動施設を管理運営する	ボランティアやNPO法人等の活動の場として、市内の運動施設や小中学校の体育施設を貸し出します。	スポーツ推進課

（２）市社会福祉協議会との連携・協働を進めます

現 状

市社会福祉協議会は、誰もが安心して幸せに暮らせるまちづくりを目指し、市民と一緒に地域の福祉を考え、共に福祉活動を推進する非営利の中間支援組織として、さまざまな福祉活動を行っています。市社会福祉協議会は、地域福祉活動の一つひとつが実現するよう、具体的な事業や支援方法を考え、市民と一緒に実行するために「牛久市社会福祉協議会発展・強化計画」をつくり、事業を進めています。

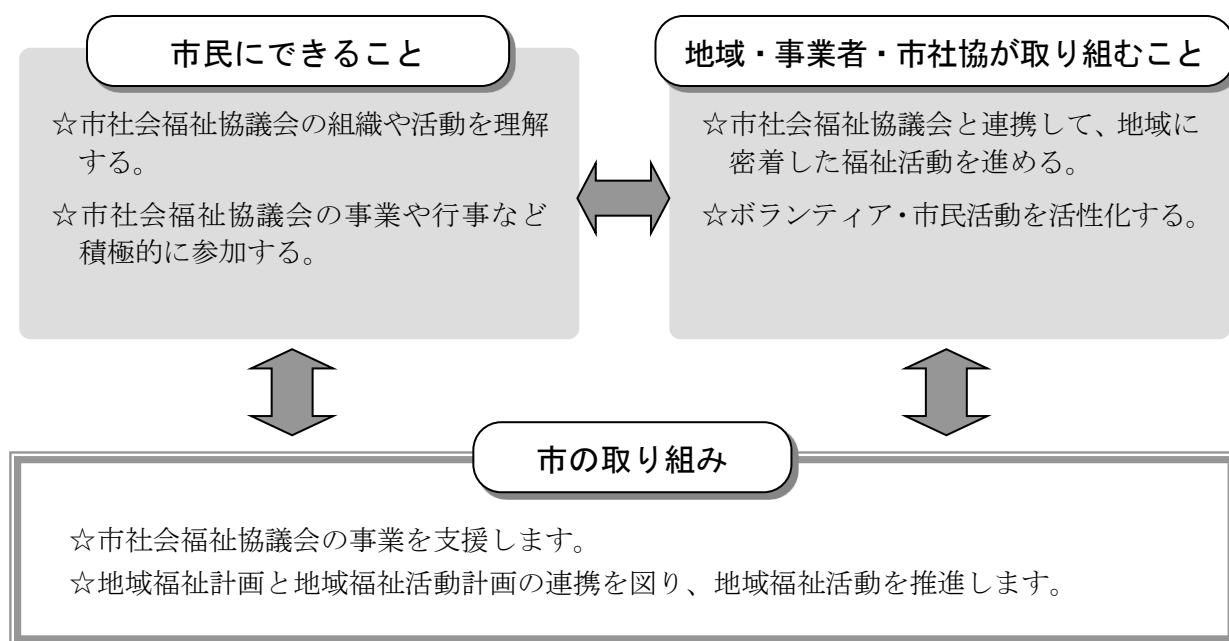
課 題

- ・地域に密着した福祉活動を幅広く展開するためには、市民・行政・市社会福祉協議会等の連携を強化する必要があります。
- ・地域の福祉課題に素早く対応するため、情報の共有化が必要です。

施策の展開方向

- ・市社会福祉協議会は、地域福祉のさらなる充実を目指し、市民や団体等との連携のもとに、地域に密着した福祉活動を幅広く展開します。そのためには、行政と市社会福祉協議会の緊密な連携が必要であり、情報の共有を含めたネットワークづくりを強化し、市民と協働のまちづくりを進めます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
29 (22)	市社会福祉協議会の運営助成	市社会福祉協議会の活動を支援するため、運営に必要な経費を助成します。	社会福祉課
30 (23)	地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定	地域福祉を地域住民と市で協働で行うために、行政計画と民間活動計画を一体的に策定し運用します。	社会福祉課 市社会福祉協議会



基本目標3 自立した生活を支える仕組みをつくります

基本施策1 福祉サービスの適切な利用を進めます

(1) 総合的な相談体制を整えます

現 状

「困ったなあ」と感じたときに相談できる場所や支援の仕組みなど、福祉に関する情報が市民に浸透していません。福祉に関する相談内容が、複雑であったり多様化しており、一箇所の相談先では対応しきれないケースが増えています。

課 題

- ・福祉全般の相談が気軽にできる総合相談体制が必要です。
- ・複雑かつ多様化した問題を解決するため、専門相談の強化が必要です。
- ・各相談機関が連携し、相談者への支援が円滑に行えるようにする必要があります。
- ・相談支援について、インターネット活用を含め多媒体での周知が必要です。

施策の展開方向

1) 行政の相談窓口

牛久市では、各課で福祉制度についての相談を受け付けています。加えて、専門的な無料相談を開き、相談しやすい体制づくりを進めています。専門的な無料相談には、**家庭児童相談**（土、日、祝日を除く毎日）、**介護保険相談**（土、日、祝日を除く毎日9時～16時）、**障がい者なんでも相談**（月1回）、**こころの健康相談**（月1回）、**子育て相談**（月1回）などがあります。開催の日時は、広報紙の行事予定や、市のホームページでお知らせしています。暮らしの便利帳や「すこやか」でも、専門相談についてお知らせしていきます。

2) 身近な地域の相談員（民生委員児童委員）

民生委員児童委員は、地域の身近な相談役です。どこに相談したらよいか分からずに困っているときは、民生委員児童委員がパイプ役となって相談内容を関係機関へつなぎ、各機関が連携して解決を図ります。また、地域全体にかかわる生活課題を解決する方策を、行政区やボランティアなどとともに検討し進めています。

3) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉などの関係機関や地域の方と協議しながら、生活課題の解決を図ります。また、相談専用の「**高齢者あんしん電話**」（24時間365日）を設け、高齢者の介護等の相談に対し、必要なサービスや関連機関につなぎ、解決へのお手伝いをします。

4) 総合相談「あんしんホットライン」

市社会福祉協議会では、相談専用の「**あんしんホットライン**」（月～土、9時～17時、祝日を除く）を設け、市民の生活全般に関する相談に対して、コーディネーターが専門機関への橋渡しや、解決へのお手伝いをしています。また、専門相談として「**心配ごと相談**」を行い、多様な相談への対応をしています。

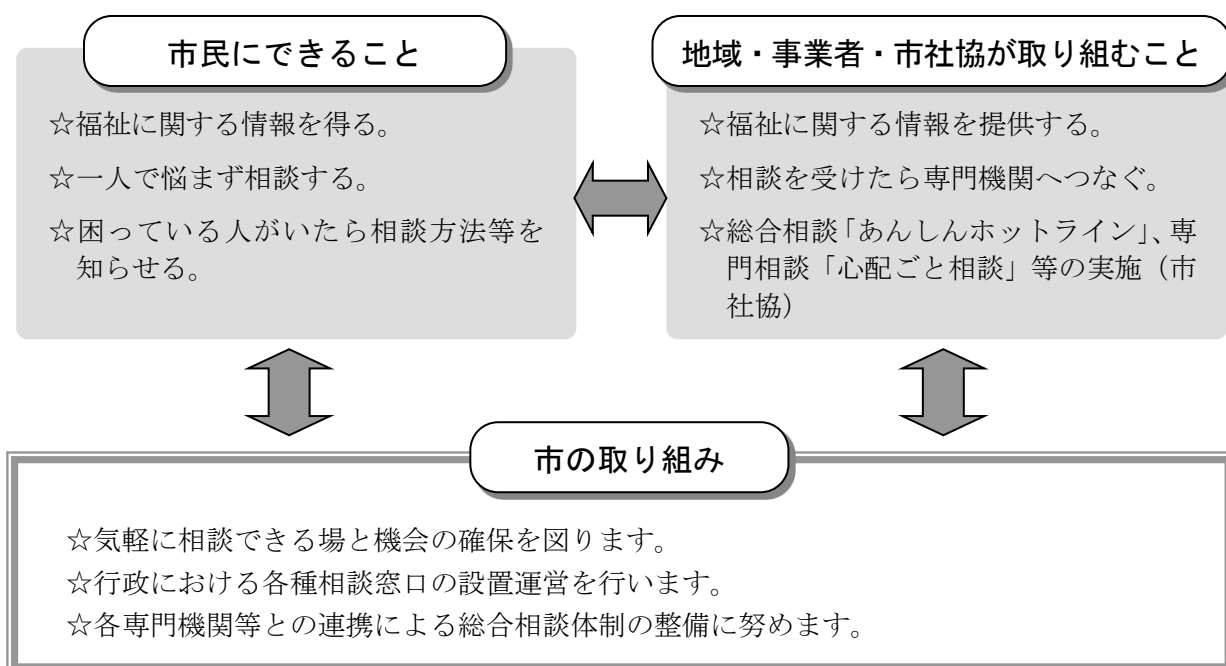
5) 福祉施設での相談活動（民間の相談）

保育園などの児童福祉施設、介護保険事業所などの高齢者福祉施設、障がい者の福祉施設などでは、専門知識や経験をもとに、利用者の日常生活上の課題の解決を図っています。牛久市では、福祉施設と身近な地域が日ごろから連携し、積極的な情報提供や相談ができる仕組みを整えます。

6) 総合相談

普段から気軽に相談できる人を身近に持つことや、何か困りごとがあったときに相談できる人や場所があることは、生活の安全・安心を確保するための第一歩です。牛久市では、隣近所や同じ環境・状況を持つ人など、身近な輪の中で、気軽に相談し合い、行政などの専門相談窓口迅速に相談できる仕組みを整えます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
31 (24)	家庭児童相談	育児やしつけ、不登校等、子どもの気になること、心配なことの相談に対応します。18歳未満の子どもに関する相談に対応します。	こども家庭課
32 (25)	子育て相談	子どもの発育、健康、食事など子育て全般についての相談に対応します。	健康づくり推進課
33 (26)	特定健診結果説明会	健診結果についての説明会や、今後の健康増進についての相談に対応します。	健康づくり推進課
34 (27)	牛久市健康づくり情報・年間予定表「すこやか」の作成・発行	医療機関や保健サービスの案内など、「すこやか」を作成し、配布しています。	健康づくり推進課
35 (28)	高齢者あんしん電話	高齢者の介護等の相談に対し、必要なサービスや関連機関につなぎ、解決へのお手伝いをします。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
36 (29)	総合相談「あんしんホットライン」	生活全般に関する相談に対し、専門機関への橋渡しや解決へのお手伝いをします。	社会福祉課 市社会福祉協議会

事業 番号	事業	事業の内容	所属部署
37 (30)	国民健康保険・年金 相談 医療福祉費支給制 度（マル福）	国民健康保険や医療福祉制度、後期高齢 者医療制度及び国民年金の仕組みや利用 に関する相談に対応します。	医療年金課
38 (31)	介護保険相談	介護保険の仕組みや利用に関する相談に 対応します。	高齢福祉課
39 (32)	障がい者相談支援 事業	障がい福祉サービスの利用を検討されて いる方への相談、手続き等の情報提供等 を行っています。	社会福祉課 市社会福祉協議会
40 (33)	成年後見サポート センター	認知症、知的障がい、精神障がいなどで 成年後見の利用を検討されている方への 相談、手続き支援等を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
41 (34)	地域ケアシステム 推進事業	支援を必要とする世帯に在宅ケアチーム を編成し地域での支え合いを進めます。	社会福祉課 市社会福祉協議会
42 (35)	こころの健康相談	月 1 回、専門医によるこころの健康相談 を開催しています。	社会福祉課
43 (36)	障がい者相談員の 設置	月 1 回、障がい者の生活全般についての、 相談会を開催しています。	社会福祉課
44 (新)	認知症初期集中支 援事業	認知症が疑われる方や認知症の方とその 家族に早期に関わり、できる限り住み慣 れた地域で暮らし続けることができるよ うに、「認知症初期集中支援チーム」によ り、早期診断・早期対応に向けた支援体 制を作っていきます。	高齢福祉課 市社会福祉協議会

(2) 保健・医療・福祉が連携・協働し情報提供を進めます

現 状

健康上の問題を抱えて支援を必要とするときや、長期入院患者が在宅生活へ移行するときなど、保健・医療・福祉の関連機関が連携して総合的な支援を提供する必要があります。総合的な相談や関連機関との調整、支援を必要とする本人や家族に情報提供しています。

市民の健康づくりを支援するため、毎年3月に保健センターで「すこやか」を発行し、健康診断や各種相談、市内医療機関等についてまとめたものを各家庭へ配布しているほか、子育て世代に対しては、保育園における子育て支援事業の広報を行っています。

このように、広報紙やホームページ掲載などさまざまな媒体を通じて情報提供、必要に応じての個別通知を行っています。

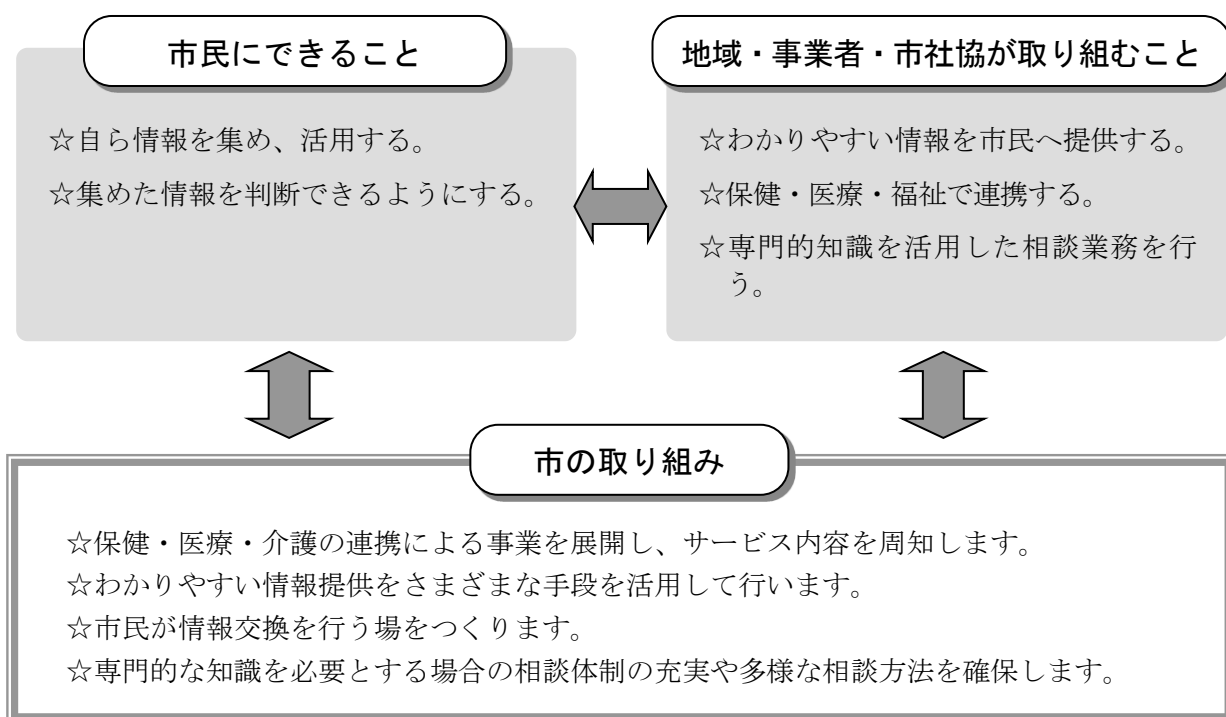
課 題

- ・保健・医療・福祉サービスを利用する必要がある人であっても、サービスを利用していない場合があります。
- ・生活様式や価値観の多様化に対応できるよう、情報提供の方法については一層の工夫をする必要があります。
- ・福祉サービスの事業所が、適正に運営されているか、利用者等にとって分かりにくい場合があります。
- ・公立及び私立保育園の連携を強化し、情報提供を進める必要があります。

施策の展開方向

- ・地域住民の福祉活動と保健・医療・福祉の関係機関が連携して、支援を必要とする人に対して総合的な支援を行います。
- ・情報提供のあり方について、冊子や広報紙のほか、窓口相談やインターネットといったさまざまな手段を通知で情報提供を行い、個々のケースに対応してまいります。
- ・社会福祉法人等に対し、第三者評価を含めた情報公開の推進を要請し、安心して福祉サービス事業所等を利用できるようにします。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
45 (37)	特定健康診査・特定保健指導の実施	健康診査を実施します。さらに結果に基づく特定保健指導を実施します。	健康づくり推進課 医療年金課
46 (38)	データヘルス計画の立案実施	保健・医療・介護・福祉の各種データに基づき、病気の予防や重症化予防対策を立案し実施します。	医療年金課 健康づくり推進課 高齢福祉課 スポーツ推進課
47 (39)	情報提供・周知	「すこやか」発行、ホームページ、広報紙掲載、個別通知、かっぱメール、FMラジオを利用して情報提供を行います。	健康づくり推進課 社会福祉課 高齢福祉課 保育課
48 (40)	各種健康づくり教室の実施	生活習慣病（糖尿病等）予防、歯周病予防、介護予防（認知症・体力向上等）教室を実施しています。	健康づくり推進課
49 (41)	専門的相談体制の充実	子育てについての各種相談を実施しています。	保育課 健康づくり推進課 こども家庭課
50 (42)	社会福祉法人への指導	社会福祉法人に対して、第三者評価を含めた情報公開の推進を要請します。	社会福祉課 高齢福祉課 保育課

基本施策2 福祉サービスの施策を進めます

(1) 地域での健康づくりを進めます

現 状

地域での健康づくりを進めていくため、地域で活躍する食生活改善推進員、ヘルスサポーター等の人材育成を進めています。地域の希望に応じた出前講座や教室の開催などを通して、健康づくりの意識を高める市民が増えています。一方で、本来であれば地域での健康づくり事業に参加してもらいたい方の多くが、参加を希望されないという現状があります。

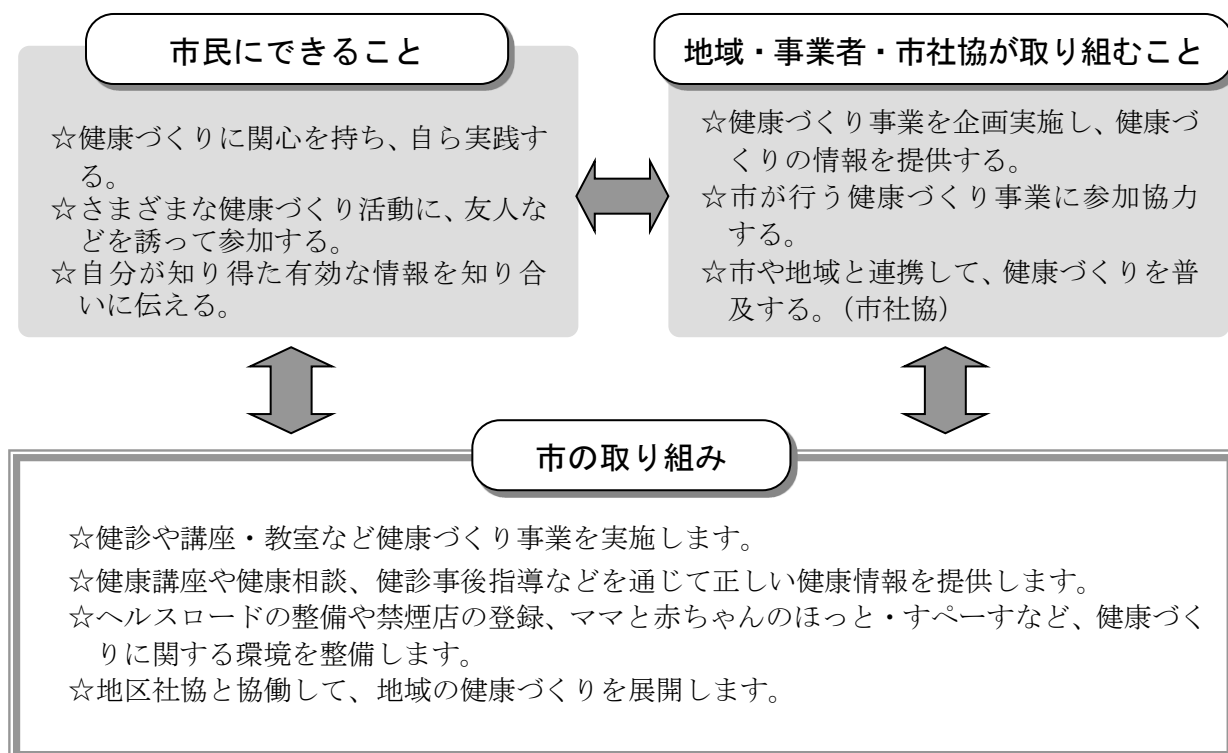
課 題

- ・ 閉じこもり等の状況にあり、孤立しやすい方の把握やかかわりが必要となっています。
- ・ 地域で健康づくりを進めていく人材の活用や周知が不十分です。

施策の展開方向

- ・ 地域で健康づくりを進めるためには、手軽に取り組み継続できる健康づくりの方法や指導できる人材などの情報提供が必要です。牛久市では、健康づくりの意識付けを行うため、楽しく、無理なく、安全に行えるさまざまな健康づくりの情報を提供します。これにより、一人ひとりが健康づくりに関する意識を高め、実践できるようにします。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
51 (43)	ヘルスロードの整備	市内9コースあるヘルスロードを整備し、気軽にウォーキングを行える環境をつくります。	健康づくり推進課
52 (44)	健康ウォークの開催	健康ウォークを開催し、ウォーキングを通して健康について考え、仲間と交流する機会を設けます。	健康づくり推進課
53 (45)	ママと赤ちゃんのほっと・すぺーす	市内公共施設等に赤ちゃん和妈妈が利用できる授乳スペースやオムツ交換場所を設置しています。	健康づくり推進課
54 (46)	空気もきれいなお店登録事業	受動喫煙防止のため、禁煙店を登録し広報しています。	健康づくり推進課
55 (47)	健康づくり事業の実施	各種健診の実施、個別の結果に合わせた相談、テーマ別の講演会、健康教室等を実施しています。	健康づくり推進課

(2) 子育てしやすい地域をつくります

現 状

子育て世代が安心して子育てし、充実した生活が実現できるよう、さまざまな子育て支援の仕組みがあります。子育て広場（常設3箇所、出張3箇所）のほか、地域の子育てサロンで未就学児と保護者同士の交流事業を行っています。

保育園では、地域子育て支援拠点事業として、子育て中の親子の交流事業、保育園開放事業、一時預かり保育などさまざまな事業を行っています。

多くの未就学児と保護者が地域との交流を行っていますが、その一方で、既存の輪の中に入りにくいと感じて孤立している保護者の方もいます。

また、公立および私立保育園や子育て広場、ファミリーサポートセンターにおける一時預かり保育により、緊急的に家庭保育が困難になったときだけでなく、リフレッシュしたい時も利用することができます。

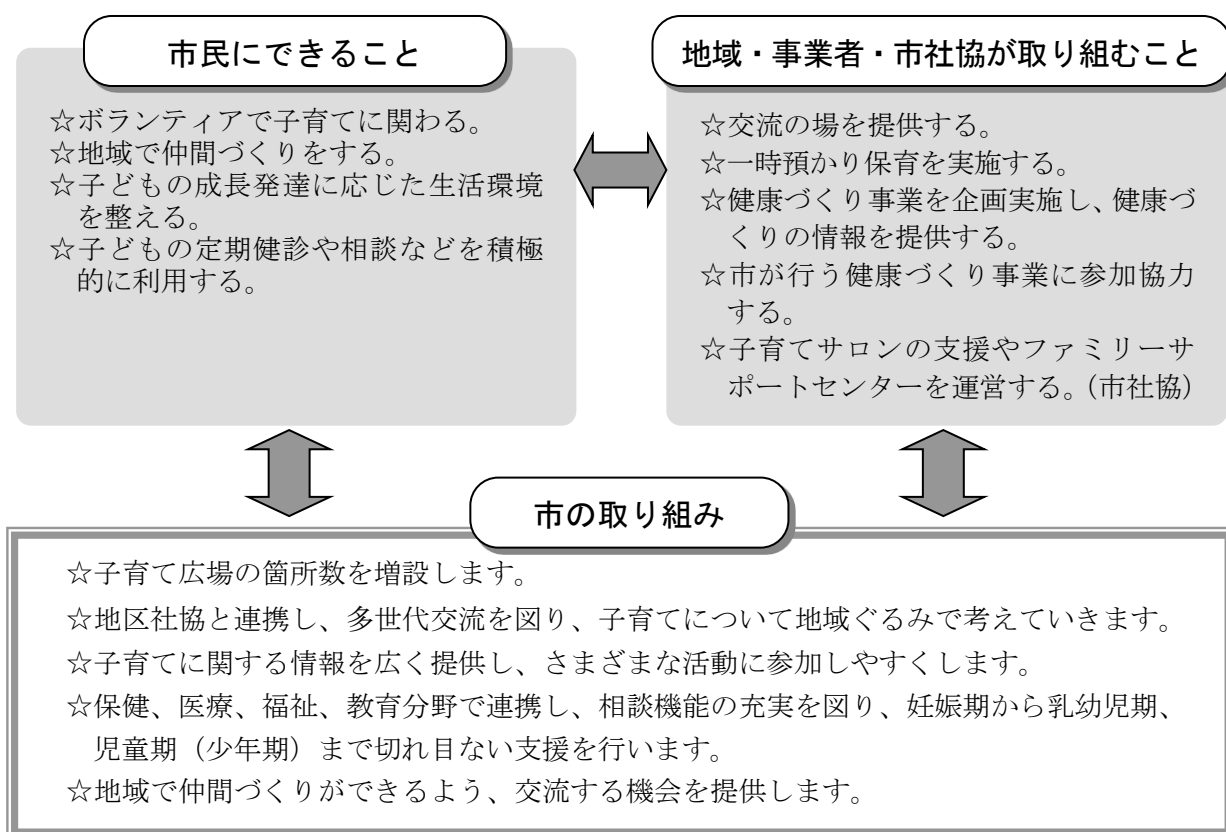
課 題

- ・子育て広場は、子育て世代の多い「ひたち野うしく地区」の需要増に合わせて開催回数や新設について検討していく必要があります。
- ・子育て広場でのケガや感染症に対して、対応の標準化を図る必要があります。
- ・子育てについて多世代及び地域ぐるみで関われる仕組みづくりが必要です。
- ・家庭で保育をしている世帯が安心して子どもを預けられる環境づくりが必要です。
- ・より多くの人が参加できる交流事業や子育て支援事業を実施する必要があります。

施策の展開方向

- ・核家族化が進み、主に在宅で子育てをしている世帯にとって、子ども同士、親同士が交流できる子育て広場の存在は、重要な役割を担っています。各地区に子育て広場を整備し、身近な地域で保護者同士が集い、子育てに対する悩みについて相談などが気軽に行えるような環境づくりを目指し、地区社協と連携した事業を実施していきます。
- ・保健センターは、子どもを健やかに産み育てるため、健康診査や相談、教室など、子どもとその家族が、継続的に利用する行政機関です。妊娠・出産・育児を通して、地域とのつながりを深めていくために、各種教室や交流会を企画し、福祉や教育分野と連携し、地区の資源を生かしながら、一体となってきめ細かく家族を応援していきます。
- ・一時預かり保育に対する需要の拡大や多様化するニーズに対応できるよう、受け入れ体制の拡充に努めます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
56 (48)	子育て広場の運営	就学前の子どもとその保護者の交流の場として、常設3箇所、出張3箇所の計6箇所の子育て広場を運営しています。	こども家庭課
57 (49)	一時預かり保育の実施	公立・私立保育園、子育て広場およびファミリーサポートセンターでの一時預かり保育を実施しています。	こども家庭課 保育課
58 (50)	市民への情報提供	子育て支援に関する情報を多様な媒体を使って、お知らせしています。	こども家庭課 保育課
59 (51)	公立保育園における交流事業の実施	保育園開放事業や子育て中の親子の交流事業を実施します。	保育課

事業 番号	事業	事業の内容	所属部署
60 (52)	子育て支援拠点事業	事業を実施している私立保育園へ補助金交付を行います。	保育課
61 (53)	妊産婦の健康づくり	母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査の助成、「にんぷっぷ教室」等により妊産婦およびその家族を支援します。	健康づくり推進課
62 (54)	子どもの成長発育の確認・支援	赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査、離乳食教室、子育て相談を行います。	健康づくり推進課
63 (55)	地域で仲間づくりができる交流機会の提供	妊婦交流会、赤ちゃん交流会、育児サークル支援で仲間づくりを支援します。	健康づくり推進課
64 (新)	公設児童クラブの運営	市内の8小学校で、放課後の時間帯に仕事をしているなどにより保護者がいない児童を対象に、児童クラブを運営しています。	教育企画課

(3) 障がいのある人が暮らしやすい地域をつくります

現 状

障がいのある人もない人も、その人らしく、だれもが安心して暮らせるまちをつくり、ノーマライゼーションの実現を図るためには、市民一人ひとりが障がい特性を理解し、同じ地域で共に暮らす仲間であるという意識の醸成が不可欠です。その上で、就労へ向けての訓練やヘルパーを利用した外出など、障がい者が社会参加できるような支援が大切です。しかしながら、障がい特性の理解不足による住民トラブル、年代ごとに異なる障がい福祉サービス体系による継続的な支援の難しさがあります。

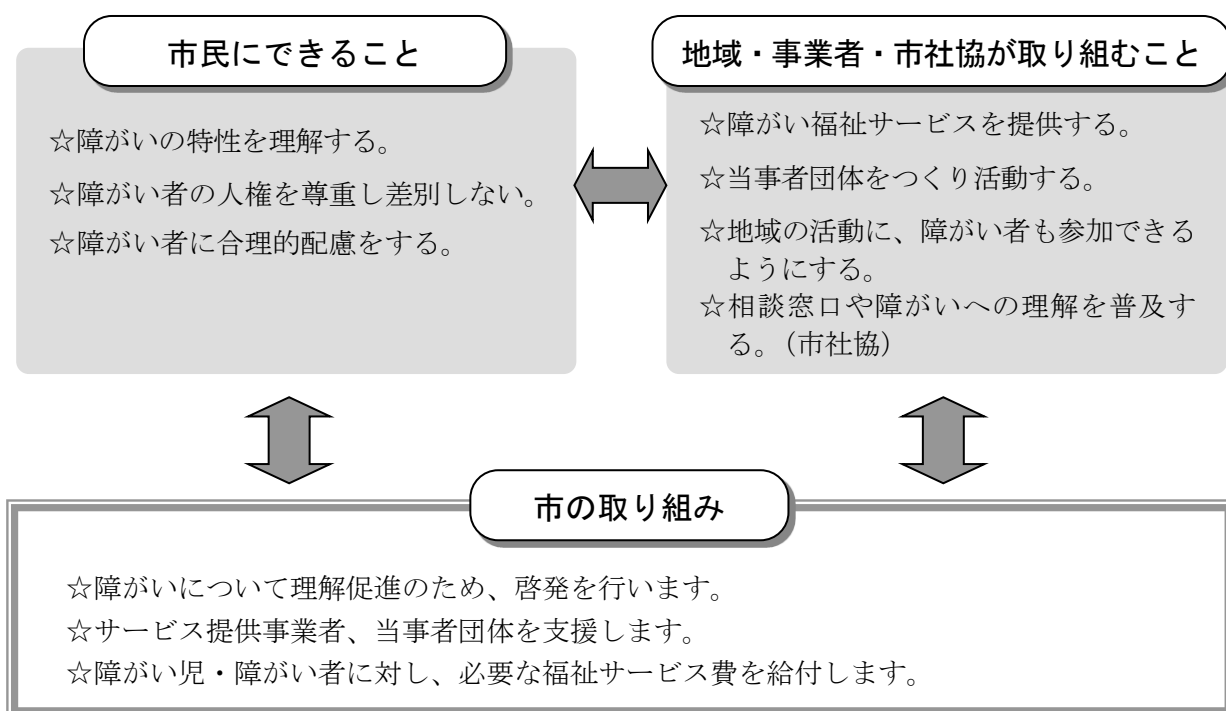
課 題

- ・ ライフステージが変わっても一貫して支援できる仕組みづくりが必要です。
- ・ 障がいのある人や家族の高齢化に対応できる相談・支援の仕組みが必要です。
- ・ 地域住民が障がい者や障がい特性について理解を促進するための仕組みづくりが必要です。

施策の展開方向

- ・ 障がい福祉サービスの仕組みは、未就学期、学齢期、成人期、高齢期の4つの時期で大きく変わります。積み上げてきた本人や家族の思い、支援の成果等をスムーズに次の段階の支援に移行し、本人の成長や生活の安定につなげられるように、市では関連機関と連携して移行時の取り組みを進めていきます。
- ・ 障がい者本人や家族の高齢化に伴う家族全体への支援が必要な場合には、民間の障がい福祉事業所の相談支援専門員や介護保険事業所のケアマネジャー、個別ケースごとの関係者・関係機関と連携し、家族全体への支援に取り組んでいきます。
- ・ 市民に対し、障がい者や障がい特性についての啓発を続けることにより、障がい者への理解が広がり、深まるように、牛久市障害者連合会をはじめとした当事者団体、また関連機関と連携して取り組みを進めていきます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
65 (56)	障がい者の地域活動を支援する	当事者団体の支援、当事者の地域スポーツ活動参加を支援します。	社会福祉課 市社会福祉協議会
66 (57)	障害者自立支援協議会を開催する	障がい福祉事業所等と連携し、障がいについての啓蒙啓発活動や、市内障がい者に共通する課題の抽出やその対応を行います。	社会福祉課
67 (59)	障がい福祉サービス費給付	通所や入所による障がい福祉サービスを利用できるようにしています。	社会福祉課
68 (60)	地域生活支援事業の実施	障がいのある人が地域生活を円滑に送るために必要な相談、日常生活用具の給付、外出時の移動支援等を行います。	社会福祉課
69 (61)	補装具の給付	障がいのある人の生活に必要な義肢、車イス、補聴器等の補装具を給付します。	社会福祉課
70 (62)	自立支援医療の給付	障がいの程度を軽くし、機能を回復するための医療を受ける際の自己負担を軽減します。	社会福祉課

(4) 高齢者が暮らしやすい地域をつくります

現 状

高齢者がいきいき暮らせるまちを目指している牛久市では、年々健康な高齢者が増えています。高齢者の健康維持と体力アップを目指し、市の元気教室や介護予防事業のほか、地域独自の健康づくりへの取り組みが行われています。

一方で、高齢者のみの世帯や、ひとり暮らし高齢者が増加しています。さまざまな理由から自宅に閉じこもりがちの方もいます。介護や地域での見守りが必要となった場合も、安心して暮らせるよう、支援の仕組みを整えています。高齢者支援の取り組みでは、地域の協力者が必要不可欠です。

課 題

- ・地域で閉じこもっている方や、孤立しやすい方の実態把握や、これらの方への関わりが必要です。
- ・地域で健康づくりを進めていく人材の発掘・活用をする仕組みが必要です。

施策の展開方向

1) 介護予防を進めます

牛久市では、元気教室やかっぱつ体操、シルバーリハビリ体操を地域に広めています。これらを行政区やサロンで開催できるように、行政区の役員や地域のみなさん、うしくかっぱつ体操普及員、シルバーリハビリ体操指導士と協働して進めます。

さらに、かっぱつ体操普及員養成講座、シルバーリハビリ体操3級指導士養成講座を定期的実施し、地域で体操普及を進めています。

また、元気教室で虚弱な高齢者を把握し、介護予防の実践を行ったうえで、体力アップ教室、口腔教室、栄養指導や脳トレ教室などについても実施し、自らが健康を維持する意識を高め、介護予防を進めています。

2) ひとり暮らしの高齢者を支えます

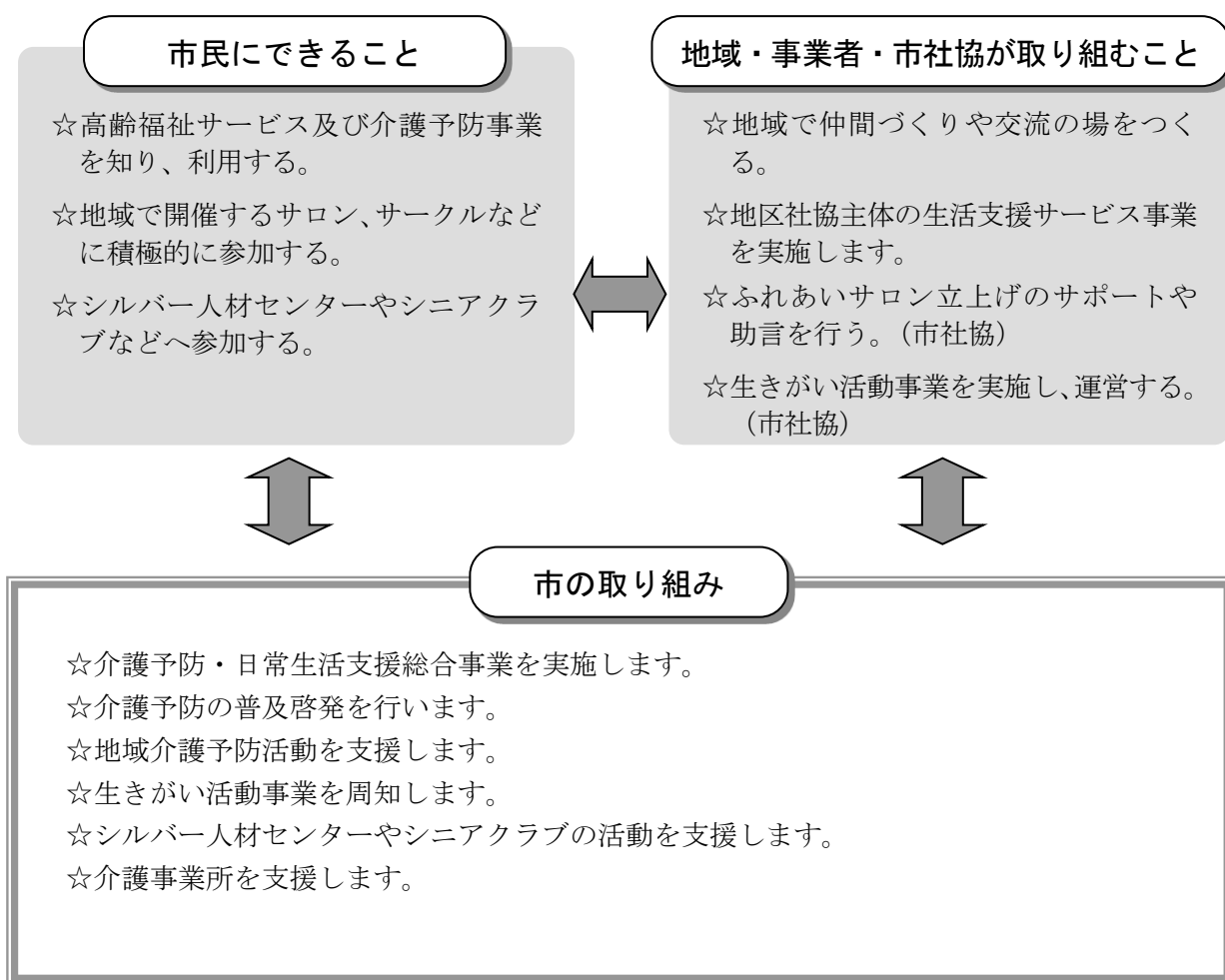
ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯を支える仕組みづくりとして、牛久市では見守り台帳を整備しています。これにより、地域の皆さん・民生委員児童委員・ボランティア・地域包括支援センター・行政との連携を図ります。そして、日頃からみんなで気配りのネットワークを築き、通報システムなどを活用した見守り

の仕組みづくりを進めます。

3) 高齢者の生きがいを進めます

牛久市には、就労に関する事業「シルバー人材センター」、趣味や娯楽に関する活動「シニアクラブ」、地域での交流事業「ふれあいサロン」、各集会所を無償で開放することによる「たまり場」活動などの地域活動があります。これらの組織では、これまでの経験を生かした地域貢献をしています。各組織を広くお知らせし、利用を広げることで、高齢者の生きがいをづくり、社会参加活動を応援します。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業 番号	事業	事業の内容	所属部署
71 (63)	介護予防対象者の把握事業	元気教室を開催し、身体測定や体力測定などを行います。必要な方には、体力アップ教室、口腔教室や脳トレ教室への参加をご案内します。	健康づくり推進課
72 (64)	介護予防・日常生活支援総合事業	施設を利用しての体力アップ教室を実施します。	健康づくり推進課 高齢福祉課
73 (65)	介護予防普及啓発事業	口腔教室や認知症予防教室、脳トレ教室等を実施します。	健康づくり推進課
74 (66)	地域介護予防活動支援	地域で健康づくりを広げる中核となる、うしくかっぱ体操普及員やシルバーリハビリ体操指導士・認知症予防リーダーの養成・支援を行います。 市民ボランティアによる地域での介護予防教室や、体力アップ教室等を実施します。	健康づくり推進課
75 (67)	地域包括支援センター	保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が連携して、高齢者の生活を支えるお手伝いをします。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
76 (68)	介護サービス給付	自宅や施設で、必要な支援を受けられるように、介護サービスの給付を行います。	高齢福祉課
77 (新)	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発などを行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を図ります。	高齢福祉課 市社会福祉協議会

(5) 地域の外国人を支えます

現 状

市内には、1,000人を超える外国籍の方が暮らしています。日本に来て間もない方等に対しては、日本語を習得するための機会として、ボランティアによる外国人のための日本語教室を開催しています。また、外国の方と地域の方が交流する場として、定期的に世界家庭料理の会を開催し、食を通した異文化交流を図っています。一方で、市民が外国の文化について親しみ、国際交流の機会が持てるよう、姉妹都市・親善友好都市への市民団の派遣や受け入れを行っています。

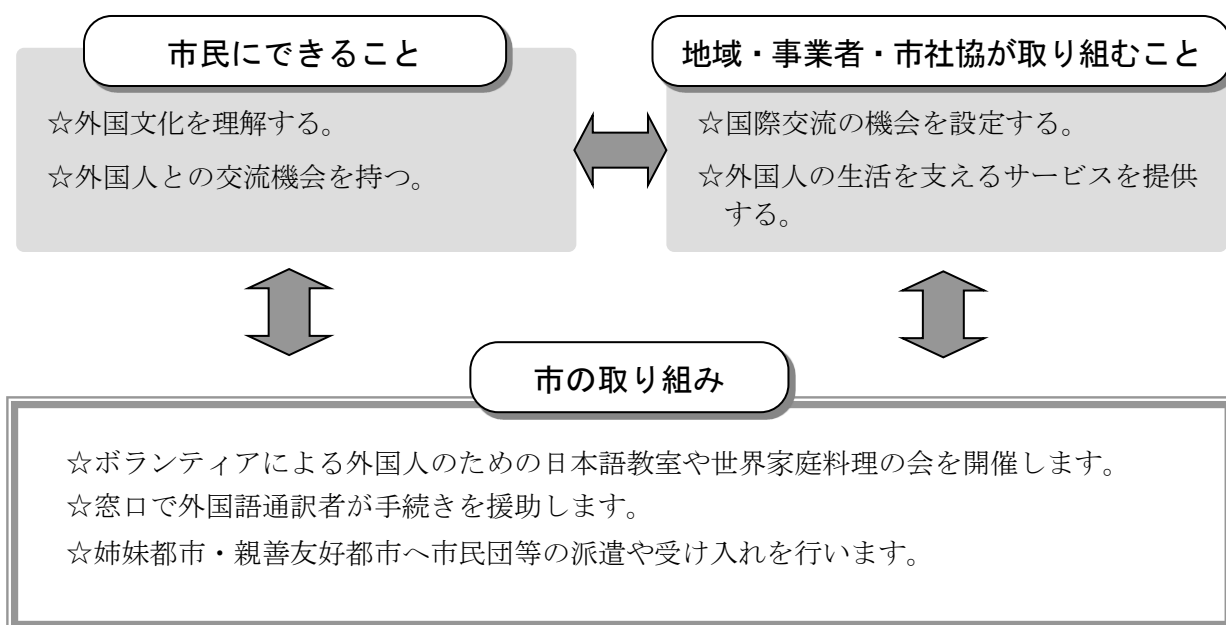
課 題

- ・継続した事業の取り組みと、国際交流に関わるボランティアの確保が必要です。

施策の展開方向

- ・市内に居住する外国人が安心して牛久で暮らせるよう、日本語教室開催や市役所に国際交流の担当者配置などの取り組みを継続します。また、国際交流の機会やボランティアの確保について引き続き取り組みます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
78 (69)	牛久市の国際交流を推進する	姉妹都市、親善友好都市へ市民団等の派遣や受け入れ、ボランティアによる外国人のための日本語教室や世界家庭料理の会の開催などを行っています。	市民活動課

(6) 地域の生活困窮者の自立を支援します

現 状

高齢者だけでなく、若い世代の生活困窮世帯が増加しています。同じ世帯の中で、経済面や介護など複数の課題を抱えた家庭が増えています。生活保護を受けている家庭が増加しており、子どもが十分な教育を受けるための環境づくりなど、さまざまな支援が必要になっています。

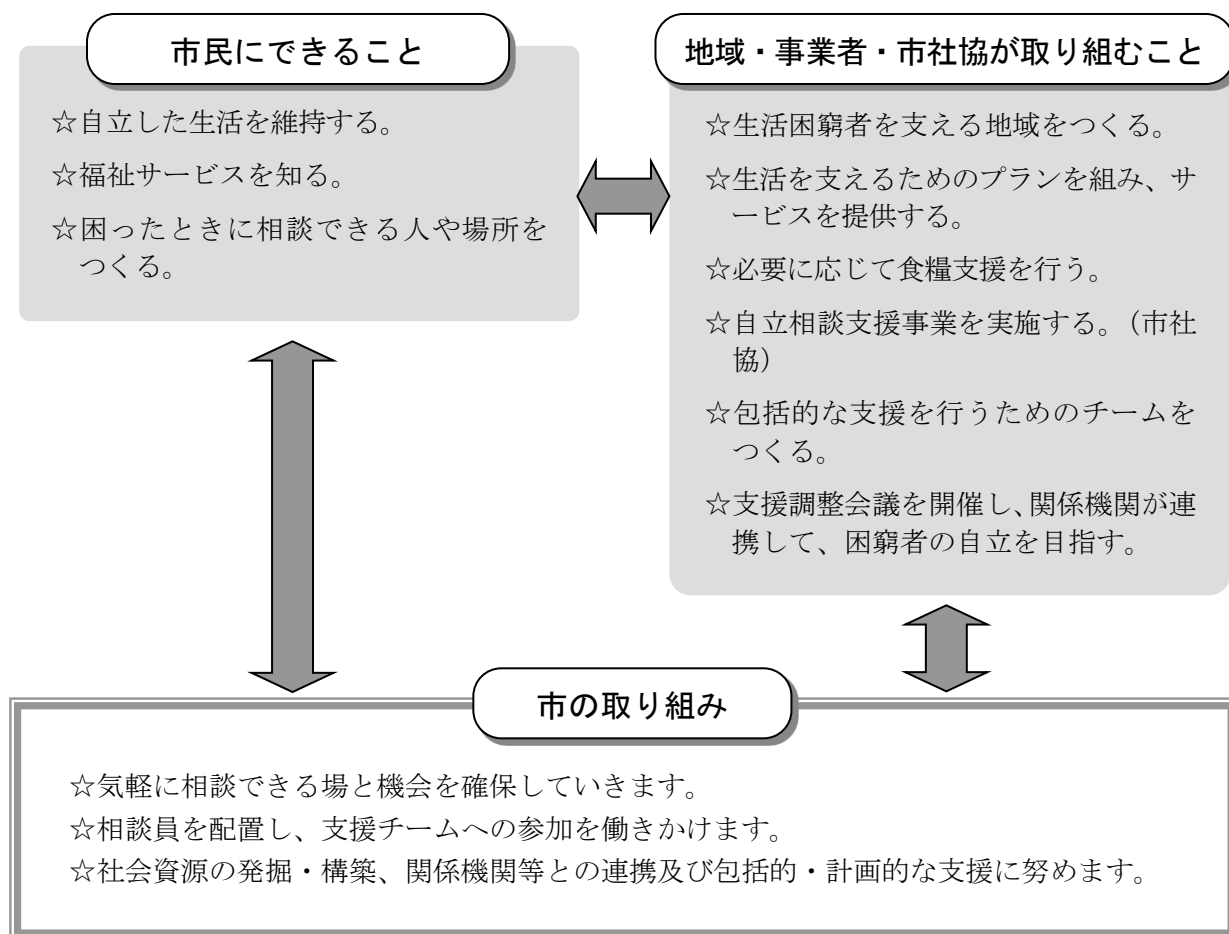
課 題

- ・複数の課題を抱えた家族に、適切な支援をするための関係機関の連携が必要です。
- ・生活困窮世帯に対して総合的な相談支援を行うための仕組みづくりが必要です。

施策の展開方向

- ・生活困窮者の自立と尊厳の確保、および生活困窮者支援を通じた地域づくりを目標に、生活困窮者が抱える金銭面、心身の状況の低下、家庭内外の人間関係など多様で複合的な問題に対し、総合的な相談体制を整え、必要な情報提供や助言を行います。
- ・失業、多重債務、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退、障がいがあると思われる矯正施設出所者など、これまで制度の狭間で問題や課題を抱えていた人に対し、さまざまな社会資源を利用し自立に向けた支援をします。
- ・地域の社会資源を発掘・構築し、多様な問題に対して対応できるよう、また、必要な社会資源が不足していれば新たに創造できるよう、新しいかたちの地域づくりを図ります。
- ・関係機関等と連携を図りながら、支援を包括的・計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を促進します。
- ・最後のセーフティネットとしての生活保護制度との連携を図りながら、情報の交換を密に行い支援につなげていきます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業 番号	事業	事業の内容	所属部署
79 (70)	自立相談支援事業	生活にお困りの世帯へ、情報提供や助言、支援計画の作成、包括的なさまざまな支援を行います。関係機関との連携により、就労へ向けての支援を行います。	社会福祉課 市社会福祉協議会
80 (71)	住居確保給付金	住居を失う恐れのある人に対し、住宅費の支援を行います。	社会福祉課 市社会福祉協議会
81 (72)	一時生活支援	生活困窮者に対し、自立につながるよう必要な情報と支援の提供を行います。	社会福祉課
82 (73)	学習支援	「放課後カップパ塾」において、平日の放課後に児童生徒の学習支援を行います。	生涯学習課
83 (74)	フードバンクとの連携	フードバンクと連携して、生活にお困りの世帯への食糧支援を行います。	社会福祉課 市社会福祉協議会
84 (75)	奨学金	経済的に困窮している世帯の高校進学を希望する生徒に対し支給します。また、小中学校に在学する児童生徒の交通災害遺児等に奨学金を支給します。	教育企画課
85 (76)	就学援助	小中学校または中等教育学校前期課程に在学する児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費などの学校に係る費用の一部を援助します。	学校教育課

基本施策3 福祉サービス利用者の権利を守ります

(1) 福祉サービスの苦情解決を進めます

現 状

利用者と事業者が対等な立場でサービス利用ができるよう、保育園や認定こども園などの学校および児童福祉施設、介護保険事業所などの高齢者福祉施設、障がい福祉施設等を利用した際の苦情について、当事者間での解決が難しい場合には、市から福祉施設への調査、助言、指導等を行っています。

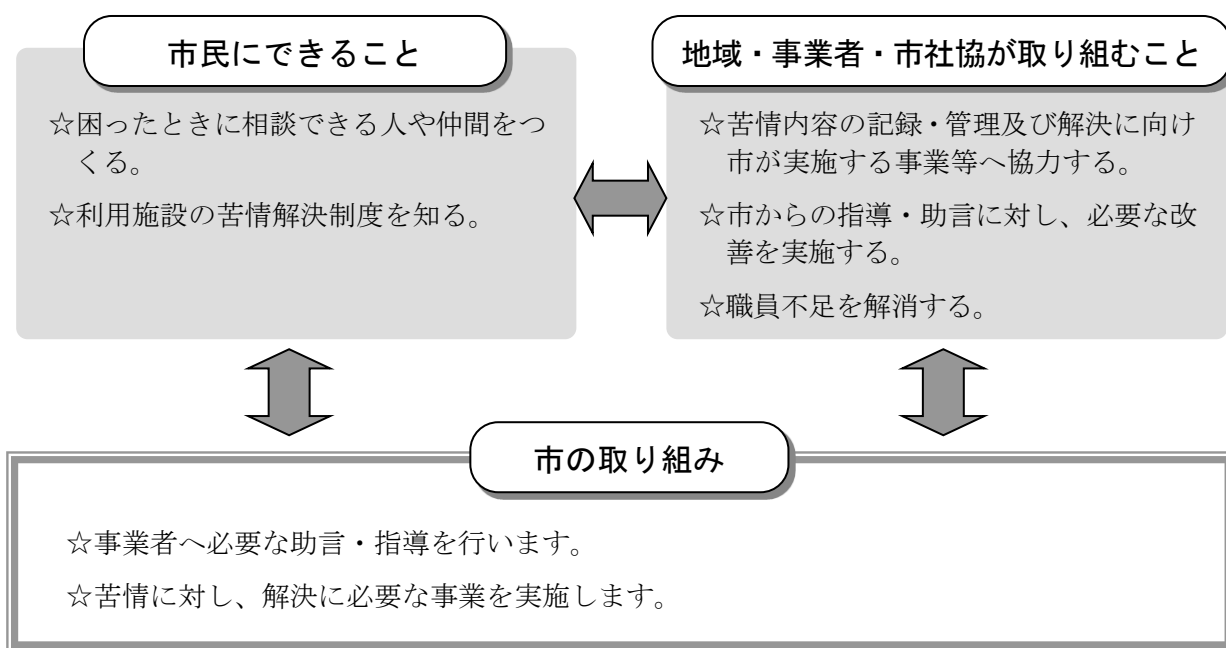
課 題

- ・利用者と事業者とのコミュニケーション不足による行き違いが発生する場合があります。
- ・事業者によって苦情解決に対する取り組みに差があります。
- ・事業者が充実した福祉サービスを提供するため、職員を確保する必要があります。

施策の展開方向

- ・事業者における苦情解決窓口の設置等、必要な措置について助言・指導し、速やかな解決を図ります。加えて、利用者と事業者の直接的コミュニケーションの場を増やすよう指導します。
- ・職員確保に向け、必要な支援を行います。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
86 (77)	保育サービス向上に向けた助言、指導等の実施	保育関係施設等に対して、サービス向上に向けて必要な助言、指導および事業の実施を行います。	保育課
87 (78)	民間児童クラブのサービスの向上に向けた助言・指導等の実施	民間児童クラブに対して、サービス向上に向けて必要な助言、指導および事業の実施を行います。	教育企画課
88 (79)	介護サービス向上に向けた助言、指導等の実施	介護保険サービス事業者に対して、サービス向上に向け必要な助言、指導等を行います。	高齢福祉課
89 (80)	障がい福祉サービス向上に向けた助言、指導等の実施	障がい福祉施設に対して、サービス向上に向け必要な助言、指導等を行います。	社会福祉課
90 (81)	社会福祉法人の指導	福祉サービスを提供している社会福祉法人に対して、苦情解決の取り組みについて指導等を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 保育課

（２）成年後見制度の利用を促進します

現 状

成年後見制度は、制度自体の難しさや利用するときの準備の複雑さ、制度利用に際して費用がかかることなどの理由により、市民にあまり浸透していません。

また、成年後見制度の理解不足や知識不足から、親族後見人等による不正が多くなっています。

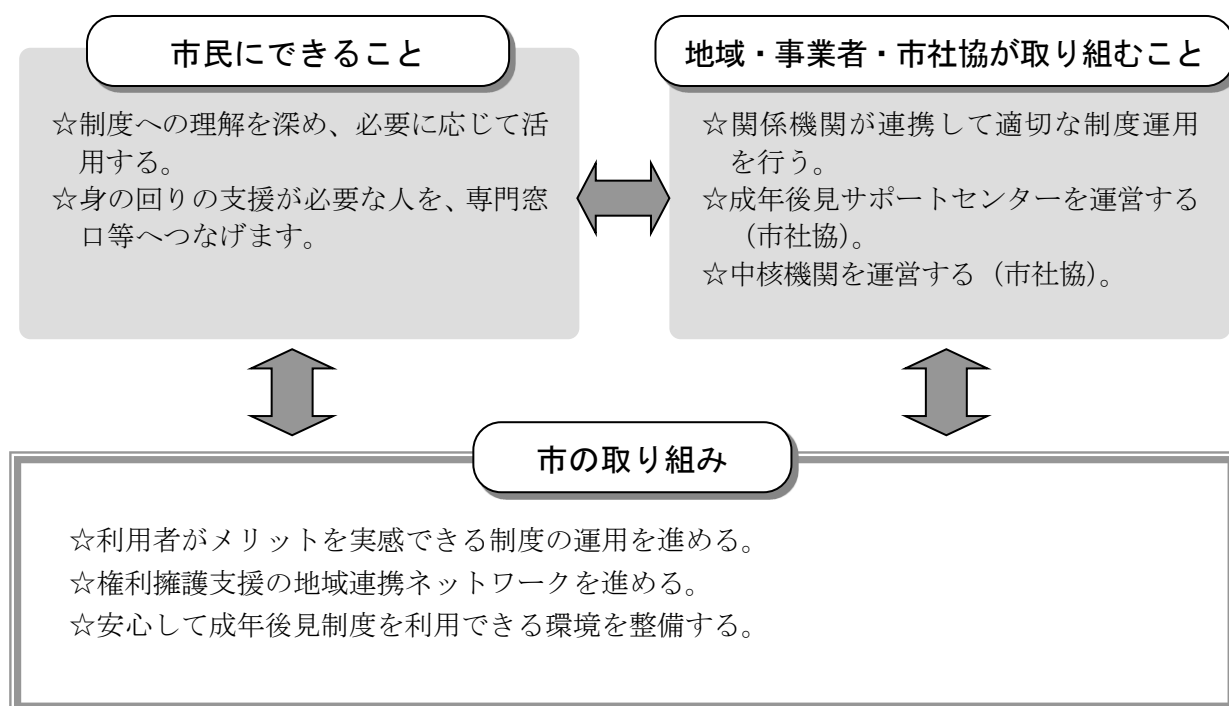
課 題

- ・ 市民が利用しやすい運用が必要です。
- ・ チームによる利用者の支援が必要です。
- ・ 中核機関を核とした地域ネットワークづくりが必要です。
- ・ 市民後見人の発掘、確保、育成が必要です。

施策の展開方向

- ・ 利用者の意思決定支援、身上保護を重視した制度の運用を進めます。
- ・ 保健・医療・福祉・司法を含めた各種機関が連携し、市民のさまざまなニーズに対応した制度の運用となるようにします。
- ・ チームによる支援体制と市民一人ひとりの制度に対する知識の向上の双方から、不正防止に取り組めます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
91 (82)	成年後見制度利用支援事業	親族による成年後見制度申立てが困難な場合等に、市長申立て、申立て費用の立替え、後見報酬等の助成を行います。	社会福祉課 高齢福祉課
92 (83)	成年後見サポートセンター運営補助	市社会福祉協議会が運営する成年後見サポートセンターの運営を補助しています。成年後見サポートセンターでは、市民からの成年後見制度の利用相談のほか、法人監督人や法人後見人の受任を行います。	社会福祉課 市社会福祉協議会
93 (新)	市民向け研修	市民を対象に、成年後見制度利用促進のための研修会を開催します。	市社会福祉協議会
94 (新)	市民後見人養成講座	新たな後見人の養成を行います。	市社会福祉協議会
95 (新)	身上保護の充実	高齢者や障がい者を支援するための既存の個別支援チームだけでなく、成年後見にかかる支援者を含め、関係者全員で見守り等の支援を進めます。	市社会福祉協議会
96 (新)	地域連携ネットワークの構築	保健・医療・介護・福祉機関との連携を生かしつつ、新たに司法との連携により、支援の必要な市民に対する制度利用の体制を整備します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
97 (新)	中核機関の整備	後見人等支援のための適切な情報連携の核となる機関を整備します。	市社会福祉協議会



基本目標4 安心して暮らせる環境をつくります

基本施策1 暮らしやすい生活空間を整えます

(1) 福祉のまちづくりを進めます

現 状

だれもが住みやすいまちをつくるためには、だれもが声を掛け合える、困ったときには相談できる人が身近にいるという、住民交流が大切です。市内では小学校の通学路を「あいさつ通り」として地域の方と小学生が登下校の際にあいさつをする通りを設ける、地域で催しを行う際に、ひとり暮らしの方へは地域の有志が個別に訪問して案内する等が行われています。

また、だれもが使いやすい生活空間として、バリアフリーに配慮した公共施設、公園、駅前整備、公共交通、福祉住宅の整備等を進めています。

課 題

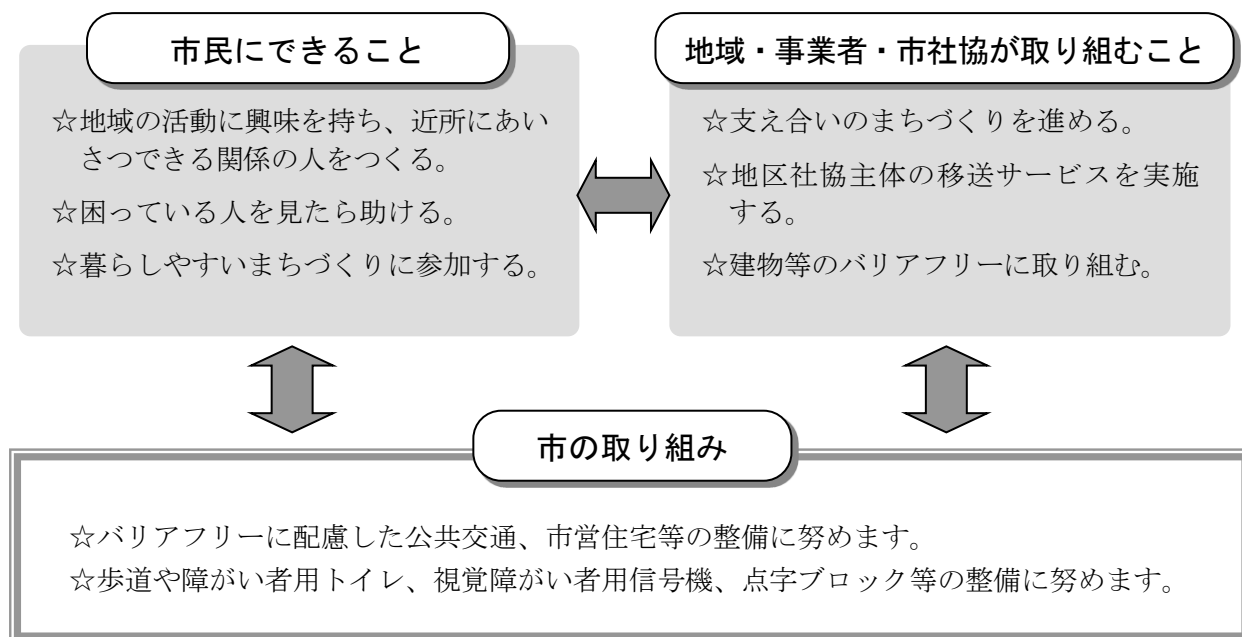
- ・地域にはさまざまなアイデアを持つ人がおり、これを活かして身近な生活圏域をより暮らしやすくするための取り組みが必要です。
- ・子どもやシニア世代が気軽に行き来できる範囲をひとつの生活圏域として、徒歩や自転車・公共交通機関を用いて、生活に必要な機能を集約した拠点に集えるようなコンパクトな都市整備が求められています。

施策の展開方向

- ・住民相互の支え合いをもとにした小学校区ごとの「地区社会福祉協議会」の活動を支援し、同じ小学校区内の行政区の交流を図ることにより、住民活動の充実を図ります。
- ・地域の生活拠点と中心市街地を結ぶ公共交通の利便性向上に努める必要があります。
- ・コミュニティバス「かっぱ号」の運行については、市民の声を聞きながら運行ルートや時刻の検討を行います。また、朝夕の「通勤ライナー」の運行により駅前広場の渋滞緩和を図ります。
- ・高齢者や障がいのある人への生活支援と生活圏の拡大・社会参加促進を図るため、移送サービスの充実、路線バスやタクシーの利用促進、福祉有償運送、過疎地有償運送利用の促進を図ります。

- ・市営住宅は、低所得者、高齢者、障がいのある人及び母子家庭などが入居しやすい福祉住宅として整備を進めています。また、バリアフリー化していない住宅については、改修の際、床の段差解消、及び手すりの設置など住環境の整備を進めます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業 番号	事業	事業の内容	所属部署
98 (84)	コミュニティバス かっぱ号の運行	民間バス路線の空白地域で、住民の移動手段を確保するためにコミュニティバスを運行しています。	政策企画課 (公共交通対策室)
99 (85)	福祉センター巡回 バスの運行	福祉センター利用者の移動手段を確保するため、市内で巡回バスを運行しています。	政策企画課 (公共交通対策室)
100 (86)	高齢者移送サービス	牛久小、牛久二小、岡田小学区にお住まいの、ひとり暮らし高齢者等へ、自宅から買い物先・通院先までの送迎を行っています。	政策企画課 (公共交通対策室)
101 (87)	重度障がい者の移動支援	常に車いすを利用している、全盲等の方へ、自宅から出先までの送迎を行っています。	社会福祉課
102 (88)	市営住宅	低額所得者の生活の安定を図るため、市営住宅の運営を行います。	建築住宅課
103 (89)	バリアフリー住宅 の整備費助成	重度の障がい者が在宅生活を送るために必要な屋内段差解消工事に対し助成を行っています。	社会福祉課
104 (新)	ボランティア移送 サービスの支援	地区社会福祉協議会が実施するボランティアによる地域住民の移送サービスを支援します。	政策企画課 (公共交通対策室) 市社会福祉協議会

(2) 食の地産地消を進めます

現 状

地元で収穫された農産物を地元で消費する「地産地消」を進めています。地場産小麦「ゆめかおり」を使って市内の障がい者施設で焼いたパンは、保育園・幼稚園・小中学校の給食メニューに取り入れられています。また、市営青果市場で月に1回開催される「とくとく市」は、毎回多くの来場者で賑わい、農家が対面販売する新鮮な農産物が人気です。オーナー制（米・梨）やグリーンツーリズムなど、市民に農業を楽しんでもらう体験型も人気があります。自分で農作物を育ててみたい市民向けに、元気農園（市民農園）が9箇所開設されており、活況を呈しています。

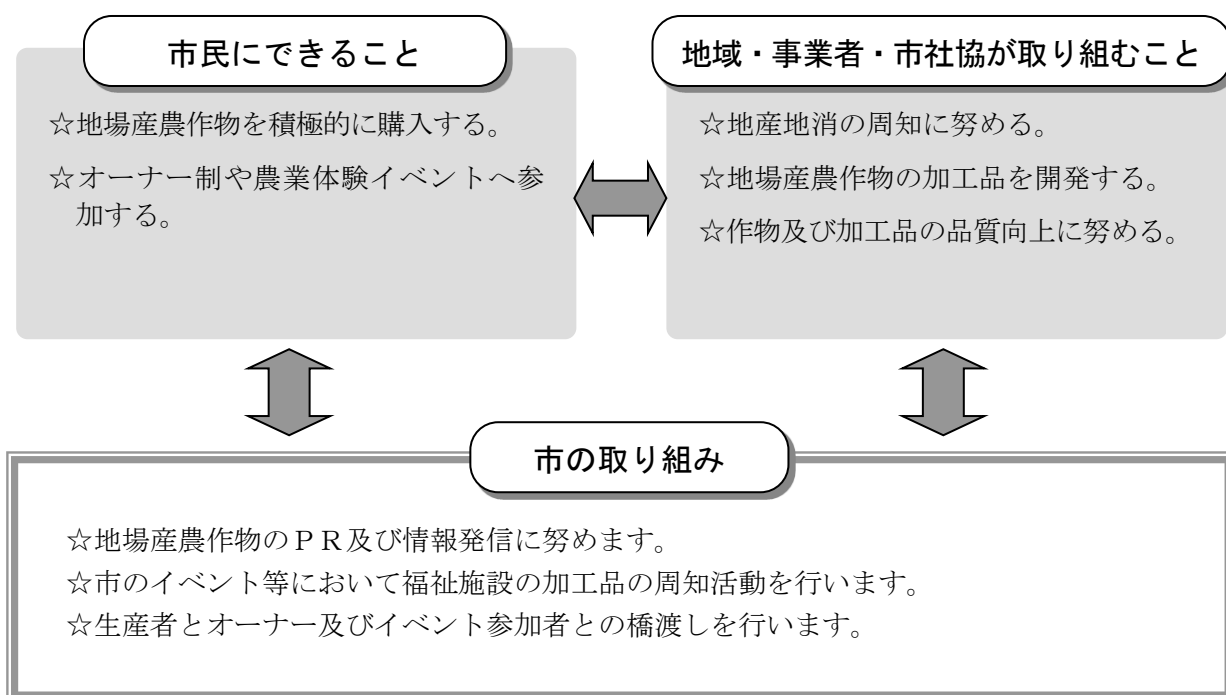
課 題

- ・地場産小麦は、日照時間、降水量、気温等によって品質にばらつきが生じやすいため、小麦自体の品質の安定が課題です。
- ・とくとく市やオーナー制度は、リピーター率が高いので、取り組みの良さを知ってもらい、さらに新しい顧客やオーナーを増やしていく必要があります。
- ・家庭菜園に興味がある市民の要望が多く、元気農園の新たな開設が求められています。

施策の展開方向

- ・給食という安定性の高い販路により、生産者にとっては、一般の事業所では対応しにくい地場産小麦の販路が、また、障がい者施設にとっては通所者の労働機会と収入が確保されることとなります。今後もフレーバーを増やししながら、より多くの地粉パンを給食に提供して、地産地消率の向上を図ります。
- ・とくとく市は、新鮮な農作物が購入でき、農家と消費者との交流ができる貴重な場となっているので、今後も継続して地産地消推進に努めます。
- ・オーナー制やグリーンツーリズムも食農交流と地産地消推進の一環として、一層の充実を図ります。
- ・元気農園の参加者も広い意味で農業の担い手と捉え、更に増設を図ります。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
105 (90)	給食における地産地消	保育園、幼稚園、小中学校の給食に、地粉ゆめかおりのパンを市内障がい者施設で製造し、提供します。	農業政策課
106 (91)	地域における地産地消	農家と消費者との交流及び地場産農作物PRの場として「とくとく市」を月1回開催します。	農業政策課 (青果市場)
107 (92)	市民参加型の地産地消	市民参加型の地産地消として、うしく河童米のオーナー制、梨のオーナー制、グリーンツリーズ、元気農園等の取り組みを行います。	農業政策課

(3) ごみの減量・再利用・再資源化を進めます

現 状

家庭から出る廃棄物の中には、再利用や再資源化可能なものが多く含まれています。このため、ごみの分別による資源物回収のほか、行政区・子ども会・シニアクラブなどにより新聞・ビン・缶などの資源物回収を行っています。地域で資源物回収を行った場合には、市補助金を交付してこの活動を支援することで、地域主体のごみの減量・再資源化を図っています。

また、きれいな水資源を確保するためには、家庭から出る排水をなるべく環境にやさしくする必要があります。このため、牛久市家庭排水浄化推進協議会を通じて、家庭から出る廃食用油の回収や、生活排水の汚濁負荷の軽減を目的とした啓発活動・イベント活動を展開しています。

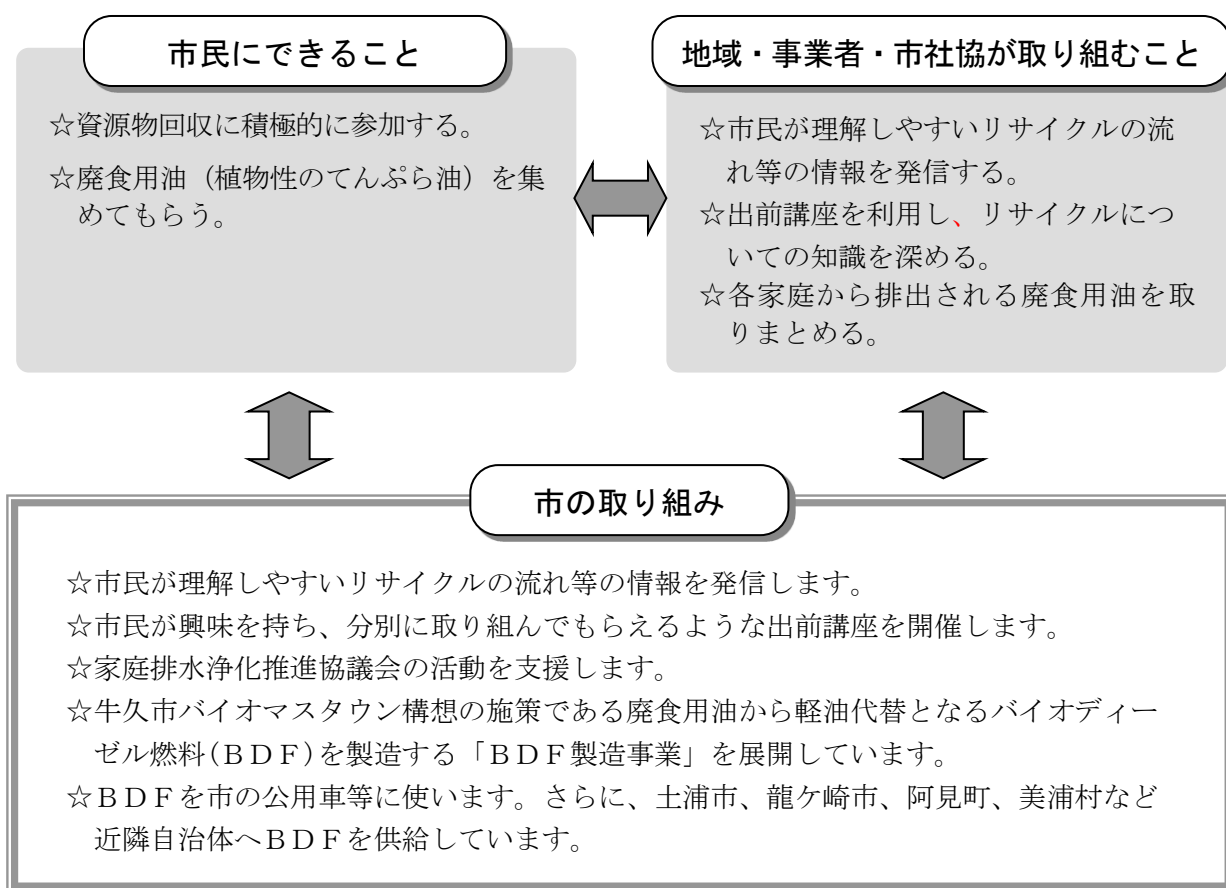
課 題

- ・資源物回収について、子ども会の参加団体数が減少傾向にあります。また、活動に参加している団体では役員の負担が大きく、各団体で活動を継続するための人材確保が必要です。
- ・廃食用油回収は、地域によって取り組み方に温度差があり、市内全体で取り組むことが必要です。

施策の展開方向

- ・ごみの減量・資源化の重要性を伝え、市民一人ひとりが意識を持ち、地域全体でリサイクルを推進していけるような啓発を行っていきます。
- ・水質浄化を進めるために、廃食用油回収の拡大や家庭排水の適正処理について、市民一人ひとりが実施するよう啓発活動、イベント活動を通して行っていきます。また、関係機関と連携し、水質浄化対策の先進施設等の視察及び研修を行い、認識を深めてまいります。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
108 (93)	資源物回収事業に補助する	年2回以上資源物の回収を実施した団体に1万円を交付し、さらに回収していただいた重量に応じ年間売却額の2分の1を交付します。	廃棄物対策課
109 (94)	行政区リサイクル事業に補助する	回収した資源物1kgにつき、5円の補助金を交付します。	廃棄物対策課
110 (95)	家庭排水浄化推進協議会の活動を支援する	霞ヶ浦、牛久沼の水質の現状について理解と認識を深め、廃食用油の回収等、水質浄化を図るために家庭排水の適正処理を推進し、環境の改善に寄与するとともに、住民福祉の向上に資することを目的として、霞ヶ浦や牛久沼の水質改善に取り組み、また、霞ヶ浦の日水質浄化キャンペーン、うしくみらいエコフェスタ、牛久沼のうなぎ放流事業や自然観察会等のイベントに参加し、水質浄化の啓発活動を実施している協議会の活動を支援します。	環境政策課

(4) 空地・空家・耕作放棄地などの適正管理や活用を進めます

現 状

ひたち野うしく地区への流入人口増により、牛久市の人口は増加しているように見えますが、高齢化が進む牛久駅周辺の市街地や農村部を含む全体では人口が減少しています。

市内における空家の状況は、牛久市全域で平成25年住宅・土地統計調査による潜在的な空家が約4,000件あり、そのうち平成30年9月末時点での管理不全の情報が寄せられている空家が288件あります。これらの空家には市から所有者に対して助言及び指導を行っており、208件が管理・改善・一部改善されています。

また、農家の高齢化や後継者不足を背景に耕作放棄地が増加しています。市内の全農地のうち約8パーセントが耕作放棄地の状況です。市では平成19年から耕作放棄地の再生を進め、これまで市内5地区で計約30ヘクタールの耕作放棄地が農地として再生・活用されています。

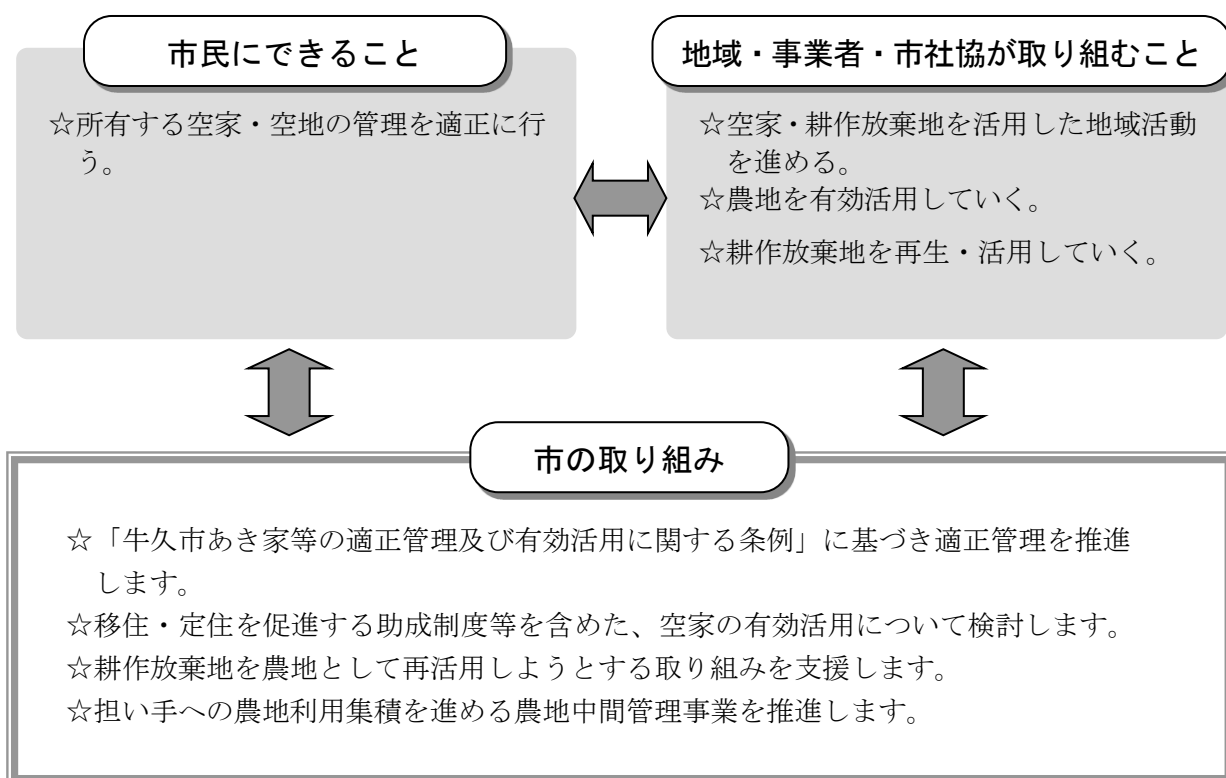
課 題

- ・高齢化の進展とともに、空家が増加しており、その中には適正な管理ができていないものもあります。
- ・担い手への農地利用集積を進め、耕作放棄地の未然防止を図る必要があります。
- ・耕作放棄地の解消は一定程度進んできましたが、新たに再生作業に取り組む農家を掘り起こしていく必要があります。

施策の展開方向

- ・平成28年9月に空家等対策協議会を設置し、平成29年8月に市の取り組むべき方向性や基本的な考え方等を示した空家等対策計画を策定しました。今後も計画に基づき、移住・定住を促進する助成制度等を含めた、空家等の適正管理や有効活用の促進、また、空家等になる前の総合的な対策を推進します。
- ・農業者が行う耕作放棄地の再生作業を支援するとともに、担い手への農地利用集積を進め、耕作放棄地の未然防止を図ります。
- ・農業委員会と連携を図りながら、耕作放棄地の情報収集に努め、新たに耕作放棄地の再生作業に取り組みそうな地区を中心に関連事業の働きかけを行います。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
111 (96)	空家等協議会の設置・運営	空家等対策計画の策定、特定空家等の選定を行います。	空家対策課
112 (97)	空家等対策の実施	空家等の現状調査、空家等対策計画に基づく管理不全空家対策の実施、移住・定住を促進する助成制度等を含めた、空家等の有効活用の運営、空家バンクの検討、潜在空家等の対策・検討を進めます。	空家対策課
113 (98)	耕作放棄地の再生	耕作放棄地の再生作業（伐採・伐根、整地・深耕、土壌改良）を支援します。	農業政策課
114 (99)	農地中間管理事業	農地中間管理機構に農地を集め、それらの農地の規模拡大意向のある担い手への集積・集約を進めます。	農業政策課

(5) 防災対策を進めます

現 状

災害発生時の支援を円滑に行うためには、普段から顔の見える関係づくり、地域での防災意識の醸成が大切です。しかし、地域内での人間関係の希薄化が進む中では、こうした関係づくりは難しくなっています。

また、東日本大震災から平成31年3月で8年が経過し、市民一人ひとりの防災意識が薄れてきています。

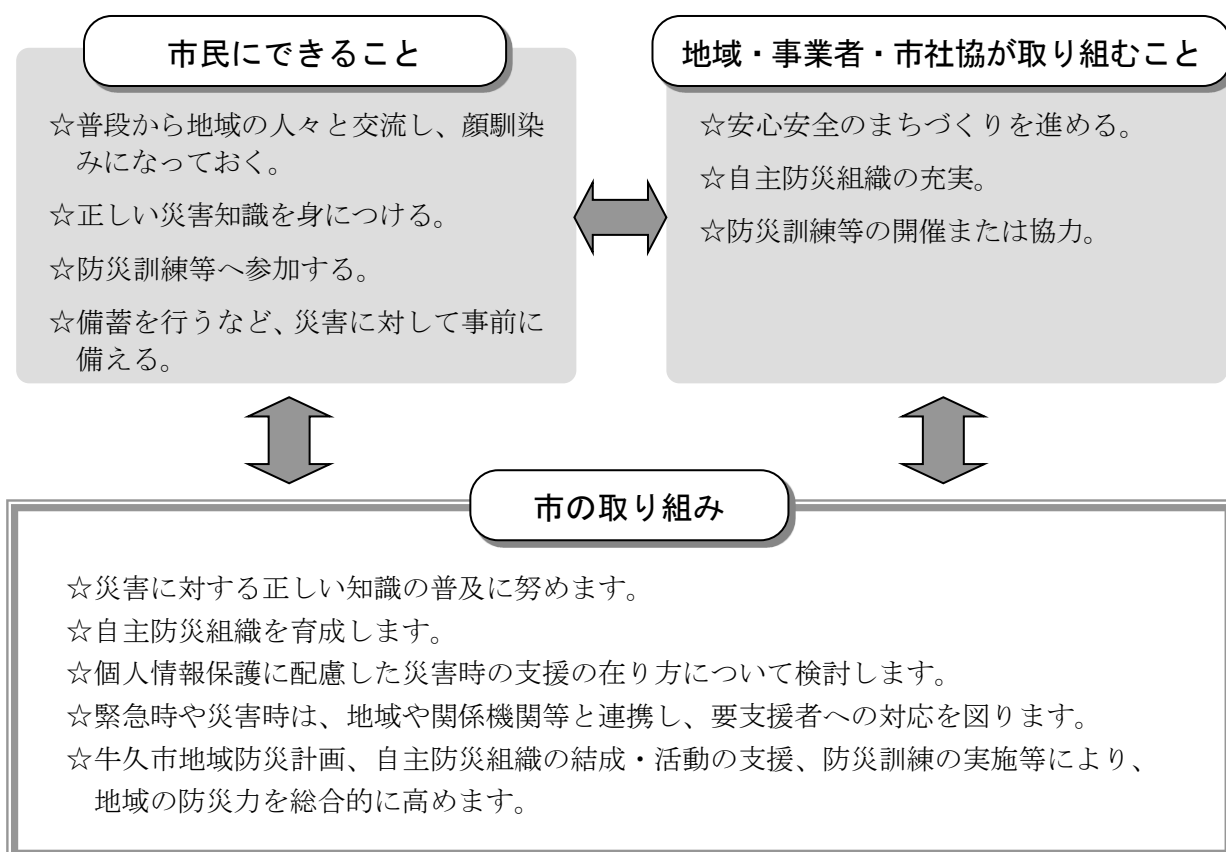
課 題

- ・ 普段から地域での関係づくりを充実させていく必要があります。
- ・ 災害に対する正しい知識の普及が必要です。
- ・ 自分の地域の危険性を認識しておく必要があります。
- ・ 地域と関係機関との連携を強化し、災害初期の対応力を強くする必要があります。
- ・ 災害時などに備え、自主防災会等と連携した、避難体制づくりが必要です。

施策の展開方向

- ・ 支援が必要な人を地域で把握し、有事の際に適切に行動できる地域づくりを進めます。
- ・ 災害に対する正しい知識を伝え、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。
- ・ 各家庭での防災対策をはじめ、自主防災組織の結成や活動の推進、消防団への加入促進など、防災意識の高揚と防災対策の充実を図り、災害に強い地域づくりを進めます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
115 (10)	地域防災計画の策定・改定	牛久市地域防災計画（風水害対策計画編・地震災害対策計画編）の策定・改定作業を進めます。	交通防災課
116 (11)	自主防災組織の育成	自主防災組織の結成を促進するとともにその活動を支援します。	交通防災課
117 (新)	避難所開設・運営訓練の実施	地域住民の自治による避難所運営を目指した各避難所での訓練を実施します。	交通防災課

(6) 防犯と交通安全のまちづくりを進めます

現 状

電話を使った詐欺、窃盗等の犯罪が起きると、安心して暮らす環境が脅かされます。交通事故では、当事者だけでなく家族の生活環境が一変してしまうことも少なくありません。安心して安全に地域で暮らし続けるためには、防犯や事故防止に対して日々取り組むことが重要です。市では、防犯のために地域のボランティアの方々と連携して、各小学校の下校時間帯に防犯パトロールを行っているほか、通学路への防犯灯設置を進めています。地域の自主防犯組織では独自に地区内のパトロールを行っています。また、交通事故防止のために、見通しの悪い丁字路へのカーブミラー設置や危険箇所への「スピード落とせ」などの路面標示の実施、地域の関係団体に加え小中学校・幼稚園・保育園等と連携して交通安全教室を開くなど交通安全のまちづくりの取り組みを行っています。

他方では犯罪をした者等への社会復帰を支援し、再犯を防止する取り組みも重要になってきます。

当市には、法務省が所管する茨城農芸学院（少年院）が所在しており、行事への参加などを通じて、少年の再非行防止に向けた取組に協力しています。

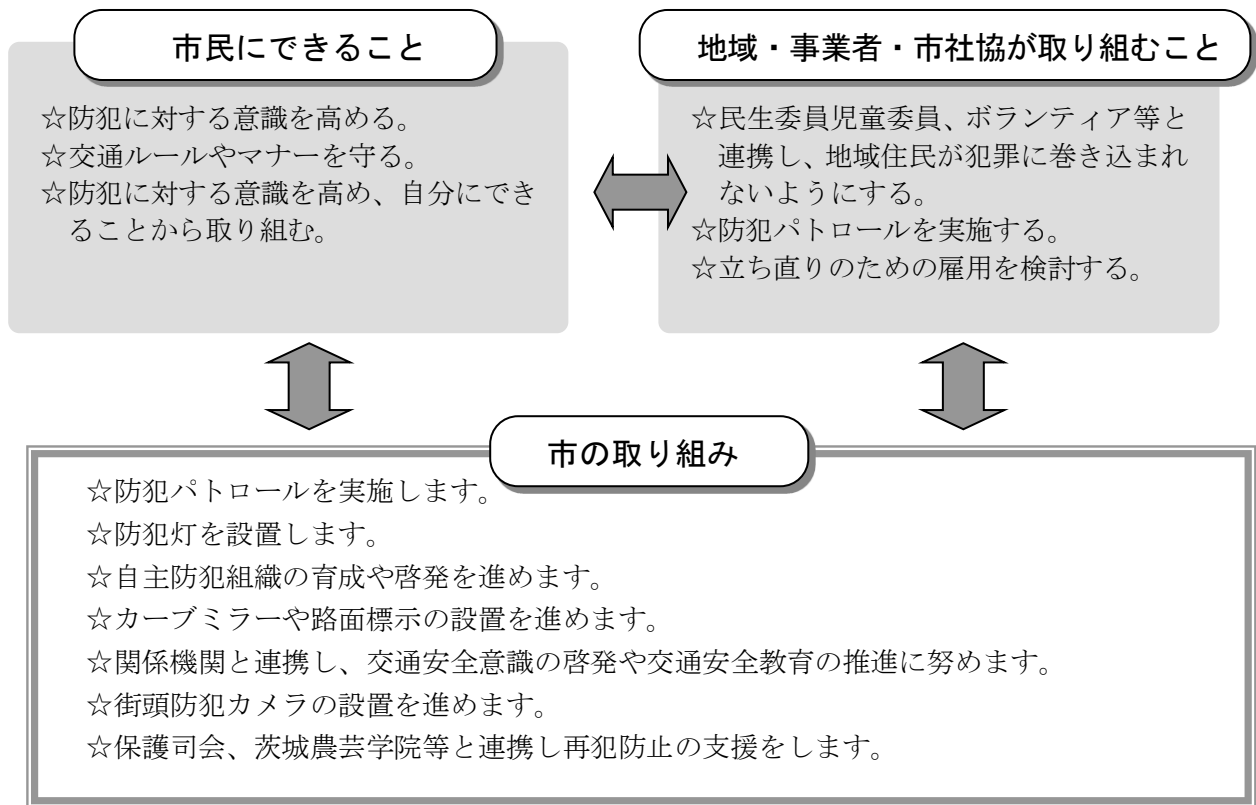
課 題

- ・地域住民の防犯意識を高めることが課題です。
- ・交通ルールやマナーを遵守するという意識づけが、今以上に必要です。
- ・地域住民の防犯意識の一層の充実が必要です。
- ・地域一体となり犯罪をした者等への社会復帰を支援する仕組みづくりが必要です。

施策の展開方向

- ・市民、警察、行政が一体となって、防犯意識を高め、犯罪の起こらない地域づくりを進めます。
- ・交通安全意識の啓発や交通安全教育の充実を図るとともに、交通安全施設を整備して、交通死亡事故の無いまちづくりを進めます。
- ・市民、警察、行政が一体となって犯罪のない明るい地域社会づくりを進めます。
- ・再犯を防止するため、社会復帰後に孤立しない地域づくりを進めます。

【市民、地域、行政の役割】



◆ 主な関連事業 ◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
118 (100)	交通安全活動の実施	交通安全団体と協力して、交通安全活動を実施します。	交通防災課
119 (101)	交通事故相談の開催	交通事故相談を市役所内で月2回開催します。	交通防災課
120 (102)	交通安全施設の整備	カーブミラーや路面標示などの交通安全施設を整備・維持管理します。	交通防災課
121 (103)	交通安全教育の実施	交通安全教化員による交通安全教室を開催します。	交通防災課
122 (104)	子どもの交通安全対策の充実	チャイルドシート、幼児2人同乗用自転車の購入を助成します。	交通防災課
123 (105)	防犯活動の実施	防犯団体と協力して、防犯活動を実施します。	交通防災課
124 (106)	地域安全パトロールの実施	青色パトカーによる防犯パトロールを実施します。	交通防災課

事業 番号	事業	事業の内容	所属部署
125 (107)	防犯灯の整備	L E D防犯灯を整備・維持管理します。	交通防災課
126 (新)	街頭防犯カメラの 設置	市内の主要交差点に防犯カメラを整備・維持 管理します。	交通防災課
127 (新)	犯罪の未然防止の ための啓発活動の 実施	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更 生について、地域住民の理解を促進します。	こども家庭課
128 (新)	社会を明るくする 運動街頭キャンペ ーン	犯罪をなくして社会を明るくするために、犯 罪の防止と犯罪者の矯正・更生保護につい ての理解を深め、これからの活動に協力する よう呼びかけます。	こども家庭課
129 (新)	青少年相談	市内のパトロールや店舗訪問、街頭キャンペ ーン等を行い、青少年の健全育成に努めます。	生涯学習課
130 (新)	薬物乱用防止	茨城県薬物乱用防止指導員竜ヶ崎地区協議 会が行う薬物乱用相談や普及啓発活動を支 援します。	健康づくり推 進課

第5章

地区社協の取組

地区社会福祉協議会について

（１）地区社会福祉協議会（略称：地区社協）とは

地区社会福祉協議会は、ひとりの不幸も見逃さない地域づくりを目指して、生活の中から出されたさまざまな福祉課題を解決するため、地域の特徴に合った地域福祉活動を進める、新たな支え合いの活動基盤です。

地域の範囲は、おおむね小学校区単位です。

地域福祉協議会の活動は、そこに住む人たちがつながり、情報を共有し、福祉課題を整理して対応策を考え、住民同士が助け合い、力を合せて地域福祉活動を展開します。

住民の主体的な参加があってこそ成り立つ活動です。

（２）地区社会福祉協議会の歩み

●平成22年度

牛久小学区「地区社会福祉協議会（平成22年 7 月 4 日設立）

二小学区地区社会福祉協議会（平成22年 6 月20日設立）

奥野小地区社会福祉協議会（平成23年 2 月27日設立）

●平成23年度

神谷小学校区地区社会福祉協議会（平成24年 2 月15日設立）

向台小学校区地区社会福祉協議会（平成24年 3 月17日設立）

●平成24年度

岡田小学校区地区社会福祉協議会（平成25年 3 月 2 日設立）

中根小学校区地区社会福祉協議会（平成25年 3 月 9 日設立）

ひたち野うしく小学校区地区社会福祉協議会（平成25年 3 月10日設立）

（３）地区社会福祉協議会の取組

牛久市には、現在、おおむね小学校区を単位として、8つの地区社会福祉協議会があります。

同じ牛久市の中にあっても、地域によって面積、人口、居住年数、子どもや高齢者が人口に占める割合等が異なっており、抱えている福祉課題も様々です。

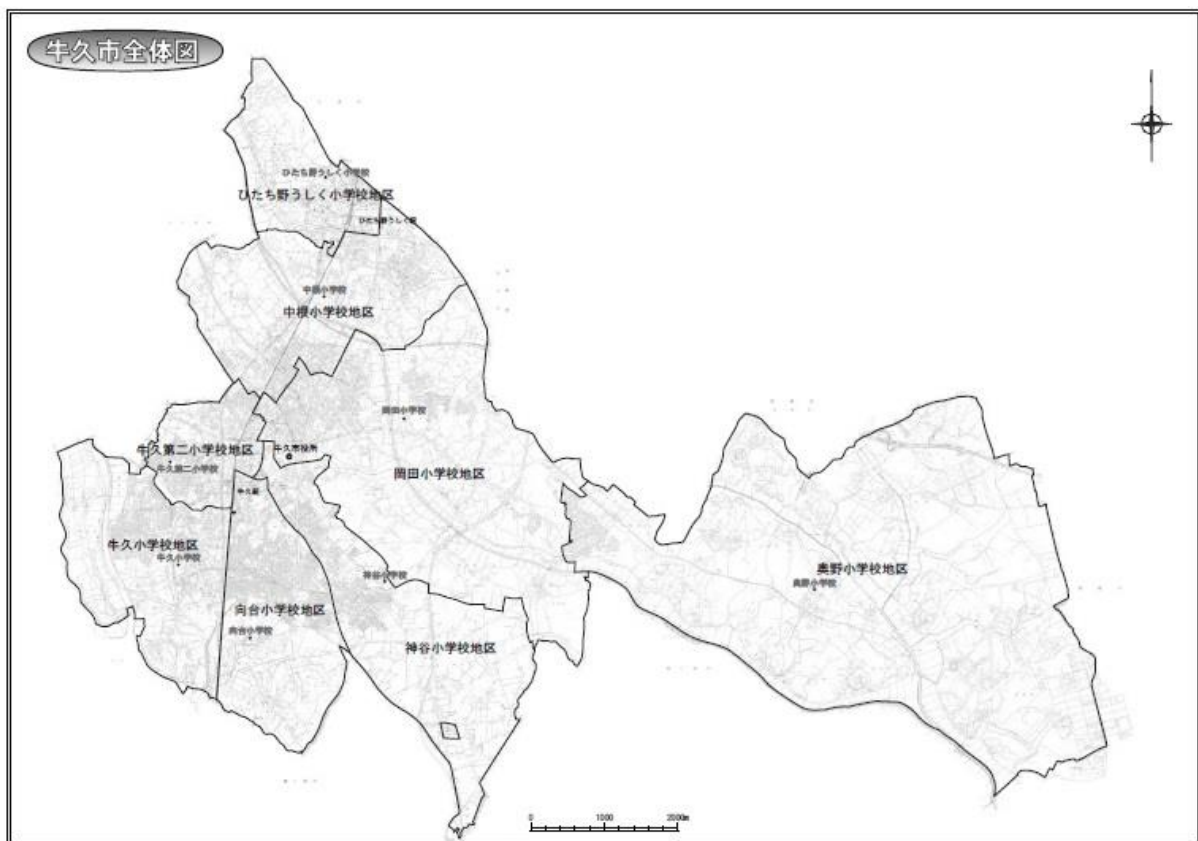
こうした地域の特性を踏まえ、各地域ごとの福祉課題に的確に対応し、それを解決していくうえで、地域の実情をよく知る人々が主体となって展開される地区社会

福祉協議会の活動は、極めて重要な役割を果たしています。

こうしたことから、本計画では、平成30年6月から7月にかけて、地区社会福祉協議会、行政区長や民生委員児童委員の皆様が参加して行われた「地域支え合い懇談会」で出された様々な意見や要望をもとに、各地区それぞれの福祉課題、今後の活動の目標や具体的取組の内容を整理し、掲載することといたしました。

「牛久市地域福祉計画・牛久市地域福祉活動計画」において、行政および市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会の取組を全面的に支援していきます。

図．市内地区社会福祉協議会区割



1. 牛久小地区地域福祉プラン

地区の特徴

牛久沼・稲荷川などの自然環境が豊かで、景観も良く、牛久城跡・芋銭河童の碑・雲魚亭・アヤメ園・牛久宿など文化や歴史が多く、古くからの集落と急成長した住宅団地も広がり、市西部地区の特徴をもった大小7行政区で組織している。

「笑顔のまち ふれあいのまちづくり」が活動理念で、地区社協は8周年が過ぎ、活動拠点となる事務所の移転に伴い、各専門部会も活性化した活動を展開しており、地域の皆様が気軽に集まり、喜んでいただける地域コミュニティを目指し、福祉・防災活動の備えを充実させ、日頃から向こう三軒両隣で「ご近所付き合いを大切に」しながら活動を推進する。

地域住民の状況

	牛久小地区	牛久市	年齢人口割合	牛久小地区	牛久市
人 口	10,429 人	85,134 人	0～14 歳	10.3%	13.5%
世帯数	4,536 世帯	36,114 世帯	15～64 歳	53.7%	58.8%
高齢化率	36.0%	27.7%	65 歳以上	36.0%	27.7%
			平均年齢	49.9 歳	45.7 歳

《 各種施設 》
・ 三日月橋生涯学習センター
・ かつぱの里生涯学習センター
・ 牛久運動広場
・ 牛久小学校
・ 牛久第三中学校
・ 市立第二幼稚園
・ 上町ふれあい保育園
・ 特別養護老人ホーム 元気館
・ 刈谷第1街区公園
・ 刈谷第2街区公園
・ 刈谷第3街区公園
・ 刈谷第4街区公園
・ 刈谷第5街区公園

《 福祉資源 》	
1. 行政区集会所数	9
2. 自主防災組織	7
3. 消防団	4
4. 民生委員児童委員	16
5. かつぱつ体操普及員	43
6. シルバーリハビリ体操指導士	13
7. ふれあいサロン	9
8. 子ども会	6
9. シニアクラブ	4
10. 食生活改善推進委員	11

地区の活動目標

- 目標① 地域住民の交流を図り、福祉・防犯防災・見守り活動の活性化による安全・安心なまちづくり
- 目標② 市社協・小中学校・保育園・幼稚園・団体との連携を図り、各種事業活動を推進する
- 目標③ 各専門部会の拡充と、誰もが気軽に相談・使用できる地域コミュニティセンターを目指す

地域支え合い懇談会であげられた問題

- ・認知症の知識不足に関して勉強会を行うことで、認知症の方とのふれあいや予防活動を充実したものになるようにしたい。
- ・災害時「自助の備え」は大切なテーマ。いざという時、行動できるよう「危険度ハザードマップ」または「総合防災ブック」を整備していただき、住民に情報を提供する。
- ・3年前にサロンとまり木を開設し活動しているが、利用者の増員対策が必要である。
- ・民生委員児童委員がもつ情報について、地域の方々と共有の仕方がわからない。協力支援者の増員が必要である。

目標1 地域住民の交流を図り、福祉・防犯防災・見守り活動の活性化による安全・安心なまちづくり

具体的取り組み

- 「住民交流部会」 各種14サークルによる文化・芸術・スポーツ等同好会活動。地域内歴史跡の勉強会。事務所当番対策。元気館との交流を図る。
- 「サロンとまり木部会」 介護予防・日常生活支援総合事業、通所型サービスB。市社協モデル事業。地域の高齢者の集いの場として、支え合いの場づくり。
- 「見守り支援部会」 高齢化、障がい者対策の一環として、要配慮者や、ひとり暮らし世帯の平時の見守りマップ更新と災害時の安否確認のできる体制の構築。

目標2 市社協・小中学校・保育園・幼稚園・団体との連携を図り、各種事業活動を推進する

具体的取り組み

- 登下校の見守り・清掃奉仕・防災活動等や園児との遊びや発表会などの支援。
- 認知症等での判断能力低下に対する制度利用や、介護が必要な課題が多くなり、知識不足のため、市の協力で勉強会を実施する。
- 地区社協、各種事業への支援を協力してもらえる「すまいるサポーター」の募集と活性化した活動を展開するために、スキルアップ研修を計画する。

目標3 各専門部会の拡充と、誰もが気軽に相談・使用できる地域コミュニティセンターを目指す

具体的取り組み

- 5つの専門部会は、活性化した活動を展開し、運営上の課題は役員会で検討する。
- 「防犯防災部会」避難所開設訓練後の市のマニュアルに基づく、小中学校の避難所運営組織化と、事務所防災訓練や地域の災害リスクに応じた地域コミュニティのボトムアップ型「地区防災計画制度」を内閣府が創設し推進されており、新たな課題の対応。
- 地区社協事務所の管理として、今後常時スタッフの配置検討。(年間7,500人利用)

2.牛久第二小地区地域福祉プラン

地区の特徴

牛久駅西口周辺の国道沿いの商住地と大型マンション、一戸建て住宅団地を含む地域。高度成長時代に首都圏から移住してきた住民が大半を占める。最近では、実家と同一地域・近隣地域に移住してくる子ども世帯も増えている。（6行政区）

高齢化・一人暮らし世帯が増加、コミュニティの再生と見守り支援体制の整備が課題。

買い物の足の確保のため、外出サポート事業を行う。三中・二小との交流活動の活発化。三世代交流を推進。空き家・空地利用や若年層の移住しやすい環境づくりに力を入れる。

地域住民の状況

	牛久第二小地区	牛久市
人 口	6,874 人	85,134 人
世帯数	3,108 世帯	36,114 世帯
高齢化率	35.5%	27.7%

年齢人口割合	牛久第二小地区	牛久市
0～14 歳	9.9%	13.5%
15～64 歳	54.6%	58.8%
65 歳以上	35.5%	27.7%
平均年齢	49.7 歳	45.7 歳

《 各種施設 》
・ エスカード生涯学習センター
・ エスカード出張所
・ 牛久市営青果市場
・ 牛久第二小学校
・ つつじが丘保育園
・ ふたばランド保育園
・ つつじが丘ふたばランド保育園
・ 上町ふれあい保育園牛久駅前分園
・ JR牛久駅
・ 茨城県警察 牛久警察署 牛久駅前交番
・ 田宮東街区公園
・ つつじヶ丘第1街区公園
・ 田宮西近隣公園

《 活動団体数 》	
1. 行政区集会所数	7
2. 自主防災組織	5
3. 消防団	2
4. 民生委員児童委員	14
5. かっぱつ体操普及員	28
6. シルバーリハビリ体操指導士	12
7. ふれあいサロン数	8
8. 子ども会数	5
9. シニアクラブ数	4
10. 食生活改善推進委員	9

地区の活動目標

目標① 高齢者支援と三世代交流活動

目標② 地域コミュニティの推進・各行政区との密なる連携

目標③ 調査広報活動の推進

地域支え合い懇談会であげられた問題

- ・高齢化が進んでおり、特に、ひとり暮らし高齢者の状況の把握が難しい。
- ・地域の人に関わろうとしても、資格や権限のない人間では、プライバシー保護の壁を超えることが難しい。
- ・定年延長等の社会環境変化による地域デビュー年齢の高齢化・団塊世代以降の人口減が予想され、担い手不足の対応が課題。

目標 1 高齢者支援と三世代交流活動

具体的取り組み

- 生きがいサポートおよび介護予防・生活支援サービス通所型サービスBの協働事業を継続運営します。
- 三中・二小PTA活動支援の推進と三世代交流イベントの企画・運営を進めます。

目標 2 地域コミュニティの推進・各行政区との密なる連携

具体的取り組み

- 学区内合同防災訓練の定着を進めます。
- 地区事務所の有効活用と活性化を図ります。
- 行政区間のふれあいサロン交流の推進強化に努めます。

目標 3 調査広報活動の推進

具体的取り組み

- 地区社協広報紙の発行を継続します。
- すまいる通信の毎月発行を定着させます。
- 年1回、出前講座・研修会の開催を実施します。

3. 奥野小地区地域福祉プラン

地区の特徴

奥野小学校区は、農村部 11 行政区と、県外からの移住住宅団地 1 行政区の 12 行政区で形成される。昔ながらの親しい住民交流があり、助け合いが自然に行われている。自然豊かで、おいしい農作物が豊富に採れる地域であり、牛久市が目指すスローシティの拠点としても注目されている。

住民交流のための交通手段が難しい。年 1 回「秋の収穫祭」を実施している。近年は、圏央道など交通アクセスが充実してきた。

地域住民の状況

	奥野小地区	牛久市
人 口	4,823 人	85,134 人
世帯数	2,097 世帯	36,114 世帯
高齢化率	38.2%	27.7%

年齢人口割合	奥野小地区	牛久市
0～14 歳	8.1%	13.5%
15～64 歳	53.7%	58.8%
65 歳以上	38.2%	27.7%
平均年齢	52.6 歳	45.7 歳

《 各種施設 》
・ 奥野運動広場
・ 牛久クリーンセンター
・ うしくあみ斎場
・ 奥野小学校
・ 牛久第二中学校
・ 向原保育園
・ 奥野さくらふれあい保育園
・ 牛久消防署東部出張所
・ 奥野生涯学習センター
・ 茨城県警察 牛久警察署 久野駐在所
・ 障がい者ケアセンター輪（りん）
・ 障がい者ケアセンター梵（そよぎ）
・ 小坂第 1 街区公園

《 活動団体数 》	
1. 行政区集会所数	17
2. 自主防災組織	5
3. 消防団	10
4. 民生委員児童委員	13
5. かっぱつ体操普及員	19
6. シルバーリハビリ体操指導士	2
7. ふれあいサロン数	3
8. 子ども会数	7
9. シニアクラブ数	8
10. 食生活改善推進委員	0

地区の活動目標

- 目標① 地区内交流の活発化
- 目標② 高齢者支援の充実
- 目標③ 地域ネットワークの活発化

地域支え合い懇談会であげられた問題

- ・高齢者の健康維持、見守り支援が必要である。
- ・認知症に対する地域住民の理解を広めていく必要がある。
- ・高齢者が、日常生活の中で何か困ったことがあった時に、手助けする仕組みを構築していく必要がある。
- ・孤独死を防ぐために、日頃の生活の中で、知り合いをつくっていく必要がある。

目標1 地区内交流の活発化

具体的取り組み

- 事務所施設を利用した年間活動の活発化と充実
 - かっぱっ体操、卓球、手芸、健康マージャンの定着と充実
 - 「秋の収穫祭」の充実・屋外イベントの検討

目標2 高齢者支援の充実

具体的取り組み

- 高齢者を対象にした見守り支援の充実
 - 認知症の方の見守り体制づくりの推進
 - ひとり暮らし高齢者を対象にした食事会の実施

目標3 地域ネットワークの活発化

具体的取り組み

- 関係団体等とのネットワークの構築
 - 奥野キャンパスと連携した活動の充実
 - 他団体や組織と連動した結婚相談体制の検討

4. 神谷小地区地域福祉プラン

地区の特徴

神谷小学校区は6行政区からなり、北は神谷行政区から南は女化行政区と細長い地域となっている。北部は市役所、郵便局、スーパーマーケットなどの商業施設に近く、買い物等に便利である。学校の周りは住宅街であり、商店等は少なく、南部は畑が広がっている。市内では児童数が多い地域であるが、年々児童数は減少傾向にある。高齢化率は行政区により異なるが、ここ10年に全地域で、高齢化率が加速度的に高まる。各行政区の自治会活動は比較的活発である。高齢者の地域活動が各行政区とも活発であり、若い世代の自治会活動が望まれている。防犯パトロール等の活動は積極的に行っている地域が多い。

地域住民の状況

	神谷小地区	牛久市
人 口	11,218 人	85,134 人
世帯数	4,761 世帯	36,114 世帯
高齢化率	29.3%	27.7%

年齢人口割合	神谷小地区	牛久市
0～14 歳	10.6%	13.5%
15～64 歳	60.1%	58.8%
65 歳以上	29.3%	27.7%
平均年齢	47.4 歳	45.7 歳

《 各種施設 》
・ 女化運動広場
・ 牛久市総合福祉センター
・ 牛久市シルバー人材センター
・ 神谷小学校
・ フレンド幼稚園
・ 栄町保育園
・ のびのび広場
・ にこにこ広場
・ 特別養護老人ホーム 博慈園

《 活動団体数 》	
1. 行政区集会所数	6
2. 自主防災組織	5
3. 消防団	2
4. 民生委員児童委員	14
5. かっぱつ体操普及員	28
6. シルバーリハビリ体操指導士	9
7. ふれあいサロン数	8
8. 子ども会数	8
9. シニアクラブ数	6
10. 食生活改善推進委員	5

地区の活動目標

目標① 地区社協の地域（クローバー）への普及促進

目標② あいさつを通してクローバーの絆を深めよう

目標③ クローバーの支え合い（愛）を広げよう

※クローバーとは、「あいさつ」、「笑顔」、「文化」をキーワードに、「笑い合い、助け合い、みんなでつくろう地域のつながり」をスローガンとする神谷小地区6行政区のことをいう。

地域支え合い懇談会であげられた問題

活発に動いている人もいるが皆と集まることを嫌い、催し等に参加せずに孤立している人もいる。行政区によっては地理的に南北等に長い地域もあり、自治会館と自宅との地理的距離が原因で、自治会館への集まりが悪い場合がある。ひとり暮らし高齢者ばかりに目が行きがちだが、実は子世代と共に過ごしている高齢者の中に孤食や同居孤独という問題が内包されている場合がある。この点の見守り活動に力を入れる必要がある。

目標1 地区社協の地域（クローバー）への普及促進

具体的取り組み

- 魅力あるのぼり旗を作成したので、防犯活動や社協のPRを兼ねたあいさつ運動を促進しよう。
- それぞれの地域の住民のニーズを把握して活動を計画し、住民と共に活動します。
- 各自治会活動をますます充実させ、これをもとに地区社協の活動へとつなげて、地区社協への各地域からの参加、協力を促しましょう。

目標2 あいさつを通してクローバーの絆を深めよう

具体的取り組み

- 潤滑油としてのお互いのあいさつ運動を子どもから大人までもっともっと広げよう。
- いざという時に、誰が何をどこまでやるのかをはっきりさせ計画的に実行しよう。
- SOSをうまく発信できない人がいるので、周りからこのような人の把握に努めよう。
- 1対1の見守りをうまくいくように調整し、促進し、絆を深めよう。

目標3 クローバーの支え合い（愛）を広げよう

具体的取り組み

- 子どもたちの見守りも協力しやすい方を中心に進め、自然に周りの方々の協力が得られる体制をつくろう。
- 各地域の自主防災組織を充実させ、毎年の防災訓練、AEDの使用法研修等を定期的に行うことにより、いざという時に備えよう。
- 地域の状況把握のためのパトロールをさらに進め、防犯の意識を高め、さらなる成果を上げ自主防犯に努めよう。

5.向台小地区地域福祉プラン

地区の特徴

県外から移住した住民が多く、定年を迎えた高齢者世帯が確実に増えている。
一方、災害が少なく、日常的な買い物が至便で、暮らしやすい地域であることから、若い世帯も増加している。

地域住民の状況

	向台小地区	牛久市
人 口	13,929 人	85,134 人
世帯数	6,051 世帯	36,114 世帯
高齢化率	33.5%	27.7%

年齢人口割合	向台小地区	牛久市
0～14 歳	10.4%	13.5%
15～64 歳	56.1%	58.8%
65 歳以上	33.5%	27.7%
平均年齢	49.0 歳	45.7 歳

《 各種施設 》
・ 向台小学校
・ 牛久南中学校
・ うしく文化認定こども園
・ つばめ保育園
・ 牛久ふれあい保育園
・ 特別養護老人ホーム ひかり
・ 本町第1街区公園
・ みどり野第1街区公園
・ みどり野第2街区公園
・ みどり野第3街区公園
・ みどり野第4街区公園

《 活動団体数 》	
1. 行政区集会所数	9
2. 自主防災組織	6
3. 消防団	2
4. 民生委員児童委員	20
5. かっぱつ体操普及員	48
6. シルバーリハビリ体操指導士	21
7. ふれあいサロン数	10
8. 子ども会数	6
9. シニアクラブ数	5
10. 食生活改善推進委員	13

地区の活動目標

- 目標① 6行政区合同でできる事業を継続し、地区内交流の活発化を図る
- 目標② 地域福祉にもっと目を向けた高齢者支援活動の推進
- 目標③ 調査広報活動の推進

地域支え合い懇談会であげられた問題

地区社協拠点の確保

拠点となる場所が無いため、運営委員の意思統一や活動の範囲に限界がある。

目標 1 6行政区合同でできる事業を継続し、地区内交流の活発化を図る

具体的取り組み

- 牛久ふれあい保育園および向台小、牛久南中の奉仕作業を通じ交流を図る。
- ふれあいカフェの継続的实施および牛久南商店会と合同による年2回の青空市の開催。
- シルバーリハビリ体操の継続的实施。

目標 2 地域福祉にもっと目を向けた高齢者支援活動の推進

具体的取り組み

- 向台小学校区地区社協として「移送サービス」事業を策定中。

目標 3 調査広報活動の推進

具体的取り組み

- 「地区社協だより」の発行を継続し、広く地区社協の地元に根差した活動を知ってもらう。

6. 岡田小地区地域福祉プラン

地区の特徴

12 行政区で構成。比較的に広い地域に、昔から牛久に生まれ育った人が多い行政区と、新住民が多い行政区がある。新興住宅地と緑豊かな田園地帯の両面を持っている。

全行政区で 1 体 1 の見守り体制を確立、また、ホームページ上に子育て支援データベースを構築している。岡田小・牛久一中との連携強化を図るとともに、交通移動支援を平成 30 年 11 月からスタートし、生活支援など高齢者を対象とした支援活動もスタートさせるべく取り組んでいる。また、広報紙、ホームページなど広報活動にも力を入れている。

地域住民の状況

	岡田小地区	牛久市
人 口	14,108 人	85,134 人
世帯数	6,117 世帯	36,114 世帯
高齢化率	30.0%	27.7%

年齢人口割合	岡田小地区	牛久市
0～14 歳	11.0%	13.5%
15～64 歳	59.0%	58.8%
65 歳以上	30.0%	27.7%
平均年齢	49.0 歳	45.7 歳

《 各種施設 》	
・牛久市役所	・牛久消防署
・中央生涯学習センター	・牛久郵便局
・栄町運動広場	・介護老人保健施設 セントラルゆうあい
・中央図書館	・介護老人保健施設 セントラルふれあい
・牛久市社会福祉協議会	・茨城県警察 牛久警察署 栄町交番
・岡田小学校	・牛久自然観察の森
・牛久第一中学校	・栄町第 1 街区公園
・東洋大学附属牛久中学、 高等学校	・栄町第 2 街区公園
・県立牛久高等学校	・栄町第 3 街区公園
・つくば開成高等学校	・柏田第 2 街区公園
・すくすく広場	・柏田第 3 街区公園
	・柏田第 4 街区公園

《 福祉資源 》	
1. 行政区集会所数	14
2. 自主防災組織	11
3. 消防団	4
4. 民生委員児童委員	22
5. かっぱつ体操普及員	58
6. シルバーリハビリ体操指導士	8
7. ふれあいサロン数	13
8. 子ども会数	14
9. シニアクラブ数	8
10. 食生活改善推進委員	6

地区の活動目標

- 目標① 住民同士で見守り支え合う地域にする
- 目標② 行政区を越えた住民交流を広げる
- 目標③ 地域ボランティアが活動しやすい地域にする

地域支え合い懇談会であげられた問題

- ・高齢化の進展などにより、交通移動手段の確保や日常生活での手助けが必要になってきている。
- ・児童生徒が地域に溶け込み、地域と交流することが、より求められてきている。
- ・行政区の枠を越えた協力体制により、より広範囲により効果的な活動が可能となってきた。

目標1 住民同士で見守り支え合う地域にする

具体的取り組み

- 地区社協・所属行政区・民生委員児童委員の連携強化
- 地域に合った見守り体制の充実と情報交流
- 子育て支援データベースの充実と定期更新
- 交通移動支援事業の展開
- 日常生活支援事業の展開
- ウォーキングパトロールによる児童の見守り
- サークル活動・サロン活動などたまり場の充実
- 児童生徒が区民会館で遊べる体制づくり

目標2 行政区を越えた住民交流を広げる

具体的取り組み

- 岡田小学校区地区社協としての活動拠点の確保
- 岡田小学校、牛久第一中学校の諸活動に地区社協として協力
- 行政区の諸行事で牛久第一中学校生徒の地域活動の場を提供
- サークル活動やサロン活動など、たまり場の行政区間の交流
- 広報紙・ホームページを活用した各行政区の情報発信
- 研修バス旅行、懇親会など行政区の枠を越えた交流の場の設置

目標3 地域ボランティアが活動しやすい地域にする

具体的取り組み

- 岡田小学校区地区社協としての拠点の確保
- すまいるサポーター懇談会・懇親会・勉強会などでの意見交換会・交流の場づくり
- 具体的な活動の場や広報活動を通じて、地域福祉や地域づくりに対する問題意識の高揚と実践

7. 中根小地区地域福祉プラン

地区の特徴

新しいまち、若い世代が住む「ひたち野」地域、農村集落が残る「下根、大中、猪子」地域、高度成長期に移り住んで30年以上の「栄西」を含む小野川、圏央道南側の地域。多彩な個性を持った12行政区で構成される。

ひたち野地区を除く地域では、少子高齢化が進み、日々の生活に不安を抱える人が多い中、「支え合い・助け合い・つながり合い」の地区社協の地道な活動が求められる。

地域住民の状況

	中根小地区	牛久市
人 口	15,159 人	85,134 人
世帯数	6,086 世帯	36,114 世帯
高齢化率	17.5%	27.7%

年齢人口割合	中根小地区	牛久市
0～14 歳	19.4%	13.5%
15～64 歳	63.1%	58.8%
65 歳以上	17.5%	27.7%
平均年齢	39.6 歳	45.7 歳

《 各種施設 》	
・牛久運動公園	・こばと夢ナーサリー
・教育センターきぼうの広場	・牛久めぐみ保育園
・牛久市こども発達支援センターのぞみ園	・牛久さくら保育園
・中根小学校	・特別養護老人ホーム牛久さくら園
・下根中学校	・介護老人保健施設春秋園
・市立第一幼稚園	・柏田第1街区公園
・こばと幼稚園	・ひたち野さくら公園
・牛久幼稚園	・特別養護老人ホームグランヴィラ牛久
・下根保育園	
・牛久ひかり保育園	

《 福祉資源 》	
1. 行政区集会所数	13
2. 自主防災組織	6
3. 消防団	3
4. 民生委員児童委員	19
5. かっぱつ体操普及員	71
6. シルバーリハビリ体操指導士	18
7. ふれあいサロン数	15
8. 子ども会数	8
9. シニアクラブ数	8
10. 食生活改善推進委員	7

地区の活動目標

- 目標① 12行政区枠を横断した「交流・親睦」を進める住民交流事業
- 目標② 支援を必要としている人への支援事業
- 目標③ 小中学校と連携した児童、生徒のサポート
- 目標④ 支え合いのまちづくりを啓発する調査広報活動

地域支え合い懇談会であげられた問題

一人の不幸も見逃さない地域福祉を展開するうえで、地域住民がどのようなことを必要としているのか、少子高齢化が進み、日々暮らしの中から様々な福祉課題をみんなで解決するため、地域の特徴にあった新たな「支え合いの活動基盤」として、中根小区地区社協は6年目を迎える。

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせるために、あらゆる支援活動に地区社協としての対応が求められている。

- ・支え合いの地区社協(福祉活動)の認知度と住民への啓発
- ・行政区の枠を超えた主体的な参加と協力への温度差
- ・支援活動での個人情報共有の壁

具体的取り組み

住民交流部会

- 我がまち「牛久」の魅力を客観的視点から調査・研究活動
- 構成する12行政区間の情報共有の促進と連携が密になることにより「安全安心」な地域づくりの促進
- 地域散策ウォーキングや紙飛行機競技会の開催
- 各行政区行事への相互住民交流
- 中根小学校、下根中学校行事の各種サポート

支援活動部会

- 各種サポート活動
要援護者、高齢者、子育て支援、支援を必要とする人への見守り、買い物支援、児童の登下校時の見守り、関係機関との連携、活動の充実を図る
- 赤い羽根共同募金街頭募金への協力
- 民生委員児童委員による「支え合い活動」
- 支援および交流情報交換

調査広報部会

- 広報計画の立案、実施内容精査を行い、今後の計画に反映
- 活動内容を周知するため、ホームページを開設・運用
- 広報紙「中根小区地区社協広報」を発行、約6,000世帯に配布

8. ひたち野うしく小地区地域福祉プラン

地区の特徴

「暮らしやすい、子育てしやすい」と評判の高い牛久市、ひたち野うしく小学校区は、市内でも特に人口が増加、発展している地域。子育て世代が多く転入し、若い世代を中心に核家族が多い。（3行政区）

新住民世代が多く、隣人・大人同士のコミュニティづくりが必要。大人同士の出会い・ふれあいの場づくりを進める。小・中学生が多い地域のため、子どもたちを中心として、安心安全に暮らせるまちづくり。ひたち野うしく小を中心に、地域の特徴を理解し合い、災害に強いまちづくりを！

地域住民の状況

	ひたち野 うしく小地区	牛久市	年齢別人口割合	ひたち野 うしく小地区	牛久市
人 口	8,594 人	85,134 人	0～14 歳	26.0%	13.5%
世帯数	3,358 世帯	36,114 世帯	15～64 歳	66.3%	58.8%
高齢化率	7.7%	27.7%	65 歳以上	7.7%	27.7%
			平均年齢	33.8 歳	45.7 歳

《 各種施設 》		《 活動団体数 》	
・牛久市リフレプラザ		1. 行政区集会所数	2
・ひたち野うしく小学校		2. 自主防災組織	2
・県立牛久栄進高等学校		3. 消防団	2
・ひたち野うしく幼稚園		4. 民生委員児童委員	4
・牛久ふれあい保育園ひたち野うしく駅前分園		5. かっぱつ体操普及員	4
・牛久保育園		6. シルバーリハビリ体操指導士	1
・ひたち野うしく保育園つくしんぼ		7. ふれあいサロン数	1
・牛久みらい保育園		8. 子ども会数	3
・JRひたち野うしく駅		9. シニアクラブ数	2
・ひたち野うしく郵便局		10. 食生活改善推進委員	1
・茨城県警察 牛久警察署 ひたち野交番			
・ひたち野みずべ公園			

地区の活動目標

- 目標① 住民同士の交流を深め、支え合い・助け合い活動への理解や参加を推進する
- 目標② 支援を必要とする人を支える活動を推進する
- 目標③ 調査・広報活動等に取り組み、支え合いのまちづくりを推進する

地域支え合い懇談会であげられた問題

- ・ふれあいまつりは、年々参加者数は増加しているが、実行委員の後継者が不足している。
- ・防災訓練は、マンネリ防止を意識した活動を行っているが、参加者は増加しない。
- ・地区社協の認知度が不十分。広報活動が不足している。

目標1 住民同士の交流を深め、支え合い・助け合い活動への理解や参加を推進する

具体的取り組み

- ふれあいまつりを開催し、子どもから高齢者まで地域住民が一同に集い、交流を深め、ふるさとへの想いを高めるとともに、地域活動への参加を推進します。

目標2 支援を必要とする人を支える活動を推進する

具体的取り組み

- 災害に備え、ひたち野うしく小学校と連携し、学区ぐるみの防災訓練及び研修を実施することで、住民の“防災意識と助け合い”の高揚に努めます。

目標3 調査・広報活動等に取り組み、支え合いのまちづくりを推進する

具体的取り組み

- 地区社協の広報活動として、広報紙を適宜発行します。

第6章

計画の推進

1.市民、地域、事業者、社協、行政の協働で計画を進めます

本市では、市民、地域、事業者、市社会福祉協議会、行政みんなが主役となって、自分の住む地域を住みやすくするために、福祉、保健、防災等の多様な生活課題の解決に向けて、それぞれの分野で主体的に積極的に役割を果たしていくことが必要です。地域全体が力を合わせて協働によるまちづくりを進めることが重要です。

（１）市民の役割

市民一人ひとりが地域福祉についての理解を深め、自らが地域福祉の担い手であるという意識を高めていくことが大切です。身近な場所で何ができるのかを考え、自主的で積極的な地域活動にかかわることが期待されます。

（２）地域の役割

向こう三軒両隣として近所、行政区、地区社協、ボランティア団体、NPO法人等により、幅広く活発な地域活動が実践されています。さまざまな取り組みの維持・発展が、地域福祉を築く要となります。また、行政区、民生委員児童委員、ボランティア団体などが連携し、地域全体で地域の課題に積極的に対応していくことが重要です。

（３）事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立を助け、質の高いサービスを安定して提供する必要があります。特に、利用者の立場に立ち、一人ひとりの意思を尊重し権利を守ることが重要です。そのために、専門の知識や体験を地域の住民に伝える機会をつくるなど、福祉に関する地域の力を高めることが求められます。

（４）市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、社会福祉法によって地域福祉の推進を図る中心的な団体として位置づけられています。地域での生きがいつくりや人と人とのつながりづくりの仲立ちをし、地域の生活課題を解決する仕組みをつくる役割を担っています。そのために、地域での福祉活動の基盤づくりを進めること、身近な地域で一人ひとりが力を発揮できるようボランティア活動や市民活動を活性化することなどが求められています。

（５）市の役割

市は、市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちを目指し、本計画に書かれている施策を総合的に実施し、地域福祉の向上に努めます。

地域福祉を推進する関係機関・団体と相互に連携協働し、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策を進めます。また、地域福祉への市民参加の機会を増やし、相談体制の充実や地域福祉活動拠点のネットワーク構築、情報提供の充実等を図ります。

2.新たな地域課題への対応を検討します

この計画を実現するためには、市民主体の活動充実、地域活動への市民参加、市民と民間事業者・行政との協働が必要不可欠です。また、地域活動を取り巻く新たな課題が起きたときには、この協働の中で対応について検討していきます。

（１）計画内容の広報・啓発

本計画の内容を市民へ周知するため、広報うしく、社協だより、市ホームページ等により計画内容を公表していきます。併せて、計画内容を簡潔にまとめた概要版を作成し配布します。

さらに、各種の行事や活動の中で機会をつくり、計画内容の広報・啓発を継続することで、市民への計画内容の理解促進を図ります。

（２）関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる分野は福祉、保健、防災、建設等と生活全般に関わる幅広いものです。このため市の内部では、地域福祉担当課が中心となり、庁内の関係部門と連携しながら計画を進めます。さらに、行政区、民生委員児童委員、ボランティア団体、NPO法人、市社会福祉協議会等の地域福祉に関わる様々な関係機関等と連携・協働することによって、地域福祉活動の実践を進めます。

（３）新たな地域課題への対応の検討

この計画は、市の地域福祉の方向性を示す理念的な計画であり、個別の事業の進捗管理については関連する各分野別計画に委ねられています。

住民の生活は日々変化し、それに伴い新たな生活課題が生まれています。新たな生活課題については、市民、地域、事業者、市社会福祉協議会、市や課題に関連する機関等が連携し、対応や解決へ向けての取り組みを図ります。



資料編

資料 1. 計画策定の経過

年月日	主な会議など	主な内容
平成 29 年 12 月 13 日	平成 29 年度 牛久市地域福祉計画審議会・牛久市地域福祉活動計画策定委員会 第 1 回	・「牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しについて ・8 地区社会福祉協議会の活動発表について
平成 30 年 2 月 16 日	8 地区社会福祉協議会情報交換会	・8 地区社協の活動の取り組み状況、活動の問題点や課題等を発表し情報交換
平成 30 年 4 月 18 日	平成 30 年度 牛久市地域福祉計画審議会・牛久市地域福祉活動計画策定委員会 第 1 回	・「牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しについての市長諮問 ・計画見直し手法の検討
平成 30 年 5 月 23 日	庁内検討委員会・ワーキングチーム会議	・関連事業評価資料の作成について
平成 30 年 6 月 25 日 ～7 月 21 日	地域支え合い懇談会（市内 8 会場） 6/25 牛久小学校区 6/30 中根小学校区 7/1 奥野小学校区 7/3 ひたち野うしく小学校区 7/4 牛久第二小学校区 7/11 向台小学校区 7/19 岡田小学校区 7/21 神谷小学校区	・各小学校区の地区社協ごとに、日頃の活動の中で感じている地域の課題や地区社協の在り方等について、意見や要望を出していただきました。
平成 30 年 8 月 2 日	平成 30 年度 牛久市地域福祉計画審議会・牛久市地域福祉活動計画策定委員会 第 2 回	・「牛久市地域福祉計画関連事業一覧結果まとめ」について ・「地域支え合い懇談会」について
平成 30 年 10 月 3 日	平成 30 年度 牛久市地域福祉計画審議会・牛久市地域福祉活動計画策定委員会 第 3 回	・「牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」骨子・フレームについて ・「牛久市成年後見制度利用促進計画」骨子・フレームについて
平成 30 年 10 月 31 日	庁内検討委員会・ワーキングチーム会議	・計画書素案の作成について
平成 30 年 12 月 26 日	平成 30 年度 牛久市地域福祉計画審議会・牛久市地域福祉活動計画策定委員会 第 4 回	・「牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」及び「牛久市成年後見制度利用促進計画」の素案の検討 ・パブリックコメントの実施について
平成 31 年 1 月 7 日 ～1 月 29 日	計画素案パブリックコメント	・計画素案についてパブリックコメントを実施し、5 通 30 件のご意見をいただきました。
平成 31 年 2 月 14 日	平成 30 年度 牛久市地域福祉計画審議会・牛久市地域福祉活動計画策定委員会 第 5 回	・パブリックコメント意見集約について ・「牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」及び「牛久市成年後見制度利用促進計画」の表紙案の検討 ・「牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の概要版の検討
平成 31 年 2 月 21 日	市長へ計画答申	・岩井会長から市長へ答申

資料 2. 前回計画評価

【進捗状況評価】

1. 計画以上 2. 計画どおり 3. やや遅れている 4. 非常に遅れている 5. 未着手 6. その他

【今後の方向】

1. 充実させる 2. 継続 3. 見直し 4. 廃止 5. その他

施 策 名	進捗状況評価	今後の方向
基本目標 1 優しい心を育みます		
基本施策 1 福祉学習を進めます		
(1) 地域などでの福祉学習を進めます		
1. 学校教育で福祉学習を進めます	2	2
(2) 地域交流を進めます		
2. 行政区活動を支援する	2	2
3. 生涯学習講座を開催する	2	1
4. 中央生涯学習センターを管理運営する	4	3
5. 運動施設を管理運営する	3	2
6. 放課後子ども教室を運営する	2	2
7. 土曜の学び場を運営する	2	2
(3) 地域福祉の担い手を育成します		
8. 牛久市行政情報出前講座	2	2
基本目標 2 支え合う地域社会をつくります		
基本施策 1 市民主体による地域を支える拠点・ネットワークづくりを進めます		
(1) 地域で安心して暮らせる「見守り支援」を進めます		
9. 見守り台帳を整備する	2	2
10. 地域防災計画の策定・改定	2	2
11. 自主防災組織の育成	2	2
12. 市総合防災訓練の実施	6	3
13. AEDの配備	2	2
(2) 行政区活動の活性化を図ります		
14. 行政区による広報広聴活動を実施する	2	2
15. たまり場を開設する	2	2
16. 行政区集会所施設の整備、管理	2	2
(3) 地区社会福祉協議会の活動を支援します		
17. 地区社協支援事業	2	2
(4) 広報媒体を利用して地域情報や災害情報を発信します		
18. 牛久市の行政情報を発信する	2	1

施 策 名	進捗状況評価	今後の方向
基本施策２ 地域福祉を支える団体との連携・協働を進めます		
(１) ボランティア・NPO法人などの活動を一層充実します		
19. NPO法人認証事務	2	2
20. 中央生涯学習センターを管理運営する	2	2
21. 運動施設を管理運営する	2	2
(２) 市社会福祉協議会との連携・協働を進めます		
22. 市社会福祉協議会の運営助成	2	2
23. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定	2	2
基本目標３ 自立した生活を支える仕組みをつくります		
基本施策１ 福祉サービスの適切な利用を進めます		
(１) 総合的な相談体制を整えます		
24. 家庭児童相談	2	2
25. 子育て相談	2	2
26. 特定健診結果説明会	2	1
27. 「すこやか」の作成・発行	2	2
28. 高齢者あんしん電話	2	2
29. 総合相談「あんしんホットライン」	2	2
30. 保険・年金相談	2	2
31. 介護保険相談	2	1
32. 障がい者相談支援事業	2	2
33. 成年後見サポートセンター	2	1
34. 地域ケアシステム	2	2
35. こころの健康相談	2	2
36. 障害者相談員の設置	2	2
(２) 保健・医療・福祉が連携・協働し情報提供を進めます		
37. 特定健康診査・特定保健指導を実施する	2	1
38. データヘルス計画の立案実施	2	2
39. 情報提供・周知	2	2
40. 各種健康づくり教室の実施	2	1
41. 専門的相談体制の充実	2	2
42. 社会福祉法人への指導	2	2
基本施策２ 福祉サービスの施策を進めます		
(１) 地域での健康づくりを進めます		
43. ヘルスロードの整備	2	2
44. 健康ウォークの開催	2	2
45. ママと赤ちゃんのほっと・すぺーす	2	2
46. 空気もきれいなお店登録事業	2	2
47. 健康づくり事業の実施	2	2

施 策 名	進捗状況評価	今後の方向
(2) 子育てしやすい地域をつくります		
48. 子育て広場の運営	2	2
49. 一時預かり保育の実施	2	2
50. 市民への情報提供	2	2
51. 公立保育園における交流事業の実施	2	2
52. 子育て支援拠点事業	2	2
53. 妊婦の健康づくり	2	1
54. 子どもの成長発育の確認、支援	2	2
55. 地域で仲間作りができる交流機会の提供	2	2
(3) 障がいのある人が暮らしやすい地域をつくります		
56. 障がい者の地域活動を支援する	2	2
57. 障害者自立支援協議会を開催する	2	2
58. こころの健康づくり講演会を開催する	2	2
59. 障がい福祉サービス費給付	2	2
60. 地域生活支援事業の実施	2	2
61. 補装具の給付	2	2
62. 自立支援医療の給付	2	2
(4) 高齢者が暮らしやすい地域をつくります		
63. 介護予防対象者を把握する	2	1
64. 介護予防・日常生活支援総合事業	3	1
65. 介護予防普及啓発	3	3
66. 地域介護予防活動	2	2
67. 地域包括支援センター	2	2
68. 介護サービス給付	2	2
(5) 地域の外国人を支えます		
69. 牛久市国際交流協会に運営費を補助する	2	2
(6) 地域の生活困窮者の自立を支援します		
70. 牛久市自立相談支援事業	3	2
71. 住居確保給付金	2	2
72. 一時生活支援	2	2
73. 学習支援	2	2
74. フードバンクへの協力	2	2
75. 奨学金	2	2
76. 就学援助	2	2
基本施策3 福祉サービスの利用者の権利を守ります		
(1) 福祉サービスの苦情解決を進めます		
77. 保育サービス向上に向けた助言、指導等の実施	2	2
78. 児童クラブサービスの向上に向けた助言、指導等の実施	2	2
79. 介護サービス向上に向けた助言、指導等の実施	3	3

施 策 名	進捗状況評価	今後の方向
80. 障がい福祉サービス向上に向けた助言、指導等の実施	2	2
81. 社会福祉法人の指導	3	2
(2) 成年後見サポートセンターの活用を進めます		
82. 成年後見制度利用支援事業	3	3
83. 成年後見サポートセンター運営補助	2	1
基本目標4 安心して暮らせる環境をつくれます		
基本施策1 暮らしやすい生活空間を整えます		
(1) 福祉のまちづくりを進めます		
84. コミュニティバスかっぱ号の運行	2	1
85. 福祉巡回バスの運行	2	2
86. 高齢者移送サービス	2	2
87. 重度障がい者の移動支援	2	2
88. 市営住宅	2	2
89. バリアフリー住宅の整備費助成	2	2
(2) 食の地産地消を進めます		
90. 学校給食における地産地消	2	2
91. 地域における地産地消	2	2
92. 市民参加型の地産地消	2	2
(3) ごみの減量・再利用・再資源化を進めます		
93. 資源物回収事業に補助する	2	2
94. 行政区リサイクル事業に補助する	2	2
95. 家庭排水浄化推進協議会の活動を支援する	2	2
(4) 空地・空家・耕作放棄地などの適正管理や活用を進めます		
96. 空家協議会の設置・運営	2	1
97. 空家対策の実施	2	1
98. 耕作放棄地再生利用交付金	2	2
99. 農地中間管理事業	2	2
(5) 防犯と交通安全のまちづくりを進めます		
100. 交通安全活動の実施	2	2
101. 交通事故相談の開催	2	2
102. 交通安全施設の整備	2	2
103. 交通安全教育の実施	2	2
104. 子どもの交通安全対策の充実	2	2
105. 防犯活動の実施	2	2
106. 地域安全パトロールの実施	2	2
107. 防犯灯の整備	2	2

資料 3. 牛久市地域福祉計画審議会設置条例

平成 20 年 3 月 21 日条例第 3 号

最終改定 平成 30 年 3 月 21 日

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 項の規定に基づく、本市の地域福祉計画の策定及び円滑な実施の推進等を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、牛久市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定、見直し及び実施に関し、必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表
- (2) 福祉関係者の代表
- (3) 保健医療関係者の代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、地域福祉計画担当課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 6 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

資料 4. 牛久市地域福祉活動計画策定委員会

平成 11 年 8 月 24 日制定

最終改定 平成 29 年 11 月 8 日

(設置)

第 1 条 地域福祉活動計画策定のため、牛久市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、地域住民への福祉ニーズに対するアンケート調査等の資料に基づき、次に掲げる事項を策定する。

- (1) 地域福祉活動計画策定及び見直しに関すること。
- (2) その他計画策定に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる機関のうちから選出された者を、会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉団体
- (2) 社会福祉施設
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 市民代表
- (5) 医療関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 学識経験者
- (8) 行政関係者
- (9) 社会福祉協議会理事
- (10) その他会長が必要と認めるもの

(検討委員会)

第 4 条 検討委員会の補助機関として、検討会を置くことができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 6 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第 8 条 委員長は、第 2 条に定める所掌事項の成果について、速やかにその内容を会長に報告する。

(庶務)

第 9 条 策定委員会の庶務は、牛久市社会福祉協議会において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年8月24日から施行する。

(中略)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月8日から施行する。

資料5. 牛久市地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成20年2月13日訓令第1号

最終改定 平成30年3月28日

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく、本市の地域福祉計画の策定に関する方針の検討及び連絡調整をするため、牛久市地域福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 牛久市地域福祉計画の策定に係る調査研究及び連絡調整に関すること。

(2) その他牛久市地域福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には副市長、副委員長には地域福祉計画担当部長、委員には教育長、各部等の長、教育部長及び関係課等の長を充てる。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(牛久市地域福祉計画ワーキングチーム)

第4条 検討委員会の補助機関として牛久市地域福祉計画ワーキングチームを置く。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 検討委員会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、意見の聴取等を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、地域福祉計画策定担当課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(中略)

附 則（平成30年訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

資料 6. 牛久市地域福祉計画策定ワーキングチーム設置要綱

平成 20 年 2 月 13 日訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、牛久市地域福祉計画検討委員会設置要綱（平成 20 年訓令第 1 号）第 4 条の規定に基づき設置される牛久市地域福祉計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 ワーキングチームは、牛久市地域福祉計画庁内検討委員会の方針に基づき、次の事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画策定のための資料収集、現状分析及び素案の作成に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第 3 条 ワーキングチームは、市長が任命する市職員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 ワーキングチームの構成員は、地域福祉計画策定後に解任されるものとする。

(部課等の長の協力)

第 5 条 ワーキングチームに関係する部課等の長は、積極的にチームの運営に協力しなければならない。ただし、当該部課等の事務の繁忙期においては、当該部課等の事務を優先するものとする。

(運営)

第 6 条 ワーキングチームの会議は、地域福祉計画担当部長の命により、地域福祉計画担当課長が必要に応じ随時招集し、会議を総理する。

(庶務)

第 7 条 ワーキングチームの庶務は、地域福祉計画担当課において行う。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

資料 7. 牛久市地域福祉計画策定審議会委員名簿及び牛久市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

氏 名	所 属	分 野	備 考
柳 井 秀 之	牛久市区長会	市民の代表	
坂 弘 毅	牛久市ボランティア・市民活動 ネットワークゆめまちネット	市民の代表	
栗 山 大 貴	牛久市青年会議所	市民の代表	
石 野 雅 昭	地区社会福祉協議会	市民の代表	
岡 見 清	牛久市社会福祉協議会	福祉関係者の代表	副会長・副委員長
末 永 宏	牛久市シニアクラブ連合会	福祉関係者の代表	
遠 藤 むつよ	牛久市障害者連合会	福祉関係者の代表	
仙 波 共 榮	牛久市民生委員児童委員協議会会	福祉関係者の代表	
柴 山 亮	牛久市介護支援専門員連絡協議会	福祉関係者の代表	
浅 沼 玲 子	牛久市保育園連絡協議会	福祉関係者の代表	
鳥 越 啓 隆	竜ヶ崎市・牛久市医師会牛久支部	保健医療関係者の代表	
福 恵 節 子	訪問看護ステーションうしく	保健医療関係者の代表	
岩 井 浩 一	県立医療大学	学識経験者	会長・委員長
長谷川 安 男	牛久市学校長会	その他市長が必要と認めた者	
長谷川 啓 一	牛久市 P T A 連絡協議会	その他市長が必要と認めた者	
川 上 秀 知	牛久市保健福祉部	その他市長が必要と認めた者	
高 谷 寿	牛久市市民部	その他市長が必要と認めた者	

【旧委員】

氏 名	所 属	分 野	備 考
勝 山 典 明	牛久市 P T A 連絡協議会	その他市長が必要と認めた者	

資料 8. 牛久市地域福祉計画検討委員会委員名簿

職 名 等			氏 名	備 考
副市長			滝本 昌司	委員長
保健福祉部長			川上 秀知	副委員長
教育長			染谷 郁夫	
市長公室長			吉川 修貴	
経営企画部長			飯泉 栄次	
総務部長			中沢 勇仁	
市民部長			高谷 寿	
環境経済部長			藤田 聡	
建設部長			八島 敏	
教育部長			川井 聡	
議会事務局長			滝本 仁	
市長公室	広報政策課	課長	本多 聡	
経営企画部	政策企画課	課長	柳田 敏昭	
総務部	総務課	課長	吉田 充生	
市民部	市民活動課	課長	糸賀 珠絵	
	交通防災課	次長兼課長	植田 裕	
保健福祉部	次長		藤田 幸男	
	次長		小川 茂生	
	社会福祉課	課長	糸賀 修	事務局
	こども家庭課	課長	結束 千恵子	
	保育課	課長	中山 智恵子	
	高齢福祉課	課長	川真田 智子	事務局
	健康づくり推進課	課長	内藤 雪枝	
	医療年金課	課長	石塚 史人	
環境経済部	環境政策課	課長	横瀬 幸子	
	廃棄物対策課	課長	栗山 裕一	
	農業政策課	課長	神戸 千夏	
建設部	都市計画課	次長兼課長	山岡 孝	
	空家対策課	課長	柴田 賢治	
	建築住宅課	課長	榎本 友好	
教育委員会	教育総務課	課長	川真田 英行	
	指導課	課長	豊嶋 正臣	
	放課後対策課	課長	吉田 茂男	
	生涯学習課	課長	中野 祐則	
	スポーツ推進課	課長	齋藤 勇	
社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会		常務理事兼事務局長	岡見 清	

資料 9. 牛久市地域福祉計画策定ワーキングチーム委員名簿

職 名 等			氏 名	備 考
市長公室	広報政策課	主査	山越 美穂	
経営企画部	政策企画課	課長補佐	中島 雄一	
総務部	総務課	課長補佐	中澤 久	
市民部	市民活動課	課長補佐	飯島 敦子	
	交通防災課	課長補佐	斎藤 正浩	
保健福祉部	社会福祉課	課長補佐	横田 一郎	事務局
	社会福祉課	課長補佐	柳橋 克栄	
	こども家庭課	課長補佐	植田 英子	
	保育課	課長補佐	大野 由光	
	高齢福祉課	課長補佐	石塚 悟	
	健康づくり推進課	課長補佐	野口 信子	
	医療年金課	課長補佐	大野 恵子	
環境経済部	環境政策課	課長補佐	大徳 通夫	
	廃棄物対策課	課長補佐	荒木 浩司	
	農業政策課	主任	野崎 晴美	
建設部	都市計画課	課長補佐	稲葉 健一	
	空家対策課	主査	坂本 裕紀	
	建築住宅課	課長補佐	松添 明彦	
教育委員会	教育総務課	室長	戸塚 美幸	
	指導課	課長補佐	山口 明	
	放課後対策課	主査	中山 明子	
	生涯学習課	課長補佐	山越 義弘	
	スポーツ推進課	課長補佐	飯島 章友	
社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会		事務局次長	中村 佳代	

【事務局】 社会福祉課 課長 糸賀 修
 (障がい福祉G) 課長補佐 横田 一郎
 主査 板倉 美世恵
 主査 富田 香織
 主事 岸 晃平
 高齢福祉課 課長 川真田 智子
 (介護保険G) 主査 橋本 円

みんなの幸せづくり計画

牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行 2019 年（平成 31 年）3 月
編集 牛久市 保健福祉部 社会福祉課
高齡福祉課
社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会
〒300-1292
牛久市中央 3 丁目 15 番地 1
電話 029（873）2111（市代表）
029（871）1295（市社協）